****

平成24年　第3回定例会

上富良野町議会会議録

****

開会　平成 24 年 9 月 19 日

閉会　平成 24 年 9 月 20 日

上　富　良　野　町　議　会

目　　次

第　１　号（９月１９日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開会宣告・開議宣告　……　2
○諸 般 の 報 告　……　2
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　2
○日程第　２　会期決定の件　……　2
○日程第　３　行 政 報 告　……　2
○日程第　４　報告第　１号　監査・例月現金出納検査結果報告の件　……　5
○日程第　５　報告第　２号　議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件　……　5
○日程第　６　報告第　３号　平成２３年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件　……　7
○日程第　７　報告第　４号　平成２４年度（平成２３年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件　……　7
○日程第　８　議案第　１号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第２号））　……　8
○日程第　９　議案第　２号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第３号））　……　8
○日程第１０　議案第　３号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第４号））　……　8
○日程第１１　議案第　４号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第５号））　……　8
○日程第１２　町の一般行政について質問　……　１１
２番　小　野　忠　君　……　１１
１　財政指数改善の問題について
２　上富良野小学校改築について
３番　村　上　和　子　君　……　１３
１　町長の任期を目前にしてこの４年間の検証、行政を問う
１１番　今　村　辰　義　君　……　２０
１　今冬、節電を促進するため「家庭向け省エネ節電キャンペーン（仮称）」を実施して節電達成家庭に商品券等を
２　融雪後における速やかなスノーポールや標識の曲がりの修復を
１番　佐　川　典　子　君　……　２３
１　雑草の中の町花ラベンダーについて
２　美瑛町から深山峠近くまで来ている送電線支持物建替工事について
３　わかりやすい標示について
４番　米　沢　義　英　君　……　３１
１　産業復興について
２　障がい者福祉行政について
３　子育て支援について
４　町道の使用について
５　行政評価について
６　教育行政について
１０番　一　色　美　秀　君　……　３９

1　東中中学校閉校後の利用について
2　職員を中央省庁に派遣する仕組みについて
○散　会　宣　告　……　４３

目　　次

第　２　号（９月２０日）

○議　事　日　程　……　４５
○出　席　議　員　……　４５
○欠　席　議　員　……　４５
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　４５
○議会事務局出席職員　……　４５
○開　議　宣　告　……　４６
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　４６
○日程第　２　議案第　５号　平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）　……　４６
○日程第　３　議案第　６号　平成２４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）　……　５２
○日程第　４　議案第　７号　平成２４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）　……　５３
○日程第　５　議案第　８号　平成２３年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について　……　５５
○日程第　６　議案第　９号　平成２３年度上富良野町企業会計決算認定の件　……　５５
○日程第　７　議案第１０号　平成２３年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件　……　５５
○日程第　８　議案第１１号　上富良野町暴力団排除の推進に関する条例　……　６１
○日程第　９　議案第１２号　上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例　……　６２
○日程第１０　議案第１３号　上富良野町災害対策本部条例及び上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例　……　６３
○日程第１１　議案第１４号　教育委員会委員の任命の件　……　６３
○日程第１２　議案第１５号　教育委員会委員の任命の件　……　６３
○日程第１３　発議案第１号　議員派遣の件　……　６４
○日程第１４　発議案第２号　町内行政調査実施に関する決議　……　６５
○日程第１５　発議案第３号　議会報告会実施に関する決議　……　６５
○日程第１６　発議案第４号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件　……　６６
○日程第１７　発議案第５号　保険で良い歯科医療の実現を求める意見の件　……　６７
○日程第１８　閉会中の継続調査申出の件　……　６７
○閉　会　宣　告　……　６８

第３回定例会付託事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第２号））	９月 19 日	承　認　可　決
2	専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第３号））	９月 19 日	承　認　可　決
3	専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第４号））	９月 19 日	承　認　可　決
4	専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第５号））	９月 19 日	承　認　可　決
5	平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）	９月 20 日	原　案　可　決
6	平成２４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	９月 20 日	原　案　可　決
7	平成２４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	９月 20 日	原　案　可　決
8	平成２３年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	９月 20 日	原　案　可　決
9	平成２３年度上富良野町企業会計決算認定の件	９月 20 日	決算特別委員会付託
１０	平成２３年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	９月 20 日	決算特別委員会付託
１１	上富良野町暴力団排除の推進に関する条例	９月 20 日	原　案　可　決
１２	上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例	９月 20 日	原　案　可　決
１３	上富良野町災害対策本部条例及び上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例	９月 20 日	原　案　可　決
１４	教育委員会委員の任命の件	９月 20 日	同　意　可　決
１５	教育委員会委員の任命の件	９月 20 日	同　意　可　決
	報　　告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	９月 19 日	報　　告
2	議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件	９月 19 日	報　　告
3	平成２３年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件	９月 19 日	報　　告
4	平成２４年度（平成２３年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	９月 19 日	報　　告

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
	行政報告	9月19日	
	町の一般行政について質問	9月19日	
	発　　議		
1	議員派遣の件	9月20日	原　案　可　決
2	町内行政調査実施に関する決議	9月20日	原　案　可　決
3	議会報告会実施に関する決議	9月20日	原　案　可　決
4	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件	9月20日	原　案　可　決
5	保険で良い歯科医療の実現を求める意見の件	9月20日	原　案　可　決
	閉会中の継続調査申出の件	9月20日	原　案　可　決

平成２４年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成２４年９月１９日（水曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　会期決定の件　９月１９日～２０日　２日間
第　３　行政報告　　町　長　向　山　富　夫　君
第　４　報告第　１号　監査・例月現金出納検査結果報告の件
　　代表監査委員　米　田　末　範　君
第　５　報告第　２号　議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件
第　６　報告第　３号　平成２３年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件
第　７　報告第　４号　平成２４年度（平成２３年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
第　８　議案第　１号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）
第　９　議案第　２号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）
第１０　議案第　３号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）
第１１　議案第　４号　専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）
第１２　町の一般行政について質問

○出席議員（１４名）

１番	佐　川　典　子　君	２番	小　野　　忠　君
３番	村　上　和　子　君	４番	米　沢　義　英　君
５番	金　子　益　三　君	６番	徳　武　良　弘　君
７番	中　村　有　秀　君	８番	谷　　忠　君
９番	岩　崎　治　男　君	１０番	一　色　美　秀　君
１１番	今　村　辰　義　君	１２番	岡　本　康　裕　君
１３番	長谷川　徳　行　君	１４番	西　村　昭　教　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町　　長	向　山　富　夫　君	副　町　長	田　浦　孝　道　君
教　育　長	北　川　雅　一　君	代表監査委員	米　田　末　範　君
教育委員会委員長	増　田　修　一　君	農業委員会会長	中　瀬　　実　君
会計管理者	中　田　繁　利　君	総務課長	田　中　利　幸　君
産業振興課長	前　田　　満　君	保健福祉課長	坂　弥　雅　彦　君
健康づくり担当課長	岡　崎　智　子　君	町民生活課長	北　川　和　宏　君
建設水道課長	北　向　一　博　君	農業委員会事務局長	菊　池　哲　雄　君
教育振興課長	服　部　久　和　君	ラベンダーハイツ所長	大　石　輝　男　君
町立病院事務長	松　田　宏　二　君		

○議会事務局出席職員

局　　長	野　崎　孝　信　君	次　　長	藤　田　敏　明　君
主　　事	新　井　沙　季　君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１４名）

◎開 会 宣 告 ・ 開 議 宣 告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１４名でございます。

これより、平成２４年第３回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野﨑孝信君）　御報告申し上げます。

今期定例会は、９月１４日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、９月３日及び９月１２日、議会運営委員会を開き、会期、日程等を審議しました。

今期定例会までに受理しました陳情、要望は３件であり、その内容はさきに配付したところであります。

今期定例会の報告は４件で、監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書、町長から報告案件２件、議員から、議員派遣結果報告書であります。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案１５件及び議員からの発議案５件であります。

なお、議案第１４号及び議案第１５号教育委員会委員の任命につきましては、明日２０日に配付の予定であります。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。

その資料として、行政報告とともに、平成２４年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、小野忠議員外５名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

５番　金　子　益　三　君
６番　徳　武　良　弘　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月２０日までの２日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月２０日までの２日間と決しました。

◎日程第３　行政報告

○議長（西村昭教君）　日程第３　行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君）　おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第３回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る６月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、６月３０日午後７時３０分ころから発生した十勝岳の大正火口付近が明るく見える現象についてでありますが、観光客から通報を受けた警察署において、翌午前１時ころ十勝岳温泉地区に避難指示が出され、町も連絡を受けたところであり、宿泊客、従業員など１００名程度が保健福祉総合センターへ一時避難をいたしました。

町においては、午前２時に災害対策本部を設置し、情報の収集等に努め、午前３時２７分、札幌管区気象台により火山の状況に関する開設情報第１号により、噴火の予兆等がないことを確認したことか

ら、避難者への説明とあわせて避難の解除を行いました。

なお、火山ガスの噴出量が多くなっていることから、美瑛町と協議の上、同日早朝より十勝岳山頂方面への入山規制を実施いたしましたが、その後、発光現象も確認されなくなり火山ガスの噴出も平常のレベルに戻ったことから、７月６日には入山規制を注意喚起へ移行したところであります。

また、８月１３日にも、約１時間程度小さな発光現象が高感度カメラによって確認されておりますが、特段の変化は確認されておりません。今後とも関係機関との連絡体制を密にし、十勝岳監視体制の強化に努めてまいります。

次に、大雨及び突風被害についてでありますが、７月５日、７月３１日、９月３日、９月９日から１１日にかけて、局地的な集中豪雨や突風により町内の道路、河川を中心に被害が発生したところであります。

現在、町といたしましては、急を要すると判断し、専決処分による４回の予算補正を行い、全力で復旧を行っている状況であり、これらに関しまして、今議会で専決処分の承認をお願いしているところであります。

特に、７月３１日は午後８時ころからの激しい雨のほか、市街地区から日の出地区にかけて瞬間的な突風による住宅等への被害、公共施設、街路や公園内の樹木の倒木が発生し、翌日まで続いた降雨は２４時間雨量で１０９ミリに達しました。また、９月９日から１１日にかけては、町内全域において局地的な大雨が続き、総雨量は３日間で１１０ミリを超える大雨となりました。

これらの大雨等による公共土木災害につきましては、２９７カ所、農道１５カ所に上り、復旧に要する費用は１億７，６００万円となっております。

なお、被害は発生しなかったものの、８月中に４度の大雨警報が発表されており、突発的な気象の変化が近年ふえていることから、これまでの被害を検証し、万全な体制のもとに対応してまいりたいと考えております。

次に、国の栄典関係についてでありますが、長年にわたり町の代表監査委員を務められました平塚武氏が、７月１日付の発令による高齢者叙勲において旭日単光章を受賞され、８月６日町長室において上川総合振興局副局長より伝達されました。改めてこれでまの御功績に心から敬意をあらわすものであります。

次に、健康づくり講演会についてでありますが、９月１５日、社会教育総合センターを会場に、聖路加国際病院理事長の日野原重明先生をお招きし、「アートで生き生き１０１歳からのメッセージ」と題して開催されました。

この講演会は、後藤純男美術館開館１５周年と後藤先生の画業６０周年を記念して、同美術館と町の共催で開催させていただいたもので、道内外より１，３００人に及ぶお客様に御来場いただき、盛会のうちに終了することができました。

次に、町遊休地の利活用についてでありますが、平成１３年度に策定した上富良野町ストック総合利用計画において、公営住宅用途廃止の決定をしておりました緑町町営住宅については、建設から４５年以上を経過し老朽化が進んでいることから、現在入居されている２棟８戸を除き解体工事を進めた上で、町営住宅としての用途を廃止し、８月２１日をもって普通財産に移行いたしました。

当該町営住宅跡地については、今後福祉目的施設用地として利活用を図ることを基本方針として決定し、その一部について現在社会福祉法人富良野あさひ郷が、町内への開設を計画している障がい者支援施設建設予定の候補地として、協議を進めているところであります。

町遊休地については町内各所に点在していることから、それぞれの状況を確認しながら、引き続きその有効な利活用を図ってまいります。

次に、自衛隊関係でありますが、基地対策関係では、北海道基地協議会によります平成２５年度防衛施設周辺整備対策事業要望として、北海道防衛局、北海道、民主党、防衛省、北海道選出国会議員へ要望を行いました。

また、協力会支部関係では、７月１１、１２日に中央要望を、今回においては８月２２、３０日、９月６日、７日で道内中央等への要望活動をそれぞれ行いました。

部隊記念行事関係では、６月２３日に、第三地対艦ミサイル連隊、総隊１８周年記念行事に、６月２４日には島松駐屯地及び北海道補給所創立６０周年記念行事に、６月３０日には、第１特科団総隊北千歳駐屯地記念行事に出席し、また、７月７日には旭川地方協力本部創立６周年記念行事に、さらに、８月５日には千歳基地航空祭に、それぞれ出席したところであります。

次に、予防接種についてでありますが、生ポリオワクチンについては、以前から副反応が心配されておりましたが、町内の不活化ポリワクチンの供給が可能となったため、国において９月１日から定期接種となり、本町においても接種を開始したところであります。

また、１１月からは同様に４種混合ワクチン接種の開始が決定したことから、その実施に向け町民へ

の周知と準備を進めてまいります。

次に、中央保育所の民営化に向けた取り組みについてですが、７月２７日に中央保育所父母の会の皆様に説明会を開催し、民営化実施計画原案と民間移譲公募要項原案を提示して御意見をいただいたところであり、これらを踏まえ民営化実施計画と民間移譲公募要項を取りまとめたところであります。

今後においては、同計画及び要項に基づき、平成２６年４月からの民営化に向けて準備を進めてまいります。

次に、友好都市津市との交流についてでありますが、ことしは友好都市提携から１５周年の記念の年を迎えたところであり、７月１２日から１４日にかけて津市から市民訪問団２０名を、また、７月２１日から２３日には、前葉市長一行６名をお迎えしたところであります。前葉市長とは、これまでの交流の歴史、そしてこれからの新しい連携についてお話をさせていただいたところでありまして、先人が築いた開拓の歴史に思いを馳せ、両市町間におけるさらなる友好のきずなを深めることを確認させていただいたところであります。

次に、交通安全対策についてでありますが、本町におきましては、９月１０日に交通死亡事故ゼロ１，０００日を達成したところであり、これもひとえに町民一丸となり交通安全の取り組みを進めてきた結果であり、関係機関の御協力に感謝申し上げるところであります。

この達成を踏まえ、９月１１日には小中学生、高校生を初め、町民約９００名の参加をいただき、交通安全町民大会２０１２を開催したところであり、大会では悲惨な交通事故を１件でも減らし、犠牲者を１人でも少なくするため、町民一人一人が交通安全の意識を高めることを宣言したところであります。今後におきましても、交通死亡事故ゼロ１，５００日、２，０００日を目指し、啓発活動を推進してまいります。

次に、農作物の生育状況についてありますが、局地的な集中豪雨によって、農地の流出などの被害はあったものの、全般的には順調の経過をたどっているものと認識しております。

主要作物の一つであります秋まき小麦につきましては、昨年の播種作業が大幅におくれたことから、期待する収量は望めなかったものの、水稲を初めほとんどの作物で平年並み、もしくは平年を上回る出来高であるものと期待しているところであり、今後の天候回復と収穫の安全を願っております。

次に、５回目を迎えた町民ビアガーデンについてでありますが、７月１４日、「まるごと上富良野四季彩」実行委員会の主催により開催されました。さらに、本年は花と炎の四季彩祭り会場においてもＰＲ販売を実施し、より多くの皆様に楽しんでいただくことができました。

また、本年新たに取り組まれた瓶ビールの商品化につきましても、町内外の皆様から高い評価をいただき、１，０００本製造をした商品も販売開始から半月余りで注文を打ち切らざるを得ない状況となったと報告を受けております。

従来からの町内飲食店や観光事業所での商品活用とあわせ、上富良野ブランドの一つとして、地域経済への振興につながることを期待しているところであります。

次に、７月２２日に開催した「第３４回２０１２花と炎の四季彩祭り」についてですが、当日は天気にも恵まれ、町内外から約３万人の来場者をお迎えし、ステージショー、行灯行列、花火などの行事が予定どおり行われ、盛会に終了することができました。

早くから行灯の製作を初めイベントの準備、運営に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、本町のＰＲ活動についてでありますが、８月２日に札幌大通り公園西８丁目に開設された、サッポロビアガーデン会場において開催された、ふるさと北海道応援企画に参加し、十勝岳・ラベンダーなどの観光資源や上富良野ポークなど、農畜産物の紹介を初め、関係機関の皆様の協力参加を得て、ＰＲ活動を行ってきたところであります。

次に、本年１２月に策定を予定している上富良野町観光振興計画でありますが、町民アンケート、観光客への対面アンケート、宿泊施設利用者アンケートの調査結果がまとまりましたので、９月１０日に保健福祉総合センターかみんにおいて、２２名の参加をいただき、調査結果を報告するとともに意見交換会を開催いたしました。

今後におきましては、その意見交換会でいただきましたさまざまな御意見などを踏まえながら、計画の策定に取り組んでまいります。

次に、児童生徒の部活動等での活躍の状況についてでありますが、小学生においては、ジャガーズ野球少年団が、７月２４日から中標津町で開催された「第３２回全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメント北北海道予選大会」に、上富良野小学校２年の吉村海斗さんが、８月２５日から東京都で開催された「第１２回全日本少年少女空手道選手権大会」に出場いたしました。

また、上富良野小学校スクールバンドが近年の吹奏楽コンクールでの成績が認められ、来年１月２６日に仙台市で開催される「東北小学校スクールバン

ドフェスティバル」に、北海道代表として出場が決定したことなど、コンクール・競技会等で優秀な成績をおさめております。

中学生においては、上富良野中学校陸上部１９名が、７月２７日から旭川市で開催された第４３回北海道中学校陸上競技大会へ出場し、男子４００メートルリレーで３位に入賞するなど、中体連の各競技において優秀な成績をおさめております。

また、中体連関係以外においても、上富良野中学校野球部、ソフトテニス部、卓球部、東中中学校テニス部が全道大会に出場するなど、各種大会等において優秀な成績をおさめており、児童生徒たちの活躍に大きな声援を送るものであります。

さらに、上富良野高等学校では、甲子園出場という大きな夢を抱いて入学し野球部を結成した現３年生が、甲子園につながる最後の北北海道大会旭川支部予選に出場し正々堂々と全力で臨みましたが、残念ながら夢の実現はかないませんでした。

しかし、上富良野高等学校の振興や町民に与えた功績は計り知れず、人として大きく成長した選手諸君に大きな声援を送るものです。

最後に建設工事の発注状況についてでありますが、６月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は８月２４日現在、件数で２２件、事業費総額で９，４９９万３，５００円で、本年度累計では３７件、事業費総額３億１，１８６万５００円となっております。詳細につきましては、お手元に平成２４年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第４　報告第１号

○議長（西村昭教君）　日程第４　報告第１号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承をいただきたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

１ページをお開きください。

地方自治法第１９９条第４項の規定により、定期監査を執行いたしましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町町民生活課の財務事務を監査の対象として、平成２４年７月３０日に平成２４年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検・照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、２ページから１４ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第３項の規定により、その結果を報告いたします。

平成２３年度５月分及び平成２４年度５月分から７月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、１５ページにございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　質疑がなければ、これをもって、本件の報告を終わります。

◎日程第５　報告第２号

○議長（西村昭教君）　日程第５　報告第２号議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件について報告を求めます。

議会運営委員長、金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま上程いただきました議員派遣結果の報告につきまして、朗読をもちまして報告とかえさせていただきます。

平成２４年度第２回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

件名、北海道町村議会議員研修会及び先進地調査。

調査及び研修の経過。

平成２４年７月３日、議員１３名で北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に参加するとともに、同じく７月４日、泊村において電子力エネルギーに関して調査を行った。

調査の経過につきましては、御高覧いただきましたものとして、概要のみの説明にかえさせていただきます。

初めに、北海道町村議会議員研修会について。

明治大学政治学部教授、牛山久仁彦氏の講師のもと、「議会改革の展望と課題」の演題をいただき、引き続き、外交ジャーナリスト、作家で慶応義塾大学教授、手嶋龍一氏の講師のもと「世界の中の日本、アジアの中の日本、日本の外交戦略を探る」の演題と題して講義をいただいた。

次に、先進地調査泊村原子力発電所の経過でございます。

泊村にある北海道電力泊原子力発電所の視察調査を次のように行った。

現地では、最初に原子力ＰＲセンターとまりん館において、施設の概要を初め福島第一原子力発電所の事故を受け、より高い安全性確保のため防潮堤の設置や非常時における外部電源の確保など、地震や津波対策の説明を受けた後、原子力発電所３号機内部の中央制御室において、停止中の原子炉の点検作業の様子やタービン建屋・燃料取扱棟を視察し説明を受けた。

福島にある東京電力第２発電所の原子力発電所とは構造が根本的に異なり、福島の原子力発電所は加熱方式に対して泊の発電所は加圧方式であり、安全面においては全く違うものであった。万が一の自然災害に対しては、福島県での事故を教訓に、さまざまな事態を想定して、放射線の被害が北海道内に広がらないような対策を講じていたので、本年着工された防潮堤の設置工事が早期完成されることが必要である。

原子力エネルギーのほかに再生可能な代替エネルギーの開発が急がれるが、それらが確立されるまでの当分の間、安定的な電力供給のための泊原発の再稼働も視野に入れて考察すべきであると感じた。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

次に、議会広報特別委員長、米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　議員派遣報告について、調査してきましたので、報告させていただきます。

先進地調査及び議会広報研修会について報告いたします。

議会広報特別委員会は、議会の活動をよりわかりやすく町民に知らせるための広報誌発行に関する調査研究のために、平成２４年度８月２２日は仁木町議会を調査し、２３日には北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に出席いたしました。

もう既に、皆様調査内容を講読されていると思いますので、特徴的な点のみについて報告させていただきます。

仁木町議会の広報の創刊年月日は平成３年６月で、年４回発行していました。また、多くの町民に議会を身近な存在に感じてもらい、議会の傍聴に来てもらいたいとミニ広報として「議会だより　にきぷち通信」を発行していました。この内容は議会定例会の開催のお知らせ、また一般質問等の周知を行っていました。

さらに、紙面の構成では、多くの町民に読まれる広報紙を目指し、家族のきずなをテーマにし、３世代家族の近況を取材し、表紙にはその家族の子供さんを写真という形でアップで掲載していました。

また、編集で心がけていたことは、インパクトのある見出しづくり、議会や行政用語はなるべく使わず、用いる場合は解説をつけて、また、議会の審議の内容経過がわかるように、また、議会が独自に調査研究した活動を積極的に掲載していたというのが特徴であり、読まれる広報づくりを目指していました。

次に、全道町村議会広報研修会について報告いたします。

全国町村議会広報コンクールの審査運用をしています城市創氏による「親しみやすい議会広報づくり」と題した講演を聴講してきました。

その中で、先進事例として鳥取県智頭町議会の広報委員会が町民に議会の活動を理解してもらうために、出前広報委員会を開催し、住民との意見交換会を実施し、議会の様子がわかるようにという形の役割を果たして、また同時に、議会広報の持つ意義と役割の強調をしていました。

次に、編集の心構えについて、住民が知りたいことは何か、住民に伝えたいことは何か、議会広報紙が住民の手元に届き、どう読み、感じ取るかなど意識して、編集することが必要だと話していました。

また、気になる用語や言葉遣いがあれば徹底して調べること。仮にそれが１００あったとして、調べた結果一つの間違いだったとしても、編集作業は無駄なように見えるが、時間をかけてじっくりと編集を行ってほしいということを述べていました。

次に、見出しを読んで書かれている内容が読者に

伝わる工夫や、文章だけで読者が理解できないようであれば、図表や地図なども使用することが必要だと述べていました。

また、写真選びのポイントとしては、テーマ、ねらいに沿った写真か、人の表情の動き、目の輝きなどを目安にすることが大切だと語っていました。

この間、町議会においても新たな表紙をつくり、また、みんなのページを設けるなど、住民に読まれる広報紙づくりに進めています。

そういう意味では、今回の議会だよりの編集作業において、生かせる内容がたくさんあった、調査研修であったこと報告させていただきます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

◎日程第６　報告第３号

○議長（西村昭教君）　日程第６　報告第３号平成２３年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（服部久和君）　ただいま上程いただきました報告第３号平成２３年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件について御説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条１項の規定により、教育委員会はその権限に属する事務の点検評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、公表するものです。

以下、平成２３年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について説明させていただきます。

１ページをごらんください。

本報告書の目的は教育委員会の責任体制の明確化を図り、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図るため、教育に関する事務の管理及び執行に関する状況をみずから点検・評価を行ったところであります。

次に、点検・評価の内容でありますが、内容は平成２３年度教育行政執行方針にお示しした事業の実績をまとめ、内部評価を行い、教育に精通している学識経験者の意見を聴取し、今後の課題や対応策をまとめ、本報告書を作成したところであります。

町民の皆様への公表につきましては、本議会が終了後に冊子として役場情報コーナーにおきまして閲覧していただく予定であります。

評価に当たりましては、教育委員会議や教育委員協議会などの教育委員会の活動状況について、３ページから１０ページに記載し、１１ページにて教育委員会みずからの評価を述べさせていただいております。

また、１２ページから５８ページにわたり平成２３年度教育行政執行方針においてお示ししました４５事業を対象として、達成度、効果度による評価と、それをもとに総合評価を行ったところであります。

評価の結果としては、２ページの第１表から第３表に記載し、５９ページから６０ページでは、教育行政評価委員からいただいた意見を記載しております。

以上、平成２３年度上富良野町教育委員会点検・評価報告とさせていただきます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第７　報告第４号

○議長（西村昭教君）　次に日程第７　報告第４号平成２４年度（平成２３年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました報告第４号平成２４年度（平成２３年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて御報告申し上げます。

平成２３年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は１６．６％、将来負担比率は７０．２％となってございます。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており健全段階に位置づけられるところでございます。

以上、御報告といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第　８　議案第１号
◎日程第　９　議案第２号
◎日程第１０　議案第３号
◎日程第１１　議案第４号

○議長（西村昭教君）　次に、日程第８　議案第１号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第２号））、日程第９　議案第２号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第３号））、日程第１０　議案第３号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第４号））、日程第１１　議案第４号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第５号））は間連がありますので、一括議題といたしたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま一括上程いただきました議案第１号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第２号））、議案第２号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第３号））、議案第３号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第４号））及び議案第４号専決処分の承認を求める件（平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第５号））の専決処分を行いました要旨につきまして、御説明を申し上げます。

議案第１号につきましては、７月５日の局地的な大雨により、議案第２号につきましては、７月３１日から８月１日の集中豪雨及び突風により、議案第３号については、９月３日及び４日の局地的な大雨により、議案第４号につきましては、９月９日から９月１１日までの長雨及び局地的な大雨により、道路、河川、農道等に延べ３０８カ所の被害が発生いたしましたことから、緊急に対応するために、災害復旧費総額１億６，１００万円の予算措置を講じ、そのうち歳入を単独災害復旧事業債、総額１億１，４９０万円として補正予算を調整して、それぞれ７月６日、８月１日、９月４日、９月１２日付で専決処分を行ったところであります。

このようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ御報告するとともに、御承認いただくために本議案を上程した次第でございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、順次議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

また、議決項目の部分のみ朗読して、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承を願います。

議案第１号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）。

裏面をごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２４年７月６日。上富良野町長、向山富夫。

次ページに移ります。

平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）。

平成２４年度上富良野町の一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，９３０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ６１億６，６５７万２，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

２１款町債１，９３０万円。

歳入合計は１，９３０万円であります。

２、歳出。

１２款災害復旧費２，８００万円。

１３款予備費８７０万円の減。

歳出合計は１，９３０万円であります。

２ページに移ります。

第２表の地方債の補正ですが、冒頭申し上げましたように、単独災害復旧事業債１，９３０万円の限度額の追加設定を行ったものであります。

以上、議案第１号専決処分の承認を求める件、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第２号）の説明といたします。

次に、議案第２号に移ります。

議案第２号専決処分の承認を求める件。
地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。
記。
処分事項、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）。
裏面をごらんください。
専決処分書。
平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。
平成２４年８月１日。上富良野町長、向山富夫。
次ページに移ります。
平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）。
平成２４年度上富良野町の一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，２７０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ６２億９２７万２，０００円とする。
２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
地方債の補正。
第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。
１ページをお開きください。
第１表、歳入歳出予算補正。
１、歳入。
２１款町債４，２７０万円。
歳入合計は４，２７０万円であります。
２、歳出。
１２款災害復旧費５，８５０万円。
１３款予備費１，５８０万円の減。
歳出合計は４，２７０万円であります。
２ページに移ります。
第２表の地方債の補正につきましては、単独災害復旧事業債限度額を６，２００万円に変更するものであります。
以上、議案第２号専決処分の承認を求める件、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）の説明といたします。
次に、議案第３号に移ります。
議案第３号専決処分の承認を求める件。
地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。
記。
処分事項、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）。
裏面をごらんください。
専決処分書。
平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。
平成２４年９月４日。上富良野町長、向山富夫。
平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）。
平成２４年度上富良野町の一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，０９０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ６２億２，０１７万２，０００円とする。
２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
地方債の補正。
第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。
１ページをお開きください。
第１表、歳入歳出予算補正。
１、歳入。
２１款町債１，０９０万円。
歳入合計は１，０９０万円であります。
２、歳出。
１２款災害復旧費１，９５０万円。
１３款予備費８６０万円の減。
歳出合計は１，０９０万円であります。
２ページに移ります。
第２表の地方債の補正につきましては、単独災害復旧事業債限度額を７，２９０万円に変更するものであります。
以上、議案第３号専決処分の承認を求める件、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）の説明といたします。
次に、議案第４号に移ります。
議案第４号専決処分の承認を求める件。
地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。
記。
処分事項、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２４年９月１２日。上富良野町長、向山富夫。

次ページに移ります。

平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）。

平成２４年度上富良野町の一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，２００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ６２億６，２１７万２，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の補正は、「第２表　地方債補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

２１款町債４，２００万円。

歳入合計は４，２００万円であります。

２、歳出。

１２款災害復旧費５，５００万円。

１３款予備費１，３００万円の減。

歳出合計は４，２００万円であります。

２ページに移ります。

第２表の地方債の補正につきましては、単独災害復旧事業債限度額を１億１，４９０万円に変更するものであります。

以上、議案第４号専決処分の承認を求める件、平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　全般について質問させていただきます。

今回補正予算等を組まれました。それで、今年度において歳入の財源の確保がきっちりとされるかどうかという点で不安な面がありますが、この点はどのように確保されるのか伺いたいと思います。

次にお伺いしたいのは、今回前年度同様、同地域がほぼやはり被害に遭うという状況になってきているかというふうに思います。

そういう意味で、町では主要４路線でしょうか、根幹的な整備の見直しを図るという形で、委託費を組みながら将来的に向けた減災対策という形も予算をつけましたが、現在の課題等はどのように、まだ結果出ているのかどうかわかりませんが、受けとめられているのか、お伺いいたします。

次に、同じ河川が何回もやはり被害に遭うという状況で、江幌、静修、江花、その里仁の方に聞いても、根本的にやはり早急に見直してもらわないと不安でしょうがないというような状況を聞きました。

それで、江花に至っても物井地先の前あたりの河川、あるいは静修に至っても菅原さんだとか、あるいはその近郊にある河川がやはりはんらんして畑に流れ込むという状況も見受けられます。

そういう意味で、根本的には直すということでは一致しておりますが、こういった進めるの上でのいわゆる町道河川において聞きますと、道河川道の管理があったりだとか、そういった部分もあるかというふうに伺っております。

そういう意味で、町は今後こういう予算をつけて復旧に当面は邁進するわけでありますが、やはり将来そういう住民の不安を少しでも解消するような、抜本的な対策というのが今求められているのかなというふうに思いますが、その点について今後の補正予算も含めた今後の対応等について、現況認識も含めてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　４番米沢議員の３点の御質問のうち、１点目の財源確保につきまして、私のほうから御回答いたしたいと思います。

まず、財源確保につきましては、今、御説明を申し上げましたように、最大限単独災害復旧事業債の採択を受けるべく、今準備作業を進めているところであります。

これらの起債の採択につきましては、今、旭川財務事務所が窓口になってございますので、そこにそれぞれ書類を整備した上で、おおむね１１月ごろと言われていますが、この４本一括をして、本数は相当ございますが、一括して審査をいただくことで今準備を進めております。

いずれにいたしましても、総額１億７，６００万円程度の４回にわたります災害被害総額になりますので、何とかこれらの財源確保を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　４番米沢議員の２点目、３点目の二つの御質問にお答えいたします。

まず、２点目の同地区への繰り返し被災、それを防ぐために質的改良を行うため、４地区について当初予算を配置いただき、現在鋭意調査等、その成果を求めて事務を行っているところでございます。

途中の経過でございますけれども、この４地点、本町の排水路、富原の排水路、それから草分地区の排水路、それから旭日河川一つと三つの排水路にかかわる質的改良につながるものですけれども、当初の予算レベルで８億円ほどかかるだろうという予測のもとで調査を開始しております。

現在、委託先でいろいろな資料収集、それから財源を求める適切な事業を検討いただいております。それをもとに、町のほうで最終判断することにはなろうかと思いますけれども、現時点で可能性が高いのが、北海道が行う排水路整備事業、これは災害対応型の排水路整備に道も適用を受けれる見込みが出そうだということで、今後事務を具体化していくわけですけれども、早ければ来年度ソフト事業、調査にかかる、遅くても再来年には調査に着手したいという向きで、現在町のほうでは進んでいるところでございます。

現時点で明確なことは申し上げられませんけれども、そういう状況をお含みおきいただきたいと思います。

それから、３点目の特に、江幌、静修、江花地区の河川、エバナ江幌完別川、それからトラシ江幌、それから江幌完別川など、あと３０号川などが、最近ついせんだっての雨でもう水があふれまして、周辺の農地を浸しました。当然収穫に影響が出てくるものとは思っておりますけれども、これらの河川、実はこの整備の途上、農地サイドの排水路の基準で整備された経過がございまして、これは降水確率が１０年確率という断面をもって整備されております。

この関係で一般的な河川の場合３０年確率というような確率を、大きな雨にも耐えられる構造となってございますけれども、この現在西側に入っております河川の整備基準が、そういう経過があるということで、大きな雨が降れば当然飲み込めない、あふれるという現状にあります。これを抜本的な河川改修につなげるとなると、非常にそれこそ数十億円に上る事業となりますので、現時点では、現在ふえている雨の降り方、集中的に短時間に降るという雨の傾向がございまして、それに対応して洪水を調整する機能、それから流れ出す、砂、土砂を一時ためて河川に流れ出ない、いわゆる減災対策を先ほど申しました４地区の事業に、横出しの形で水を制御する設備について今後計画的に整備したいなと、そういうことで河川本体について、大きな改正を行うことについては、今後の長いスパンで検討せざるを得ないかなということで考えております。

当面、その農地の形状が大きく変わっているという現状にあわせて、適切な場所に水処理施設、土砂処理施設を配置するという計画で進んでいきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案ごとに採決いたします。

最初に、議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎日程第１２　町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君）　日程第１２　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、２番小野忠君。

○２番（小野　忠君）　私は、さきに通告いたしま

した財政指数改善の問題について２点質問をいたします。

地方財政については、今は危機的状況ではないと言えましょうが、バブル崩壊と景気の低迷により楽観できる状況ではないと認識しております。

第１点としてお伺いしたいのは、財政力指数の問題です。

財政力指数は基準財政需要額と基準財政収入額の関係であり、需要が減って収入額がふえると好転しますが、本町の場合、３年前、５年前と比較すると年々悪化してきているのですが、将来に不安はないのかどうかをお聞きいたします。

第２点、経常収支比率の問題であります。

財政力指数が年々低下しているのに対し、経常収支比率は年々増加しております。このまま推移するならば、将来経常収支比率が８０％を超え９０％近くになり、財政運営も破綻することも予測されるのでありますが、何らかの改善策はあるのでしょうか。

次に、上富良野小学校改築についてお伺いいたします。

当該小学校の改築に当たっては、多数の町民が歓迎していることと存じます。

計画によれば、本年度実施設計、２５年着工、２６年完成の予定とあります。本年度において約９，５００万円の実施設計費などが計上されております。

財源の内訳として国が９２４万円、資金３，９００万円、一般財源が４，７１８万円の予算であります。今後、予定どおりに進んでいくのか、現時点の教育長の見解をお伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　２番小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの財政指数に関する２点の御質問にお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、地方財政をめぐる情勢につきましては厳しい状況が続いており、いまだ経済が好転する兆しが見えない中で、限られた財源を有効に活用しながら町民の福祉向上に向けた各種事業を実施しているところであります。

さて各地方自治体の財政状況につきましては、さまざまな財政指標を用いて判断しているところであり、議員の御質問にあります財政力指数及び経常収支比率につきましても、財政運営における判断要素として大変重要な指標であると認識しております。

これら財政指標につきましては、毎年の政策課題を推進するための投資的事業等の内容などにより若干の変動はありますが、中長期的な財政計画により財政運営の安定化を図っているところであります。

まず、１点目の財政力指数につきましては、財政の豊かさをあらわすものであり、本来は１を超すことが理想でありますが、一部の自治体を除きその財源確保においては地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない状況となっており、当町においても例外ではございません。

なお、財政力指数は平成２３年度決算において０．２７と見込んでおりまして、ここ１０年間においては、０．２５から０．３の中で推移をしております。今後も同程度の中で推移するものと見込んでおります。

次に、２点目経常収支比率につきましては、財政の弾力性をあらわすものであり、通常は８０％を超さないことが望ましいとされております。当町のここ数年の状況は、これまで取り組んできた行財政改革の効果などから、平成１３年度決算の９１．３％をピークに年々減少しており、平成２２年度決算では７９．４％まで減少をいたしましたが、平成２３年度決算では８４．９％と見込んでおります。

経常収支比率は、地方交付税を中心とした歳入の額により大きく変動するものでありますが、今後も８０％台で推移するものと見込んでおり、引き続き弾力性に乏しい中での財政運営が求められるものと考えております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき公表をいたしております健全化比率及び資金不足比率につきましては、さきに報告させていただいたとおり、健全段階にあるところであり、近い将来において当町の財政が破綻をするという状況は想定しておりませんが、さきに申し上げましたように厳しい財政状況が続く中で、小中学校の大規模事業を初め緊急的な災害対応、医療、介護等の社会保障費負担増もありますので、町民の方々との協働のまちづくりを基本とし、それぞれの事業を精査しながら町民の皆様に不安を与えることのないように、財政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いするところであります。

○議長（西村昭教君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君）　２番小野議員の２項目め上富良小学校改築に関する御質問にお答えをいたします。

本年度につきましては、４月に実施設計の委託契約を締結したところであり、基本設計に示した六つの基本コンセプトに基づき実施設計の策定作業を進めております。

全体事業費につきましては、今のところ、総合計

画の実施計画でお示ししました１９億９，８５９万６，０００円となっておりますが、実施設計がまとまりましたら平面プラン、事業費等、改めてお示しをしたいと考えております。

改築工事の年度につきましても、平成２５年度着手、２６年度完了と、当初の予定どおり進んでおりますので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

２番小野忠君。

○２番（小野　忠君）　経常収支比率の問題について、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

これいろいろ資料をいただいて、また、町長の答弁がございました。現実見ますと１８年度決算で９１．３％、なかなか上昇しておったのですが、年々減少いたしまして、平成２２年度決算では７９．４％まで減少しました。平成２３年度の決算では８４．９％ということになります。このまま行きますと９０％という最大の最悪が来るのではないかと思いますので、今後これに対して財政運営に全力を投じていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（西村昭教君）　答弁よろしいですか。

以上をもちまして、２番小野忠君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開は１０時３５分といたします。

午前１０時１７分　休憩
午前１０時３５分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問の２人目、次に、３番村上和子君の発言を許します。

○３番（村上和子君）　私はさきに通告してあります項目について質問させていただきます。

町長の任期を目前にしてこの４年間の検証、行政を問う。

１点目は、予算編成について。

予算の編成は町長の専管事項であり、議会は予算で示される行政の仕事を議決する機関である。この４年間、ほぼ一般会計６０億円前後の予算が編成され、限られた財源であるが将来に向けての投資的予算もなく、将来のビジョンが見えにくく、予算査定も従前と同じ方法がとられ、何回か一般質問でも行政評価等を取り入れ、編成するとか新しい試みとして住民参加の予算をということを申し上げたが、そのような手法もなく無難に終始したと考えるが、その点について町長はいかがお考えかお尋ねいたします。

２点目は、政策の選択や優先順位は十分町民の声は反映されたかどうか。

医療・介護・子育て・福祉・商工・農業・産業振興・自衛隊現状維持対策等については、特に自衛隊現状維持対策については評価できるが、医療・介護・子育て・福祉、商工・農業については町の独自性がなく、特に、産業振興については既存企業存続に傾注し、町長としてのセールス活動やＰＲ活動による雇用拡大や地域の活性化、定住策等は他町村と比べて見劣りを感じるが、町長としての見解をお尋ねいたします。

３点目は、役場庁舎内の組織を活用した職員・人事考課・能力の引き出しのリーダーシップについてお尋ねいたします。

一つ目は、かねがね町長は庁内組織機構スタッフ制についてはいろいろと持論を持っていたが、組織機構は変わっていないということは、組織が定着しつつあるのか、また、職員が仕事のしやすい組織となっているのかお尋ねいたします。

二つ目は、職員の提案案件も出やすい環境になっていないのではないかお尋ねいたします。

三つ目は、地域にとけ込んで住民とともに汗を流し、苦労をする地区担当職員の配置がなされないのはどういうお考えによるものか、お尋ねいたします。

四つ目は、自治基本条例が制定され、行政・議会・住民の役割・まちづくりのかなめである職員の人事考課や、能力の引き出しに強いリーダーシップが求められているが、どうであったのか、お尋ねいたします。

４点目、町長が描いたこの４年間は、町民の暮らしがよくなったと思うかどうか。農業者の足腰が強くなったと思うかどうか。町の活性化は図られたと思うかどうか、以上、お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　３番村上議員の私の任期４年間の評価に関する４点の御質問がございました。お答えさせていただきます。

まず、１点目の予算編成等についてでありますが、町長に就任以来、４度の予算編成を行ってまいりましたが、本町の財政は議員も御承知のように、地方交付税など依存財源に大きくゆだねていることから、国の地方財政政策の影響を大きく受ける脆弱な構造にあり、このようなことから、限られた財源をいかに有効活用を図っていくかということを常に念頭に置いて予算の編成に当たってきたところであ

ります。

とりわけ、政策の緊急性が高い事業につきましては優先し、また、国の重要施策等に対応する事業におきましても、常に予算編成に反映させてきたところであります。

投資的な事業につきましては、毎年度策定する総合計画の実施計画に基づき計画的な実施に努めているところであり、また、御質問にあります行政評価の導入につきましても、事務事業評価を制度化し、事務事業の効率化や費用対効果など検証しながら効果的な予算執行に努めているところであります。

さらに、住民参加予算につきましては自治基本条例において、町の仕事の立案、実施及び評価など政策決定過程への町民参加について規定しているところでありますが、町民の方が直接予算査定等の場面に参加することは考えておりませんが、町の仕事に対する町民参画の手法といたしましては、町民アンケートによる意見聴取やワークショップ、パブリックコメント等のほか、まちづくりトークや町長と語ろう、あるいは出前講座等を含めて、さまざまな手法により現在も町民の方々の声を直接お聞きしながら予算編成に生かしているところであります。

また、事務事業の評価の客観性を高めることも重要でありますので、その過程への町民参加のあり方などについて、さらに研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の政策の選択や優先順位等についてでありますが、私が町長に就任させていただいた当時は、現在のまちづくりの規範となります自治基本条例が公布・施行されるとともに、第５次総合計画がスタートした時期と重なっておりましたことから、それらを具体化するとともに、私が町民の皆様にお約束いたしました安心して住めるまちづくり、共存共栄のまちづくりなど、五つの約束を念頭に施策の一つ一つを着実に実現すべく取り組んできたところであり、さきにも触れましたが、その中で、政策の優先制や各事務事業等を検証・検討し、町民の思いが十分反映されているかどうか、見きわめながら実施しているものと認識しているところであります。

また、議員の御指摘にあります企業誘致等についてでありますが、現在の我が国の厳しい経済状況からすると、各企業においては現状を維持することすら、なかなか厳しい状況の中で、新規企業の誘致はさまざまな受け入れの条件整備を具備したとしても、ハードルが高い実態にあるものと認識しております。

そのような現実を直視すると、今は、現有の町内企業の継続振興を図ることや、規模拡大等を各本社などへお願いしていくことが現実的な対応と考えており、今後も、こういった点に重点を置き活動を進めてまいりたいと考えております。このことが結果として、一定の雇用を守っていくことにつながっていくものと理解しているところであります。

いずれにいたしましても、本町で事業活動をされております関連会社や関連企業のさまざまなネットワークが、新たな企業誘致などにもつながるよう、トップセールス活動を進めているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３点目の役場組織機構等についてでありますが、時代の要請と住民ニーズに適応していく体制に向けて、絶えず組織の見直しや修正が必要と考えており、基本的には、多様化する行政需要や職員数が大きく減少している状況下にあって、自治基本条例及び第５次総合計画に示した協働のまちづくりを進めていくために、ピラミット型の組織体制をよりフラットなものとして、職員への分権により、柔軟かつ機動的で人的資源の有効活用が図られる体制を目指していくこととあわせて、さまざまな施策が住民により近いところで議論がなされ、実践していくことが大切であり、現行のスタッフ制を継続しながら、より機能性を発揮できるよう成熟させていくことが重要と考えております。

昨年度においても、職員によるプロジェクトチームを設置し、議論を重ね、スタッフ制の機能向上が図られるよう改善を進めているところであります。

ここ数年、提案のなかった職員提案についてでありますが、本来は、日ごろの業務の中でさまざまな意見交換をしていくことが重要であり、そういった職場風土が醸成されてきているものと感じております。

なお、提案制度自体も一部制度の見直しを行い、昨年度には４件、本年度は現時点で１件の提案があったところであります。

また、議員より幾度となく御提言をいただいております、地区担当職員制についてでありますが、私は常々、職員には役場職員であると同時に地域の一員であることを念頭に置き、地域活動に積極的に参加し、地域の皆様とともに汗を流すよう、また、常に現場へ赴き町民の声を直接聞き、行政運営に反映させるよう伝えているところであり、そのことが重要と考えておりますから地区担当制は考えていないことを、改めて御理解賜りたいと存じます。

さらに、職員の能力、資質の向上につきましては、組織力を高めるベースであり、極めて重要な課題であることから、基礎研修から課長職研修まで、経験や職位に応じた研修を制度化するなど、職員研修の強化を図ってきたところであります。

また、人事考課につきましては、制度化には今なお一定の研究が必要と考えておりますが、人事異動を含め職員の評価につきましては常に意を用いており、これらを行政運営の中に反映させていくことが私の責務と考えており、今後もそのように対応してまいりたいと考えております。

最後に、４点目の私自身の４年間の歩みについてでありますが、私が就任時に掲げさせていただいた町民の皆様との五つの約束を、常に念頭に置き、ぶれることなくその実現に向けて努力してきたものと認識しているところであります。

その中で形づくられたもの、今なお道半ばのもの、さらには、新たに課題となってきたものも多くあり、行政運営につきましては、時代のニーズを的確に把握し、エンドレスに取り組んでいかなければならず、今日まで、少子高齢化社会への対応や、農業、商工業、観光等の産業振興、教育の充実、さらに、自衛隊対策等、その方向性や具体化へ向けた歩みを進めてきたものと認識しております。その結果につきましては、町民の皆様が評価していただけるものと受けとめております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　１点目の予算編成の手法についてでございますけれども、行政評価を検証しながらやってきたと、こういうことでございますが、町の財政はやっぱり国の地方交付税によって財源が保たれているという依存体質。だからこそ、この普通交付税は使途が定められておりません。その町の裁量で事業に充てられるわけですから、その予算編成については町民の皆さんの思い、ニーズを入ったものでなければいけないと、私はそのように思うわけでなのです。

行政評価ですね、検証しているとはおっしゃいますけれども、やっぱり町民にわかりやすく、この事業はこういう成果があったが、今後については課題もあるので、この１年限りで打ち切るとか。それで、町側は、こういう評価をするけれども、町民の方はどのように考えられるかと、こういうふうなすり合わせのような感じ、そういったことも町民に尋ねるということも、私は住民参加、一歩町民側に近づく考えだと思うのですけれども。

それと、自治基本条例が、町の仕事の立案、実施及び評価等、政策決定過程への町民参画とうたってあるわけですので、だからこそやっぱり町民もこの予算はどうなのだと、確かにことしの予算はこうなりましたという成果表はいただいております。こういうふうに予算づけになりましたよということは全戸に配っております。また、このように予算は使われましたということはあれですけれども、その過程の予算編成に当たって、町民の声が反映されておりません。この点、町長、どのようにお考えになるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　３番村上議員の御質問にお答えをさせていただきますが、まず、町の予算編成の中におきます、そのオリジナリティと申しましょうか、町独自の取り組みがなかなか見えていないのではないかというような御質問だったかと思います。

さきの小野議員の御質問にお答えさせていただきましたけれども、経常収支比率が８０％の後半という現在状況でございます。いろいろ私といたしましては、町民のさまざまな実態を把握するとともに、それらを的確に事業の中に反映させていこうということを心がけております。そういったものが積み重なって一定程度事業化が定着いたしますと、一方では、そういった事業を恒久化をすることによって経常化してまいりますので、一方では、その柔軟性をある程度圧縮してしまうという非常にお互いが引いたり押したりとという関係が生じてまいります。

そういう中でありますので、とりわけ私といたしましては、もうかねてから申し上げておりますように取捨選択、さらにはスクラップ＆ビルド、そういったことを繰り返し繰り返し評価をしながら、一方では柔軟性も一定程度確保しなければならないというようなことを念頭に置いて、予算編成をさせていただいているところでございます。

特に、地方交付税につきましては、非常に一定程度は算定できますが、なかなかその微妙なところまでは、私どもの思いと総務省の思いでは一致しない年度もございまして、そのあたりは少し幅を持った予算編成をさせていただいているところでございます。

他方、事業評価につきましては、私といたしましては、先ほどのお答えの中にも述べさせていただきましたように、さまざまな町民トーク、出前講座、あるいは町長と語ろう会、パブリックコメントと、さまざまな手法、さまざまな形で、直接間接を問わず、常に住民の皆さん方、町民の皆様方が町が行っている事業に対してどういう評価をされているか、あるいは町に対してどういう思いを持っておられるかということは、直接私が聞く場合もありますし、あるいは間接的にお尋ねすることもありまして、私はそういう町民とのパイプが常に開いているということが確保されることが、ひいては予算編成にも反映される手法だというふうに理解をしております。

しかし、住民自治基本条例の中に掲げさせていただいておりますように、この住民が予算編成のどこかの過程で、それはどこかということはまだ研究してまいりますけれども、町民の声が客観的に反映される形、もう利害関係がある中ではなかなかこれは困難ですけれども、客観的に町民の皆様が町の予算というもの、町の予算執行はどういうふうに行われているかということに、まだまだ身近に感じていただいて、そして、ああ、私たちの思いがこういう形で予算の中で反映されているのだということが実感できるような、そういう工夫や研究は、まだまだ高めていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　いろいろともうちょっといろんなさまざまな手法で、そういう町民の意見を取り上げていると、こういうお話でございますが、もうちょっとわかりやすく、パブリックコメント、出前講座とか、ずっと調べますと、本当に限られた５０人とか７０人とかという人数でございますので、それらをもうちょっと拡大されたような手法を、また考えていただきたいと思います。

それから、２点目の政策や優先順位のところでございます。

優先順位も、これも町民の思いが十分反映されるように見きわめながら実施をしてきたと、町長はそのように思っていらっしゃると思うのですけれども、ちょっと認識が甘いかなと。私は、地域産業の活性化が図られなければ、その持続可能な町政は確立されないと考えておりまして、まず、企業誘致の町長としてのセールス活動が足りなかったと、私はそのように思っております。

新規企業の誘致は、それはやっぱり何回も、私これ意見も申し上げて、それは企業側も大変厳しい条件でハードルが高いのだよと、町長はこのように何回もおっしゃいましたけれども、はっきり言って、どういった企業に触診、何件当たって、それがどういうふうにだめだったのか、ちょっとお聞きかせいただきたいと思います。

それから、子育ては、いろいろと施策やっておりますけれども、国の基準に従って３歳未満であれば医療費無料化、今度入学前となればというふうな、こんな感じで、町独自の中学生まで医療費無料化とか、各町村で６割、７割もうやっております。そういったこともございません。

それから、農業者の方ですね。先日、農業者の方と所管委員会と会合をさせていただきまして、大変農業者の方がどういうことで取り組んでいらっしゃるということが、よくわかったのですけれども、この部分では、ちょうど町長が２１年に就任されましたときに第６次の農業振興計画ができまして、それで、ここ１０年間で農家が１００戸ぐらい減っているのですね。高齢化になってますし、それと後継者の育成事業が、これ他町村から比べて大分おくれていると思います。そういったこともやらなければいけないと思っております。

それから、商店街のこの商工についてですけれども、２回国からの予算で空き店舗対策、それから消費者の動向調査なんかしましたけれども、その結果については５４件空き店舗があると、空き地も４０ぐらいあると。実際にお店をあれしてもいいのが２５ぐらいだと、こういう結果の調査出てるのですけれども、さっぱりこの商工業の活性化につながる支援制度は考えると、こういうふにおっしゃったのですが全然、調査は２回やりましたけれども、それらについてもその商店街の活性化につながる支援策なんかもとられておりません。

それから、人口も減少しておりまして、富良野市に次いでうちも大分減ってきております。これはどこでも減少傾向にあるのですけれども、人口をふやす、そういった定住とか、そういったところもちょっと何かこじんまりと他町村に比べても施策的なものがない。そういった取り組みを、こういったことについて町長は、このセールス活動をどのようにやってこられたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

さまざま御質問をいただきましたけれども、とりわけ私が日ごろから標榜しております企業誘致に力を注ぐというような面に対しましても、私のこれまでの４年間の経過の中で、上富良野町に事業展開させていただいております企業の関係、あるいはそれらとのかかわりのある事業の方々と何度もお尋ねしたり、何度も面会をさせていただいたりして意見交換、あるいは情報交換もさせていただいております。

しかし、国内全体の今の客観情勢というのは先ほど申し上げましたように、議員も御理解いただけるものと思います。そういう中で、道内におきましては、とりわけ工業団地等まで設置して企業誘致を図ってきている自治体の中でも、現況を維持するどころか、もう撤退をされて大変なのだということで、そういう切実な思いもよくお聞きするところでございます。

そういう中で、私としてはやはり現実的な、もちろん新たな企業を誘致できることは、それはもう

願ってもないことでございますけれども、まず現実を直視すると、現在の上富良野の企業活動がこのまま保たれていくことに、まず私は力を注ぐべきだと思います。その一方で、さまざまなそのネットワーク等も人的なかかわりもしっかりと担保しながら進めていくことが、私は、取るべき対応だというふうに考えております。具体的にどうのこうのということは、一々取り上げて申し上げませんが、現実の今の姿を見ていただければ、御判断いただけるのではないかなと、撤退、業種転換を、あるいは縮小された企業の後継企業も定着してくれていたりということで、御理解をいただきたいなというふうに考えております。

あるいは子育て、さまざまな事業の政策の過程を御質問されておりましたけれども、子育て、あるいは産業振興もそうですが、私は私の政治信条として、何か１本釣りで注目を引いたり、あるいはその脚光を浴びるような、そういうような政策手法というのは私の思うところとは若干違いまして、私はやはり子育てにしても、やはり全子育て世代がバランスのとれた政策を講じることが、これはひいては地味ではあっても、最終的に町民の皆さん方が幸せを感じていただけるようなことにつながるというふうに思っているところでございます。

あるいは農業振興、商業振興についても同じでございます。非常に、私、就任させていただいた当時から、農業振興もそうですし、特に、商工振興につきましては議員が御心配してくれております実態でございます。そういう中で、私も何とかこういう形から脱却したいということで、商工会の役員の皆様方と懇談をさせていただいたり、回を重ねております。

そういう中で、やはり団体は団体の中に非常に重い課題を持っているということもお互いに共有できました。これは私は大きな成果だったと思っております。そして、そういう中から次の段階へ進もうという、まず認識を共有できるところから始めることが大事だと思ってますので、そして、さらにそれが商工業のみならず、農業も含めた、あるいは他の業種も含めた、まずその人と人との思いを共有する、この町を元気な町にしようという思いが行政も含めて、皆さんが一つの大きなうねりとなる、そういう環境をコーディネートするのが私の役割だというふうに思っておりまして、そういうことの共有、あるいはそういう動きのあらわれが、私は生まれてきたというふうに感じておりますので、これからの中でそれを、今度は町民の皆さん方に実感していただけるような具体的な政策展開に、ぜひ結んでいきたいものだなというふうに考えております。そういう中から、お尋ねありました人口減少対策についても、万全とは言えませんけれども、少なくても食いとめるような方策につながっていくとことを念頭に、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　セールス活動については具体的に申し上げられないということで、これについて引き続き力を注いでいっていただきたいと思います。

私は、地域産業の活性化が図られなければ、もう本当にこの町はあれだと思います。それで、こういったところの施策を考えて、打っていくということが必要でなかろうかと思います。

それで、３点目の庁内のスタッフ制のところでございますけれども、１番目のここのところですね。町長はもうかねがね、どうもこのスタッフ制はなかなか機能がしにくいとおっしゃっておりまして、機能を高めながら今やってきたということでございますけれども、町民のある方から、ある課の窓口に行きまして用件を話して、どうしたらいいかと問いかけても、今主幹がいないからだめだと、また、課長もいないからちょっとこの問題についてはわからないと、そういうことで町民はまた出直して後日行きましたら、きょうもちょっと今場を外れておりますとか、こういったことで果たして機構が機能しているのでしょうかね。やっぱり私はちょっと今席を外してますけれども、こういうところへ行ってますので５分ぐらいあれば帰ってくると思いますとか、どこ行ったかわからないような、主幹がいないから、課長がいないからこの問題はちょっとわからないのだと、そう言われてもちょっと。だから、果たしてこのスタッフ制が機能しているのかなと、そこのところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　３番村上議員の職場の体制についての御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員から御質問にありましたような、体験を通じてのことかなというふうに思います。そういう事象が起きていたということを私も否定するものではありませんし、まさしくそういったことを解決していかなければ、すべてが始まらないということで、私の思いとしては、これは事情が許しませんからかないませんが、もし、職員の数がかつての行財政改革以前のような職員配置でかなうものでありましたら、私の思いとしては係制のようなものが、やはり直接住民の皆さん方に濃密なサービスを提供できる一つの仕組みかなという思いはありますけれども、しかし、現実はそうはできませんので、今与

えられた仕組みの中で、どうやって改善していくかということ、これはまた私も強い思い持ってますけれども、職員もまた思いを持ってくれております。

そういったことで、御案内のようにプロジェクトチームをつくって、どうやって改善していこうかということで、いろいろな試みが今なされております。総括、主幹制度だとか、あるいは主査のリーダーだとかということで試みがされております。しかし、まだまだ私としては、それで満足もしておりませんし十分だとも思っておりません。これはもう住民の皆さんは先ほど村上議員がお尋ねのように、手戻りするようなことがあってはなりませんので、これは私の職員指導のあり方にもかかわってくるかと思います。職員が高い自覚を持って町民の皆さん方に接していただけるような、それは仕組み以前の問題ですので、これからも意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　ぜひ機能を高めていただきたいと思います。

それでは、二つ目の職員の提案ですね。ここ４年間ゼロとか１件で、昨年４件出たということでございますけれども、これは１件、どういった提案なのでしょうか。やっぱりそういう反響の一部を見直されたと、どういったところ見直されたのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　この職員提案制度についても本当に、あったというだけで、なかなか私も実感できなかったのですけれども、いろいろなそれぞれ現場での啓蒙、あるいは現場のリーダーであります課長等を通じて、そういう職員の皆さん方が自分の思いをどんどん述べれるような、まず職場で意見交換の中で述べていただくことが、これはもう常にあるべきことでありまして、ただ、提案してもなかなか聞いてもらえないとか、取り上げてもらえないのではないかというような、そういう少し閉鎖的なものが漂っているとすれば、それは改善していかなければならないというふうなことで取り組みをさせていただきました。

結果として、少しずつでありますが提案をしようという機運が芽生えてきておりまして、実際何件か提案がなされております。今年度の１件につきましては、もう既にその評価も済ませておりますけれども、総務課長がおりますので、具体的に必要でしたらお知らせさせていただきます。

○議長（西村昭教君）　説明いいですか。

総務課長お願いします。

○総務課長（田中利幸君）　３番村上議員の職員提案制度につきまして、私のほうから御回答いたします。

まず、仕組みの見直しでありますが、昨年以前、職員提案が一時数が少なくなった状況がありましたので、今回、制度の見直しを行いまして、職員が提案しやすい状況をつくり出させていただきました。

その内容につきましては、今まで職員提案をした場合には、その解決策まで実は提案をいただくような仕組みになってございましたが、なかなかそれではハードルが高いことがありましたので、日々気がつく課題を職員提案として、解決策はなくてもそれらの気がついた課題等についても提案をいただけるような仕組みづくりにした結果、昨年４件、ことしについては１件いただいたところであります。

昨年の４件についてはちょっとど忘れいたしましたが、今年度いただいた１件につきましては、交通安全指導車を、今１台ツートンカラーの白黒の公用車持っていますが、もう少し多くふやして通常の公務のときに使うときにも、交通安全の啓蒙がよりできるような仕組みづくりはどうかというような提案をいただいたところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　こういった提案件を職員の方がどんどん出してこられるとなると、やっぱり町もこれから明るく活性化が図られるのではないかなというふうな、そういうことにもなりますし、その今少し見直しされたということで、出した案件が実現するようにしていただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

その次、３番目の地域に担当職員ですね、この配置の件ですけれども、どうも町長と私はちょっと見解がずれてますけれども、配置はしないということなのですけれども、これこそ協働のまちづくりでですね。今、地域の住民は地域周辺の公園を管理したり、いろいろそういう方向に変わってきてまして、そういったところに職員の方も入っていただいて、みんな町民と一緒にやっていくということが、私は、庁舎内におられて常に地域の一員であって、常に現場へ赴くように、声をかけながらやっているとおっしゃるのですけれども、それはやっぱり職員のあるべき姿かなと思いまして、それよりはやっぱり地域に出て地区担当職員というふうなほうが、私は常にその現場に赴いて地域での住民のニーズが把握力があると、高まると思うのですけれども、いかがですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　３番村上議員の御質問にお

答えさせていただきます。

地域担当制の職員の制度についての御質問にお答えさせていただきますが、村上議員と私と、町民の声を的確に把握して、それを行政運営の中に生かしていこうという、その点は全く同じものと理解しております。その手法を今問われているのだろう思うのですが、私も、仮に職員の手数が十分に置けるような、そういうような客観情勢の中にあるとすれば、一定程度そういうような役割を担わせる職員というものがあっても否定するものではございませんが、しかし、現実に最小限度の職員の中で、そして、そういう中で、住民、町民の皆さん方の意見を常に的確に把握して、そして短時間にスピーディに行政運営に反映させていくというようなことを考えますと、そこで地区担当の職員を配置して、ワンクッションおいて、それぞれ各現場にその責任のある各課に振り分けるというような手法を講ずるより、それぞれ毎日毎日各現場を預かっている、あるいは職員と住民と向き合う立場にいる現場がいっぱいあるわけでございまして、その現場現場が直接町民の皆さん方とリアルに会話をされて、それをすぐその行政の中に反映させていくのが一番最短でありますし、スピーディに対応できると。そして、間にどなたも介在しないで直接担当している自分が判断できるということが、私はあらゆる面において職員の手数も含めて現実的な対応かというふうに考えておりまして、それらをまだまだしっかりと地域に根づかせていくことには、これからも力を注いでまいりたいと考えておりますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　その地区担当職員、やっていただくまでこれからも頑張って提案していこうと思ってますから、よろしくお願いしたいと思います。

私も地区担当職員を配置がなされれば、その地区地区の予算要望とかニーズとか上がってきて、それが必ずしも予算に反映されることはないとしても、私は、こういう手法がいいのではないかと考えております。

それで、四つ目の人事考課ですけれども、これも人事考課については、研究して制度化したいということですので、できるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。

ただ、町長は、できるだけ自分の気持ちとかって情を入れないで、公平にかつ人事をしていると、人事権は町長ですから、適材適所の配置の人事であるかどうか。そして、その職員に対して正しい評価をするならば、職員もやっぱりやる気を出して頑張られると思うのですよね。だから、適材適所の配置になっているかどうか、人事は町長のあれですからね、それで、やっぱり経験年数の浅い方ばかりで構成されているところがあるとしたら、そこはちょっとまたどうかなと思いますし、大体町長は常に意を用いて人事をやっているとおっしゃるのですけれども、１０月１日もまた人事異動あるかもしれませんけれども、どのような基準をもって、３年以上であればとか、ここに同じ期間にどうだとかという、そういう基準というのは持って人事されているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　村上議員の人事にかかわります御質問にお答えさせていただきます。

基本的に人事を行う基準やルールは設けておりません。その時々の行政ニーズ、あるいはその時々の課題にどのように対応するかというようなことを総合的に私なりに判断させていただいて、人事を行っているところでございます。

まず、その中で、時代の要求に的確にこたえるための強力なまず配置を、これをその時々に行うべきだということも、一方では重要視しております。

また、他方では、これから若い職員も含めて、これからその有能な職員に育てていくというような、そういう側面も私は職員に与えていく責務があるというふうに思っております。そして、さまざまな職場を経験させながら、そして、その職員が持つ能力と申しましょうか、そういうものを私自身が見出しながら、そして、さらに高いハードルを与えたりして、経験させることによって、さらにその職員の資質が磨かれていくと、そういうようなこともあわせて行っていかなければならないというようなことを基本としておりまして、やはりその時々の行政課題に、どのように対応していくかと。そして、さらにはこれからを担っていく職員をどのように磨いていくかということを考慮して、人事を行っているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　最後に、４点目の町長のこの４年間の行政でございますけれども、やっぱりちょうど向山町長が行政執行をされたこの４年間というのは、世界的にリーマンショックで１００年に一度の大不況ありましたり、昨年は東日本大震災やら原発の事故やら、それとこのたび重なるこの集中豪雨、災害被害、これがまた幾度となく見舞われて、そういう大変な背景があったわけですけれども、町長は、公約は隅々まで光を当てたいと、こういう公約でありましたけれども、自分なりに４年間

務めて、道半ばのものもあれば、新たに課題となってきているものもある。それで、エンドレスに取り組んでいかなければならないとありますけれども、もうちょっと具体的に、町民が判断してくれるということでなく、どこに一番力を入れて行政執行されたのか、残された課題があると思われるのであれば、それについては今後どのように考えていらっしゃるのか、そういったこともちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　３番村上議員の私の４年間の足取りについての御質問にお答えをさせていただきますが、就任させていただきました当初を振り返ってみますと、非常に不安定要素が生じてきている中での就任であったというふうに、今思っているところでございます、その中で、当初から基本的に政策の中に反映させていきたいというふうに考えておりました、町民の皆さん方とお約束をさせていただいた基本的事項、これらも当然最重点というふうに抑えてきておりましたけれども、しかし、今、議員の御質問にありましたように、私も議会のほうに身を置いておりました当時から、例えば自然災害に対する町の備えというようなものについては、これほど残念ですけれども脆弱であったということは、私も理解をしておりませんでした。そういったようなことにどのように恒久的に対応できるような政策を構築していくかというふうなことは、もう本当に大きく頭を悩ませたところではあります。

また、一方では、これだけ経済の低迷が長引くということも、実は少し想定を超えたものでありまして、商工業、あるいは農業の移り変わりが好転が見られないというふうなことも、実はもう少しは世の中が背中を押してくれるのではないかなという、少しは期待もありましたが、現実はそうではありませんでした。そして、そういったものの根っこにあるものは何かということで、やはり上富良野の町民１万２，０００人の皆さんが思いを一つにしなければ、すべてが動かないということを痛切に私は実感させていただきました。

いろいろな事業を通じて、そういったことに皆さんの思いを集約するというようなことには、私なりに努力をしてきたつもりでございます。例を挙げれば、もう本当に切りがないぐらい新たな課題もありますし、それらについてしっかりとその優先度を見きわめ、あるいは財政状況も見きわめながら、しっかりと一つ一つ確実に事が進むようなことに、やはり力を注いでいかなければならないということを、本当に痛切に感じたところでございます。

それには議会の皆さん方の御意見も踏まえて、本当に一体性を持ったまちづくりがなされなければ、すべてが進まないということを実感いたしましたのだ、最大限の努力をこれからも続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　昔は人はかわっても、連続性、安定性から、そう急激に変わるものではないというふうなことでしたけれども、今は、地方の自治体は多様化の時代ですし、首長次第で自治体がもう変わり得ると考えられますので、向山カラーはどこに出たのかなと、このように私は思っておりますけれども、首長次第で自治体もがらっと変わるということをよく言われますので、そういった点を考慮、十分精査されていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、３番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、１１番今村辰義君の発言を許します。

○１１番（今村辰義君）　私は、さきに通告してあります２項目について、町長に御質問させていただきます。

まず、１項目めでありますが、今冬、節電を促進するため、家庭向け省エネ節電キャンペーン（仮称）を実施して節電達成家庭に商品券などであります。

政府による２０１０年比７％以上の夏の節電要請を受けて、道・自治体・家庭などが、それぞれの立場で節電に努め、何とか計画停電が発動されずに済みそうであります。電気需要の課題や発電所の故障などの電力不足による計画外の停電についても、現在のところ発生していません。これは私が一般質問を提出した時点におきますお話でございまして、その後、９月１４日午後８時に北電の計画停電は終了しました。最高で９３％の需要であったということでございます。計画停電は回避されたということで、目標を上回る９％を達成しております。

道は、省エネ節電対策としまして、今夏初めて家庭向け省エネキャンペーンを実施し、７月から９月の電気またはガスの使用料を前年同月より減らした家庭に抽選で道産米などを送っている。そして、これの冬番を１１月から始める予定であります。

また、日高管内浦河町は、今夏の節電を促進するため、２カ月分の消費電力を昨年同期より１０％以上減らした町内世帯に２，０００円分の地域商品券を送る「レッツ！うらかわ省エネ節電町民運動」を実施中であります。

暖房が欠かせず、照明の使用時間も延びる冬の節電は夏より困難であり、夏場以上の対策が求められ

ます。停電になれば暖房設備が使えなくなるなど、町民の命にかかわりかねないとの見方もあります。私もそう思います。実際冬場については、道庁も昨年やってますけれども、０．５２％、１％前後かなというふうに思ってます。

また、照明をこまめに消すなど、夏場の節電対策の大半は冬も効果があると思います。

そこで、町も今冬の節電を促進するため、浦河町のように節電目標を達成した家庭に商品券を送るなどの家庭向け省エネ節電キャンペーン（仮称）を行い、節電意欲向上の一助とすればよいと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、２項目めでありますが、融雪後における速やかなスノーポールや標識の曲がりの修復をであります。

町道における○○線道路などの標識や、左右の道路脇に連なる赤白表示のスノーポールが、除雪などで押されて曲がったり、倒れたりしています。これは一面やむを得ないのかなというふうに思っています。大事なのはそれらを融雪後速やかに修復することだとも思っております。観光の町といたしましても、観光シーズン到来前にそれらを点検し、直すことが重要であります。そこを通る町民も町の景観のためにも早く直してほしいと願っております。

しかし、残念ながら９月５日すなわち観光シーズンもピークを過ぎようとしている現在、曲がったままで放置してあるところが何カ所も存在しています。そこで質問でありますが、（1）この現状を町長はどう思われますか。（2）町道の除雪は業者にゆだるようになりましたが、標識などの曲がりの有無の点検や修復などはどこが担当しているのですか。（3）融雪後は、速やかにスノーポールや標識を修復すべきであると考えますが、いかがでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず１項目めの今冬の節電対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

今回におきましては、電力不足が懸念されることから、国から一昨年と比較して７％以上の節電要請があり、これを踏まえ、家庭、職場などにおきまして節電の御協力をいただき、計画停電を回避することができたところであります。

先日、北海道電力が発表した今冬の電力需給見通しによりますと、冬期に向け新たな電力確保が計画されていることから、電力不足は今回に比べて小幅にとどまるとの見通しでありますが、引き続き節電要請をする考えが示されたところであります。

さて、議員御質問の今冬の節電を促進するための節電キャンペーンについてでありますが、今回におきまして、北海道では省エネ３Ｓキャンペーン夏の陣を展開し、１１月からは冬の陣が計画されております。そのほか、北海道電力や一部自治体においても、節電キャンペーンを実施していることは承知しているところであります。

本町におきましては、地域省エネルギービジョンに基づき、省エネ対策として住宅リフォーム等の助成、生活灯のＬＥＤ化の補助などの助成策を講じているところであり、ひいては節電対策の促進につながっているところであります。

また、町民及び事業者が実施する節電につきましても、省エネ行動の一つとして、同ビジョンに掲げさせていただいているところであり、町として、この冬の節電に向けた新たな奨励策を講ずる予定はしていないところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めのスノーポールや標識の曲がりの修復に関する３点の御質問にお答えいたします。

道路には道路管理者が設置する安全に走行するためのポール類やケーブル、レールなどの設置物のほか、注意や案内などの表示物、公安委員会が設置する指示や規制の標識物、さらに、除排雪や道路の維持管理のためや豪雨災害と復旧工事場所には、臨時的・季節的にポールやコーン、バリケードなど多様なものが設置されております。

これらの設置物は走行車両の接触や除排雪作業などで、曲がったり、損傷することもあり、町が設置管理するものにつきましては、発見後極力速やかに補修することとしており、公安委員会設置のものは管理している警察へ連絡しているところであります。

さらに、臨時的、または季節的に設置したものは、その目的が終えた時点で撤収することを基本としております。

まず、１点目の町が管理するものの現状についての御質問でありますが、景観を阻害するばかりではなく、見苦しい実態がある設置物があることも事実であり、早急に改善が必要と思っており作業を進めております。この際には、パトロールによる見落としがないよう努めてまいります。

２点目の点検や修復を担当するものにつきましては、基本的には設置しております町であり、現在、この業務の一部を共同企業体に委託しており、修復の簡易なものについては委託業務の中に含めておりますが、費用がかさむものや事故など、原因者がほかにある場合などにつきましては、所管する建設水道課において、ケースバイケースで対応をさせてい

ただいております。

３点目のスノーポールの撤去や損傷物の修復につきましては、融雪後の道路パトロールを強化し、速やかに、かつ漏れのない対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、狭隘な道路や注意を要する交差点、路肩、側溝等、危険箇所の見えづらい地点などにつきましては、冬期に臨時設置するスノーポールと同じものを、注意を喚起する目的で年間を通じて設置しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ありますか。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　答弁ありがとうございます。若干疑義・疑問のところがありますので、質問させていただきたいと思います。

まず、１点目の融雪後の話でございますけれども、町長の答弁の中には二つ要素があると思うのですよね。実際に現在実践しているもの、対策を講じているもの、予算づけがあるもの、あるいはないものいろいろあると思いますけれども、公共施設だとか、そういったもの。

私が特に聞いている商品券、これは町民とか企業体、要するに町民なのでございますけれども、それらに対しては、町長の答弁の後のほうに町民及び事業者が実施する節電についても、省エネ行動の一つとして同ビジョンに掲げさせていただいていると。掲げているのと、その講ずるというのは全然ニュアンスが違うと。私は掲げているのではなくて、商品券をその成果を出した家庭にあげたらいいかということを、そういう実践プランを提案しているわけでございます。それで、まず質問したいのですけれども、この掲げている、個人に対して町民に対して指示とか命令とか出せませんから、情報の提供というのがうたわれていますよね。多分そこら辺であって、町の広報誌とかに、あるいは町内会の関連をするというふうにうたってありますけれども、そういったことでやっていれば、もうやらないのだよというふうに解釈せさせるを得ないのですが、そういうことなのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番今村議員の省エネ対策に対します御質問にお答えさせていただきます。

議員から御提言いただきましたような、商品券等を用いての節電奨励というものについては、私といたしましては想定をしておりませんが、町が定めております地域省エネルギービジョン、これらの思想の中には、町民の皆さん方、住民の皆様方が平素から節電に努めると、そういうことを心かげるということもその主旨に込めてありますので、そういったことをこの町が今現在取り組んでおります省エネにつながる奨励事業とあわせて、そういった町民の意思といいましょうか、取り組みに対する思いがそういうところににじませていただいておりますので、それらをしっかりと履行していただくことが、一番私は町が取り組む姿勢だというふうに考えておりまして、それを奨励するような奨励策というものは別に定めるという考えが持ち合わせてないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　ちょっと質問と答弁がかみ合ってないというふうに思うのですね。私は、要するにこれ省エネルギーのビジョン、そうしたらビジョンというのは要するに将来像とか理想像とかですよね。実際にこれを見ると町の現状だとかアンケート調査だとか、そういったものがのってございますよね。具体的にはこういったものをやる、さっきの情報の提供ですよ、そういったものをやろうという計画なのですよ。これを実行に移すためには何か必要なのです。ただ、これに載せのいるからもう新たな施策はしないということは、私は認識が違うのではないかなと。だから、私は、実際に行動に起こして、そういったやった家庭についてはこういう商品券などをやったらいかがですかというお話をしているわけでございます。

ここにのっていて、では実際に何か施策を講じているのであれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域省エネビジョンを掲げさせていただいておりまして、先ほども申し上げましたけれども、その事業を具現化するために街路灯のＬＥＤ化だとか、あるいは住宅の防寒対策、リフォーム事業におきますそういったお手伝いをさせていただいていくことが、町で掲げております省エネルギービジョンに直結する、そういう事業だというふうに御理解いただきたいと思います。

あるいはこれに連動いたしまして、新エネルギービジョンというものも持ち合わせておりますけれども、それらにつきましても、公共施設におきます新エネの導入だとか、そういったことをあわせて町全体として省エネ、さらには新エネの取り組みをさせていただいておりまして、今、この目先の節電に向けての対応というものは打つ予定はしておりませんで、それらの計画の中の一環として、住民の皆さんが節電に取り組んでいただくことが私は望ましいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　わかりました。

これ以上話しても、何か堂々めぐりになるような感じが。私はそういうことを、では家庭に対してどういうことをやっているのだと、先ほどから質問しております。この住宅リフォームだとか、生活エネルギー、これはやっているかもしれない、一部なので、そのほかどういうことを具体的に実際にやっているから、もう新たな施策をしないでいいのだというお話を聞きたかったのです。

何はともあれ、今までやっているから、やらないということでございますけれども、私はそれも町長の答弁は理解できます。この地域省エネビジョンというのは、要は地球温暖化防止が大きな前提としてやるわけです。だから、化石燃料は使ったらいけないとか、原発も使うというのは名前載ってますよね、読むと。ところが、今、この世の中全くもって福島の原発事故で変わってきたわけです。化石燃料ありきなのです。そういったのとちょっとこの省エネというのはかみ合わない部分があるのですよ、これ自体が。だから、これ自体をとってこういうことをやっているという自体が地球温暖化と相反する部分があるのではないかというふうに思ってますよ、私は。

商品券等の贈与等の案は持ち合わせないということは理解させていただきました。

続きまして、２項目めのことなのでございますけれども、よく歩道とか除雪、ここやってないからというような連絡がよく建設水道課のほうに行くと思うのですけれども、よく迅速にやってくれるという評判聞きますよね。非常によくやってくれていると思います。では、なぜこの標識とかポールが時間かかっているのかなと。やっぱり優先順位を決めているというのはわかります。来年以降もぜひ観光シーズン前に、答えをもらっているのですけれども、なるべく早くそういったものの修復に取り組んでいってほしいと思います。これには限度があるから、町民の情報というのものは非常に大事だと思いますので、これは我々町民も心がけなければならないと思います。ぜひ、ひとつそこはやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番今村議員のいろいろ標識、あるいは標示物等についての美観も含めた御質問かと思います。

私といたしましては、自己反省も含めて、これは本当にしっかりと意を用いて美観をまず損ねないように対応するのだという心構えを高く持つことによって、かなりの部分を解決できるのではないかというふうに思っております。

今回、御質問をいただいた中で、ともすれば少し後手に回りがちな、そういった部分を特に観光、美観を町の大きな看板としている町でございますので、従来以上にそういったことに目配りをしながら、さらには住民の皆さん方から寄せられる情報等も十分に受けとめて、私としてはそう大きな予算を要するものではないかなという理解もしておりますので、最善を尽くしてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

以上をもちまして、１１番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

若干早いですが、昼食休憩とし、再開は午後１時といたします。

午前１１時４６分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（西村昭教君）　それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を継続いたします。

次に、１番佐川典子君の発言を許します。

○１番（佐川典子君）　さきに通告のとおり、３項目について質問をしたいと思います。

まず、１項目めですが、雑草の中の町花ラベンダーについてです。

町民の誰もが知るラベンダー、見るだけでなく手に触れ、またかぐわしい香りのする可憐な花で癒しの効果もあり、町はラベンダー発祥地の地としています。

昭和５６年１０月１日、町花に制定されてはや３１年。日の出公園のラベンダーは見事な紫の絨毯をなし、国道２３７号線からも紫の日の出山がはっきりと気高く見えたものでした。十勝岳秀峰のふもとにラベンダーあり、これは強いインパクトでした。現在の日の出山や、約７キロにわたり植栽されたラベンダーロードは年々草だらけで歯抜け状態。多くの町民や観光客が残念に思っているところです。このラベンダー植栽について町としての保守精神と、町民の意識の醸成について、町長の所見を伺いたいと思います。

また、町民ボランティアの日等を町が制定し、その日はさまざまな人が町のためにラベンダーのボランティア作業に参加する日を設けることについても、あわせて伺いたいと思います。

２項目めは、美瑛町から深山峠近くまで来ている送電線支持物建てかえ工事についてです。

先日、深山峠近くで電力会社の送電線を支えてい

る鉄塔を見てきました。大きな鉄骨の柱が連なり、気づかない間に建てられていた感があります。かなりの威圧感を覚えました。

本町のかみふらの景観づくり条例が２２年９月１６日に制定されたが、４カ所の指定検討案の中に深山峠が第１に挙げられ、景観資源の優位性、観光戦略の重要性、保全・改善の緊急性、地域住民の理解と協力など、四つの視点で深山峠が上富良野町の代表的観光地区であるとされました。

国道２３７号に位置し、花人街道の名のもと、旭川・富良野間の交通量の多い地区であり、上富良野への道の玄関口である。また、上富良野八景の一つでもあります。美瑛町と同じような送電線支持塔を建てるのであれば、深山峠の丘が織りなす十勝岳連峰への絶景の流れに対する異物となり、負の財産を背負うことになってしまいます。建ってからでは遅い。電力会社に対し、この地区に建てる計画があるのかどうかも含め、詳細を聞くべきだと思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。

また、上富良野町の深山峠の景色を愛し、この地区に移住している方々の思いを受けとめる必要があると思いますが、それについても伺いたいと思います。

３項目めですが、わかりやすい標示について質問したいと思います。

①高齢化に伴い、目がかすみ、説明文章などが読みにくくなったという人がふえてきています。インターネットを開いても読みにくい人のために、ワンクリックで字を拡大することができるように他の自治体で行っています。また、音声でのガイダンスや色弱の方への配慮やふりがななど、本町もわかりやすい標示のあり方を考えるべきではないのか伺いたいと思います。

②観光客にとって駅は町の窓口でもあります。十勝岳線バス乗り場とバス停留所の看板標示の位置が違います。また、外国人観光客に対し、特に英語はもちろん中国語や韓国語など再度見直しし、標示のあり方を考え、来町された方に不快な思いをさせないことが重要だと思いますが、このことについて伺いたいと思います。

また、町中の案内看板標示を、できるだけ人の目線の高さや見やすい高さに統一できないものか、あわせて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの町花ラベンダーに関する御質問にお答えさせていただきます。

ラベンダーにつきましては、昭和５０年代に入ってからは、農作物から観光作物へと役割を変え、上富良野をラベンダー栽培発祥の地として、町におきましても日の出公園などの施設整備にあわせて栽培面積を広げ、観光資源としての位置づけを行ってまいりました。

平成に入り、道道吹上上富良野線の拡張整備にあわせて、歩道の敷設とラベンダー栽植を北海道に要望し、これを受けて現在の通称ラベンダーロードの整備が、平成６年度に着工され、平成１９年度に計画区間７キロメートルの完成を見たわけであります。

この整備区間には延長約６．６キロメートルのラベンダーが植栽されておりますが、整備視点の日の出和田氏地先からの初年度に植え込まれた株は既に１８年を経過し、植えかえ更新時期を超えているほか、全線を通じて株枯れ等によてラベンダーの列が欠落している部分も多く見られるところであります。

平成１０年に北海道と結んだ協定によりラベンダーの植えかえは北海道が行い、除草や刈り取りなどの維持は町が行うものとなっておりますが、双方とも厳しい財政事情の中で、適時適切な管理をでき得なかったことが現在の姿に至ったものと考えております。

北海道では昨年、町からお願いいたしました植えかえ更新補植の要望に対応し、ことしのラベンダーシーズンの終了を待って、前日から欠落株の補植を始めておりますが、当面は単年度の対応であるとのことで、全線についての植えかえ要望を継続してまいりますが、町におきましても、北海道の実施を待つことなく、日の出公園の植えかえ予定区にあるラベンダー株を活用した補植を行うほか、除草などの管理面においても美観の改善に努めてまいります。

また、かねてから取り組んでおります日の出公園の魅力再生につきましても、ラベンダー園の全面更新の計画期間を二、三年に短縮し、本年度土地改良を皮切りに着手したところであります。

なお、ボランティアは、心を同じくする者が他に束縛されることなく、みずからの意思で活動することが本旨と思われますので、町がボランティアの日を定めることについては想定しておりませんが、さまざまなボランティア活動に対する支援につきましては、可能な範囲で対応してまいりたいと考えており、そのような中でボランティア活動によるラベンダー管理への御協力をいただけるものであれば大変ありがたいことと思っております。

次に、２項目めの高圧送電線鉄塔に関する御質問にお答えいたします。

この高圧送電線鉄塔の更新計画につきましては、

７月２０日に北海道電力に電話で照会するとともに、その後、北海道電力の担当職員に来町いただき、直接計画内容を聴取したところであります。

この結果、美瑛町の区域で鉄塔の更新を実施したこと。また、時期は未定でありますが、上富良野町区域においても、更新の計画があることについて確認をしております。この際に、景観法に基づく手続につきましては、本町を初め北海道内の他の地域を含めて、事前の対応が必要であることも十分認識しているとのことでありましたが、町といたしましても、法令に基づく適正な手続について指導させていただいたところであります。

いずれにいたしましても、十勝岳連峰や丘陵、田園の景観は上富良野町のかけがえのない財産であることは言うまでもないことであり、上富良野の景観づくり計画及び法令の定めに基づく適切な措置を講じてまいりすので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めのわかりやすい標示に関する２点の御質問にお答えいたします。

１番目の質問につきましては、現在、町で開設している行政ホームページの改善に関する御質問かと理解をし、お答えさせていただきます。

現在の行政ホームページにつきましては、町民の皆様との協働のまちづくりを進めるため、町が保有する情報を積極的に公開するための一つの手段として運用しており、一昨年の１月にデザインをリニューアルし現在に至っております。その際に、サイトの方針として、既に公開している内容となりますが、使い勝手の向上を図るとともに、高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある方々でも、容易にウエブで提供されている情報にアクセスし、利用していただけるようホームページづくりを行うに当たって基本的な事項を統一しているところであります。

基本的な考え方は、特定のソフトウエアの使用や、デザインを利用者に押しつけるのではなく、利用される方がそれぞれなれた閲覧用ソフトウエアや音声読み上げソフトで御利用いただけるよう、極力シンプルに作成するよう配慮しているところであります。

今後も掲載する内容の充実はもちろんのこと、だれもが使いやすいホームページの運営の充実を図るため、随時見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、２点目の案内標示についての御質問にお答えさせていただきます。

駅前広場につきましては、現在中央部に町がＪＲ北海道から借地をして花壇をつくっておりますが、この花壇と駅前駐車スペースが設置されていることにより、バスの停車位置が停留所の位置標示と異なる実態となっております。

また、冬期間の駅前広場の除雪や排雪作業に支障が出ていることなどから、現状の花壇の位置の移動を検討しておりますので、その際に、駅前バス停留所の位置や標示を改善したいと考えております。

なお、それまでの間につきましては、停留所にバスの停車位置を標示するなど、利用者へ御不便をかけないよう対応を図ってまいります。

また、町内の案内標示についてですが、要所に設置しました地図つき案内板につきましては平成１４年度に、また、公共施設等主要施設案内につきましては、平成１５、１６年度の２カ年で国際共通語である英語併記で統一整備を図ったところであります。

また、沿道の案内標示につきましては、できる限り見やすい位置や高さで設置しておりますが、歩道の有無や交差点との位置関係、優先標示である交通標識の有無などによって、法令や道路管理者の管理基準による高さや場所の規制に基づいて設置されているところであります。

このようなさまざまな事情や背景はありますが、案内標示はおもてなしの重要な要素と考えておりますので、新設や改修のおりには、利用者の立場に立って見やすい、わかりやすいよう心がけ改善してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　お答えをいただきまして、安心していいのでしょうか。

日の出山の補植や雑草などの管理面においても美観の改善に努める。また、全面更新計画を短縮し、本年度土地改良に着手したというふうにお答えをいただきましたけれども、二、三年のその総額について、どのぐらいを検討されているのか、まず先に伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番佐川議員のラベンダーにかかわります公園整備についての御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問にありましたように、また、私、先ほどお答えさせていただきましたように、非常にラベンダーの町の大看板にしているのと比べまして、実態は非常にそこに至ってないということを私も痛切に感じておりまして、議員の御質問にありますように、とにかく美観が美しさが戻るように一刻もそれに到達するように、短時間でなるべく実現できるように配慮してまいりたいと考えております。

期間を短縮して整備を図るということの具体案につきましては、今、鋭意その具体化に向けて、中身を詰めておりますが、事業費等につきましては、それらがきちっと詰まった時点で、大枠の予算はとらまえておりますが、まだ、もう少し中身を精査した中で皆さん方にお示しさせていただきたいと思いますので、この点につきまして若干お時間をいただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　今後、見通しがつき次第、教えていただきたいなというふうに思いました。

ボランティアの言葉について、本当におっしゃるとおりでして、私たちは自分たちの意思で参加し、そして自分たちの意思で集まってみんなで活動しようということになったのです。拘束するつもりも全然私たちはありません。ラベンダーの町と言って、そして、上富良野町はラベンダーの町だというシンボルとしながら、ラベンダーをあたかも商業の一手段としてとらえている、そういう方たちが結構いらっしゃるということをお聞きします。

その人たちの言うことは、行政に任せているからいいのだと。そして、終わりにしていいものか、それが済むものかということなのですよ。行政に対して批判ばかりをしている、そういう傾向に見られます。町民参加をうたって協働のまちづくりを進めているのですから、これについては私は好ましくない動きではないかなというふうに思っているのです。この町民の意識改革を含めて、町長の考えをいま一度伺いたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

自分でも反省しておりますが、今さらこういうことを申し上げるのは本当に私自身が至らなかったということも含めて御答弁させていただきますが、ラベンダーロード、さらには日の出公園のラベンダーが、かつて多くの道民・国民の皆さん方にアピールしてきたかつての姿と余りにもかけ離れているということを、私も非常にショックを受けました。そういうことを踏まえて、かつてのラベンダーの町ということを全国にアピールしている町でございますので、その名に恥じないように、その取り組みを進めていく中で多くの町民の方がラベンダーにまた改めて心を向けていただくということが、一つの町の大きなうねりとなってまちづくりに寄与していただけるものと、そういう効果も期待しているところでありまして、まず、商業ベースでのラベンダーの活用についても、これはこれで大いに図っていただくことも結構ですし、しかし、その前提となるきっかけは、やはり行政の責任において果たしていかなければならないのではないかというふうに考えておりますので、本当に来年の観光シーズンには、皆さん方に随分変わったと思っていただけるようなアプローチをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　町長が本当に責任を感じているというふうな、今、お言葉をいただいたのですけれども、私はちょっと見方は変えているのですね。この間の上富良野の観光振興計画の策定に当たりましての町民へのアンケートというのがありました。その中に、もちろん日の出公園だとか、花に関する思いを寄せている方がたくさんいらっしゃいます。あとは景観、そしてまた温泉系統ですね、関連。たくさんある中で、その中で、改善とか整備が必要なものは何かという質問に関しましては、大概の人が日の出山に関するものが多ございました。

読みますと、雑草など手入れがされてない。今まで多くのお金をかけてきたが牧草畑となった。観光価値がなくなり、残念。また、乏しいと答える人が本当に多かったです。ラベンダーの苗も傷んでいて、町が公園管理でいかにもお役所仕事だ。日の出公園は民間の活力、アイディアのある方に任せたほうがよいのでは。民間企業に経営を委託してはどうか。お役所仕事になっている。これが大半の意見でございました。

ラベンダーロードに関しましては、ラベンダーロードの手入れが不行き届きでせっかくの長距離が台無しになっている。

今後ラベンダーの管理に対しまして、町の予算をつけていくと、二、三年の間に計画がなされるということで、本当に期待はして、ありがたいなというふうには思っておりますけれども、お金をかければ町民の意識が高まるのか、もう今まで、そういうお金はたくさんかけてきてはいたのです。

その町民の意識の醸成ということに関しまして、どうかということも先ほど質問させていただきましたし、これから次々と予算を今年度、来年度ずっとたくさんふえるかもしれない予算をつける覚悟があるのか。私は、ちょっと将来的には、こういうものは少しずつ町民ができることは自分で少しでも手助けをしながらやっていかないといけないのではないかいう考えのもと、今質問させていただいて、もう一度お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

何点かは重複するかと思いますけれども、まず、日の出公園、それからラベンダーロードも含めました、まずラベンダーに起因いたします観光資源につきまして、繰り返し申し上げますけれども、これは少し十分な配慮はなされていなかったと深く反省のもとに、短期間に予算の組み立ての中でも、やはり限られた予算の中での組み立てですので、そこは緊急性、あるいはメリハリを考えまして組み立て全体の中で配慮してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、その効果が即座に発現するような手だてを講じなければ、一度見放されてしまうと、もうそれを呼び戻すこと相当ハードルの高いことになるというふうに理解しておりますので、そのラベンダーロードも含めまして、短期集中的に整備をしたいというふうに考えております。

そういう行動、そういう事業を通じた中で、住民の皆さん方と一緒に、それを今後継続して維持していくためのお手伝いがいただけるような意識醸成ができれば、それは願ってもないことでありまして、そういうように住民の皆さん感じていただけるような、きっかけはまず町が進んでつくりたいなというふうに考えておりますので、佐川議員がお尋ねのようなところへ最終的につながっていくようなことも、心にとめて行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　ラベンダーの日という言葉だけが先走ってしまいました。ほとんどの人が、そういう作業、草取りとかに参加しないかもしれません。そして、だけどもやろうという意思を持った人をふやしていくと、そういう意識の醸成を図ることが大事だと思うのですよね。ラベンダーをよく見せたい、見る人への思いやりを自分たちの行動であらわしていきたい、そういうラベンダーの思いの気持ちを醸成としてふやしていくことが、すごく大事だと思うのです。それで私はボランティアの日という、何でもいいのですよ、その日でなくても１週間、月間でもいいですし、ラベンダーを思う、そういう日を上富良野町で今までなかったのですから、そういう日を町が考えてくだされば、私たちもちろんボランティア、ＮＰＯ総出でみんなで盛り立てていきたいなと、そういう協働のまちづくりの一環として、町がそういう日を制定していただけないものかなというふうな思いがあるものですから、こういう言葉になったわけです。

すべての町民が町長もおっしゃいましたけれども、心を一つにして前に進んでいかないといけないということが大事だと思うのですね。このラベンダーの日、あるいはラベンダーの週間でもいいです。その思いを町民と共有しながら、そして町民参画による協働のまちづくりを進めていくためには、私はこれすごくいい、自分で言うとおかしいかもしれませんが、ラベンダーを通していくのが一番いいのではないかというふうに思っております。

私たちの仲間で、いろいろな用事もございまして本当にお忙しい人ばかりだったものですから、２週間ぐらい前に急に決まったものですから、人数もそんなにはそろいませんでした。それでも先日、約４０名近くの方がお集まりいただきまして、ラベンダーロードの草取りをさせていただきました。暑い中大変な思いをして、ここにも何人か議場の中にもお手伝いしてくださった方がいらっしゃいます。大変だったのですけれども、ある程度の決められた時間を終えてから皆さんのお顔を見ました。もう満足してるのですよ。汗をかいて疲れているはずなのに、自分の用事があるにもかかわらず、お忙しい中駆けつけてくださった人たちがみんないい顔しているのですよ。これが本当のまちづくりにつながっていくことではないかなというふうに思います。この喜びを共有するということが大事だというふうに私は考えていますので、ぜひ、このラベンダーに関する日を町でつくっていただいて、そのきっかけをつくっていただければ、私たち仲間うちで来年も頑張ろうと、来年はもっといろいろな人に声かけようというふうに固く誓った経緯がございますので、ぜひ町のほうでそういう考えのもと進めていただきたいなというふうに思っています。ただの草刈りというふうに考えないで、協働のまちづくりの意識改革の一歩にぜひしていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたい。

ラベンダーロードにつきましては、この間も北海道新聞の７０周年記念に１００の道として選ばれております。また、９月１５日、先だってですが、後藤美術画伯の６０周年記念、そして、開館の１５周年記念もございました。そのイベントとして健康づくり講演会に１，３００人の方がいらっしゃいました。私たちの仲間では、せっかくそのような方たちがいらっしゃるのだから、その道道吹上線なのですけれども、後藤美術館のほうからそちらに向かうほうを、草取りをという活動をさせていただいたのです。

また、９月１６日には、ツールド北海道のコースにも選ばれております。そして、ＪＲのヘルシーウォーキングが２０１２年から２０１３年まで、日の出公園とラベンダーロード、上富良野ウォークというふうに宣伝をしてくださって、私も観光ボランティアをしておりますけれども、何人かの人がこの

道路を歩いて、わざわざ来ている人がいらっしゃいます。

こういうことがありますので、ぜひとも意識の醸成ですね、これが一番大事だと思いますので、またいろいろ検討を願いたいと思います。

次に、２項目めの深山峠の送電線の支持物建てかえ工事についての質問に移らせていただきます。

上富良野町の区域におきましても、更新の計画があるというふうに業者の方とお話をしたというふうにおっしゃいましたけれども、その詳細について伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　佐川議員の送電用の鉄塔に関する御質問にお答えさせていただきます。

私が現在聞き及んでいる限りにおきましては、建てかえをする基本計画をお持ちだということで、具体的な計画はまだ示していただいておりませんし、そういう段階ではないというふうに町としては認識しているところでございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　次に、景観法に基づく適正な手続を指導したというふうにおっしゃっていただきましたけれども、その内容について、粗々で結構ですので伺いたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　佐川議員の御質問にお答えいたしますが、御案内のように、上富良野町は既に景観行政団体になっておりますことから、町独自でルールを持っております。そういう中で、冒頭の答弁でも述べさせていただきましたが、深山峠も含めて、上富良野景観が最大の売りでございますので、現在の景観を損ねるような計画等が持たれるということは、非常に町としては、本当に負の財産を抱えることになりますので、そういうことにならないように、あらかじめそういう協議を十分にさせてくださいというようなことで指導させていただきましたし、また、北海道電力さんにつきましても、全道でこういう送電線網を張りめぐらしていることからに、むしろこの道にかけてはプロの領域の見識をお持ちでございますので、その辺はそごがないように進めましょうということで確認したところでございます。

○議長（西村昭教君）　１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　ぜひ本当にいい条例をつくっていただいたというふうに、今何度も読み返してもこの景観条例ってすばらしいなっていうふうに思っております。ぜひこの思い、景観条例の附則がありますけれども、この景観は多くの人々に感動を与えるばかりでなく、私たち町民の命をはぐくむ天与の宝物ですと。ちょっと中略しますが、私たちは上富良野町の景観が町民の大切な宝物であることを深く認識し、その享受に対する感謝の気持ちは普遍のものとして持ち続けなければなりません。そして、次代を担う子供たちが上富良野町を愛し、誇りを持てるように、さらに快適で魅力ある町を創造していくことが、今の時代を生きる私たちに求められています。景観法に基づく施策とともに、町民一人一人が景観づくりの担い手であることの自覚を持ち、このすばらしい景観を守り、はぐくみながら、だれからも愛される町を創造していくことを宣言し、この条例を制定します。

本当に私、これ何度も読んだのですけれども、よかったなというふうに、今思っています。

先日、私も実は伺ったのです。要は深山峠の今美瑛町まで来てますけれども、その送電線は２６メーター半近くございます。現の電柱という形ですけれども、それは１３メーターです。その１３メーターが峠から見ましても、やっと探してわかるような状態です。それが２倍もの高さのものがあの深山峠に来ることを想像したら本当に恐ろしいことになります。

深山峠の景観は、その丘から十勝岳の山に連なる丘の流れです。その流れを遮断してしまう、ばつばつばつと切ったような構造物に対して、ぜひ町長としても強い気持ちで対処をお願いしたいなというふうに思っております。その高さもそうです。そしてまた色も、また、そしてそのコース取りですね。それに関してもぜひ電力会社の対応に町が負けないような、美観を損なうことのそういうことがないように、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それとまた、もう一つ伺いたいのは、重点地区というのがございます。地域の住民との話し合いというのもその重点地区をつくるに当たってはそういうことが盛り込まれてあります、条例に。いつその重点地区というのを決めていくのか、そういうふうに制定するのか、その進捗状況を伺いたいというふうに思っています。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　１番佐川議員の御質問にお答えいたします。

条例上、それから上富良野景観づくり計画におきましても、重点整備地区を指定できるようにつくり上げております。ただ、現在、全町域に対して、ほかの市町村から比べると若干厳しい規制をかけております。これは自負しておりますけれども、ほかの景観行政団体と比べるとかなり厳しいと、上富良野

町の基準に対して評価を受けております。

それで、さらに重点整備地区を設定すると、全地域以上に制限を加えることになりますので、その地点でその地域内で生活される方、それから土地を利用される場合に対しても若干の制限がかかってしまいます。そのため現時点では、まず全町域に設定しております基準に基づいて、当面のところ推移を見まして、もし必要でしたらその重点整備地域設定して、なお強固に景観を守るという方向で行こうという事務レベルの思いを持っております。

なお、条例上、地域住民から逆に提案をいただければ、町のほうで指定するという方途も条例に書かれております。町が指定する方法、それから住民が提案して指定する方法、両方の道がございますので、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　ありがとうございました。

実は、次の質問で私がしようと思ったことを、今おっしゃっていただきました。

その地域の人たちが、どのように対処したら聞き入れていただけやすくなるのかとか、そういう地域の人たちの動きをぜひ逆にまた教えて、レクチャーを、そういうことをお願いしておきたいなというふうに思っております。

ちょっと時間がだんだんなくなってきますので、次に移りたいと思います。

３項目めのわかりやすい標示についてなのですけれども、ホームページの作成について、お答えを読み合わせいただきたいのですけれども、何かちょっと理解がしづらくて、私はホームページの作成のあり方を聞いているのではないのですよね。利用者がワンクリックで文字を拡大する機能がほかの自治体であるので、うちの町もしたらどうかと、ただ、それを聞いているのです。

調べましたよ、私だって。そうしますと、字を大きくする方法はいろいろあるのです。ワンクリックというのはほかの自治体でやっている方法です。でも私が調べたのはインターネットでほかのやり方を調べさせていただきました。インターネットエクスプローラーをお使いの場合は、手順１、画面の上部に表示されているメニューより表示（Ｖ）、そして文字のサイズ（Ｘ）を選択しお好みのサイズ最大、大、中、小、最小を選択します。また、ネットスケープナビゲターをお使いの場合は、手順１、画面の上部に表示さているメニューより、編集（Ｅ）と設定（Ｅ）を選択します。

また、手順２、カテゴリー、画面左の表示、（フォント）を選択し、サイズ（画面左の中からお好みのサイズを選択します）いずれもパソコン上の画面です。これはあくまでもディスクトップの話ですので、御了承願いたいと思います。一般的に一番普及しておりますので。

そしてまた、ウィンドウズ７の場合、ディスクトップ上の何もないところで右クリックし、画面の解像度（テキストやその他の項目の大きさの変更）で小、標準サイズ、中は１．２５倍、これ以上は左にあるカスタムで拡大と。

ウインドウズＸＰの場合です。ディスクトップ上の何もないところで右クリック、プロパティ、画面のプロパティ、そして設定、そして詳細設定というふうに流れます。

また、ビスタの場合です。ディスクトップの何もないところで右クリックし、個人設定の左、そしてフォントサイズ、ＤＰＩの調達、ＤＰＩスケールでもって９６ＤＰＩ、標準サイズ、１２０ＤＰＩ１．２５倍、そして最高まで５００％までできるけれども、それをやってしまったらパソコンの操作が不能になります。やってしまった人は対処ページをごらんください。また、もう一つの文字拡大法が、画面のプロパティのデザインタブ、フォントだけなら大きくできる。画像は大きくせず、文字だけ大きくできる特徴があるが、ＭＳワードのメールの本文などは大きくならない。特大フォントにするだけでは不十分、詳細設定をあけると文字サイズが標準の９ポイントになっているものが多いので、項目別に好みの大きさに変えます。その項目、（アイコンアクティブタイトルバー、パレットタイトルフィント、メッセージボックス、メニュー選択項目、ヒアクティブタイトル）などでこの操作をすればいいのです。

これは一部ですよ。こんなものをふだんそんなに使ってない高齢者で、しかも目が見えなくなりかけている人に強要するというのは、ちょっとおかしいのではないでしょうか。

先ほどのお答えでしたら、私が端的に言いますと、最初の１３行は何だかわかりません。そして、その次に出てきた文字は、実際にそれをやるのであれば御自由にやってくださいと、そういうふうにしか思えないようなお答えの内容をいただきました。これでいいものかどうか、わかりやすい標示というのはそうではないと思います。

私は、三重県の津のホームページだとか、北海道のほかの町もされているところはたくさんあります。当別町なんかは、読み上げ機能だとか、そういうのをワンクリックで全部できるのです。ここにこういう画面を開いたら、ここの上にクリックをすれ

ばすぐ文字が拡大できるように、そういう見る側にとってのサービスを行政側が提案していかなければいけないのではないかという質問をさせていただいたのです。それについてもう１回お答えをいただきたいなというふうに思います。ユニバーサルサービスというのが、そういう言葉があります。それについても含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　我が町のホームページの使い勝手についての御質問かと思います。

技術的な部分につきましては、担当課長のほうから御説明させていただきますが、冒頭にもお答えさせていただきましたように、簡素に、シンプルをモットーに設定しておりますので、具体的な内容につきましては担当課長のほうから、いま一度御説明させていただきます。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　１番佐川議員の御質問にお答えを申し上げます。

今、佐川議員おっしゃったような仕組みにつきましては、町のホームページの頭の上ではありませんが、一番下までスクロールしていただきますと設定条件がございまして、文字の大きさについては自由に変換できるようにしているところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　それだから、それであれば、余計にわかりやすい場所に置くべきではないでしょうか。ほかの自治体は、ホームページを開いたら、すぐ出るようにされているところは。私はわかりやすい標示についてという質問の中で、これを何とか今後検討していただけないものかなというふうに思って質問をしているのです。このままの先ほどの答弁のお答えですと、何か画面に虫眼鏡を持っていって、そしてこう見たほうが早いのではないかなというふうに思うぐらいのお答えをいただいたので、今後ちょっと、その辺検討をしてもらえるものかどうかお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１番佐川議員のホームページの使い勝手についての御質問に再度お答えさせていただきますが、このホームページを御活用いただくウエートは、日増しに、年ごとに高くなってきている実態は承知しておりますので、今、佐川議員がお話しされておりましたような、もし、皆さんがどなたでも使う上において、さらに便利に簡素に使えるような、工夫というものは随時していかなければならないと思いますが、そのどういう内容が一番いいのかということは、これはその人その人の価値観で変わりますけれども、一般的にどなたも使いやすいというふうなことは、日々心がけて取り組んでまいりますが、今どういうような問題点が、議員が御質問の内容も踏まえまして、どういうような改善点があるのかを精査しながら改善に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　わかりやすい標示の２のほうに移りたいと思います。

観光客関連につながっていくと思うのですけれども、以前に、駅周辺整備については跨線橋も含めまして看板の位置等も、そしてまた花壇についても、バリアフリーについても二度ほど質問させていただいております。

今回そういう計画をしていきたいというふうにお答えいただいているのですけれども、実際にいつごろその花壇整備も含めまして改善策を考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いいたしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　佐川典子議員の駅前の整備等に関連いたします御質問にお答えさせていただきますが、改善につきましては、来年の春に向けてということになろうかと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　それは観光客の標示、わかりやすいようにということで、②の質問をさせていただいておりますけれども、実は、この間こういうことがあったのです。観光ボランティアをしておりますので、もう過去にも何回もありましたけれどもつい１カ月前の話です。

町外の方がバスに、十勝岳線に乗ろうとして待っておりました。待っていたのですけれども、バスの乗り場の標示の場所と違うところにバスがとまっていたと。だけど、あれ何か時間が時間だし、もしかしたらそうなのかな、あれっと思っているうちに出発してしまったと。そういう旅行客がわかりづらいというのがやっぱり問題があるのですよね。

今回、上富良野町の車両班が外部委託ということで今なされていますが、この間、仕様書というのですか、委託仕様書の内容を見せていただいたのですけれども、観光客に対する例えば駅なんかは本当に玄関口なのですね、先ほどの質問の中にも言いましたけれども。そういう観光客にとっての重要な場所であるという、そして、町は観光客に対する気持ちを大事にしているのだという意味合いの何かしら文

章を書き加えないと、アウトソーシング先のことが悪いとかということを言っているわけでは全然なくて、そういう仕様書の中にも含めて考えて、つくって文字を入れていくべきではないかなというふうに思います。

また、東中線も同様にそういうことがございました。ラベンダーイーストへのお客さんが、東６線北１６号のバスで乗り降りしている方が結構いらっしゃるのです。それも、そのときも後ろのほうを歩いていたのですけれども、ちょっと一声かけて、乗りますかとかって、そういう合図をローカル線のいいところをふんだんに出して、そして観光客に対するおもてなしの行為として、ぜひそういうことを進めていってほしいなというふうに思っているのですけれども、町長のそこら辺についての対応をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、根っこの部分にそれぞれ役割は別といたしまして、よそからお見えの方々を温かくおもてなしをするというのは、これは根っこになければならないことは、もうおっしゃるとおりでございます。

そういう中で、今回特にバスの運行についての御質問でございましたけれども、標示等に不備、あるいは行き届かない点があることにつきましては、これはもうあってはならないことですし、そういうことの解消には対応していかなければならないというふうに考えております。

また、一方、通常の運行上におきます、いなかの路線ならではのそういうサービス精神というものは、もう発揮していただくことも、これは大事なことでもあります。しかしながら、やはりその運行を託されている事業者にとりましては、定時運行ということも一方では責任を負っておりますことから限界はあると思いますが、いずれにいたしましても、委託の仕様書の中に文字で記載をしていなくても、住民のサービス向上のために委託をするということは根っこでございますので、それは通常のやりとりの中でそういう気持ちを反映させていただくように、これからも指導もしてまいりますし、そういうサービス精神とあるいは、一方ではきちっとサービスにこたえていくという両面をあわせ持っているということで、改善できることについては改善してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

以上をもちまして、１番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

次に、４番米沢義英君の発言を許します。

○４番（米沢義英君）　私は、さきに通告してありました６点について、町長及び教育長に質問をいたします。

１点目は、産業振興について伺います。

長引く不況の中で、町民の生活、そして消費の落ち込みや同時に商店などの売り上げも落ち込むという状況になってきています。

今、求められているのは、活気のあるまちづくりや商店街づくりをどう進めるかということではないでしょうか。しかし、この間の町長の商工振興の政策に至っては、この点に決して十分とは言えないというのが状況ではないでしょうか。

町長は、事あるごとに町の活性化には産業全体の底上げが必要だと述べています。それは当然のことであります。しかし、それは個別の政策があってこそ生きるものであって、個別の政策がない段階で大枠だけを決めて、それを進めようというのは余りにもひどい話ではないでしょうか。

今、そういった点で町が必要なのは、どう商店の活性化につなげるような具体的な対策をきっちり住民の皆さんに示すかどうか、ここがポイントだと考えています。

私は、この間、町の人たちとも話し、その中でもチャンスがあればやはり営業を新たに機能を起こしたいという方も意欲を持っておられる方もいます。そういう意味では、そういった具体的なそういう人たちに対してきっちりとこたえるような政策の展開というのが必要だと思います。

そういう意味で、私は今後町の活性化にも必要な起業化支援という点で次の提案をしていきたいと思います。

一つは、町の若い世代の人、また、この上富良野町に転入して起業化を目指す、志すという人に対する計画段階、事業を起こすその前段の計画段階から支援を強化するということが求められていると思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、将来独立して店舗の開設を目指す人を支援するためには、空き店舗などを活用し経営体験をしてもらう場所の確保や、独立後の経営支援策などの具体化を図り、そして町や商店街の活性化につなげる体制の整備が今必要だと考えております。この点について、町長の見解を求めます。

次にお伺いしたいのは、障がい者福祉についてお伺いいたします。

障がい者や障がい児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、今、国においても地方段階においても、地域支援事業が行われております。

町においては、それの事業の一つの中にふれあいサロン事業を実施しておりますが、これは当然のごとく地元にそれを担える業者が福祉施設がないという状況の中で、富良野圏域の共同福祉施設に委託するという状況になっております。しかし、町の将来、利用者の利便性を考えるのとすれば、身近で利用できるような環境づくりを整えるということは必要でしょう。担当の方等に聞きましたら、この利用、現在のふれあいサロン事業の利用においては、地理的な条件もあり、なかなか利用人数も少ないという状況にありますので、将来この上富良野町にも福祉事業所がありますので、そういった点で担える事業所があれば、町が主体的事業として委託し、実施すべき段階に入っていると考えますが、この点についてお伺いいたします。

子育て支援についてお伺いいたします。

この間、何度となく子育て支援の取り組み、この点を訴えてまいりました。上川管内でも子どもの医療費の無料化を中学生まで拡大する自治体が生まれてきています。それは親と子が安心して子育てができるように、また、病気になったときでも安心して治療に専念ができる、そういう側面から応援すると同時に、健康で文化的な生活を営むという憲法の精神に沿ったものであり、その上からも子育て支援を強化の一環として医療費の無料化を拡大するという自治体が生まれてきております。

残念ながら、上富良野町は一部改正が行われましたが、就学前という状況の中で、入院、通院の対象額は他の自治体から見ても劣るという状況にあり、これからの子育てを応援するということであれば、他の市町村と同様に医療費の無料化枠を拡大する、これが今必要だと思いますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、自衛隊の町道使用についてお伺いいたします。

今、アメリカと安保条約のもとで、自衛隊の訓練も強化されようとしています。それは、日米間の声明に見られるように多様な緊急事態に対応する能力を高めるための、日米の共同訓練が過去においても、この町で実施されるという状況がありました。しかし、今、世界は軍事同盟からの離脱と軍事力に頼らない新たな多国間との共同、協力を求める世論と運動が多数になりつつあります。

これからの安全保障体制について、どのように考えるかというＮＨＫの２０１０年の問いに対して、国民は、アジアの国々との関係を軸に安全保障体制を築いていくことが、５０答えた人が５５％を占め、日米の安保体制を軸には１９％と少数となりつつあるというのも、世論の結果であります。

日本共産党は、関係国との対等平等との関係を築くことを主張しています。ところが、町ではそれに反するかのように、この７月１８日自衛隊の行軍が町道で行われるという事態になりました。それは第２０普通科連隊所属の一個中隊約３０名が、対戦車誘導弾や小銃を携帯して、中富良野町から上富良野町へ訓練を実施するという事態になりました。

さらに、この９月５日には、午後６時半から２６普通科連隊でありますが、１００人が布礼別方面に向かって行軍するという姿が見受けられるなど、多くの世界の国民やこの日本国民、町の願いに反して異常な事態が起きるという状況になっています。そういった点で、私は改めてこの自衛隊の町道使用について、町長の見解を求めます。

一つは、自衛隊員の町道を使用する場合、行軍する場合、町道の使用届、訓練の実施届が行われているのかどうなのかをお伺いいたします。

二つ目には、町民の不安を解消するためにも、軍事訓練は演習場内で実施するよう、町としてきっちりと求めるべきだと考えますが、この点について答弁を求めます。

次に、町長のこの４年間の行政評価についてお伺いいたします。

町長に就任してから４年が経過しようとしてます。今、経済が低迷する中で、安心して暮らせるまちづくりを多くの町民の方が望んでいます。また、それを町長に託しているというのが現状であります。

ところが、この間の町長の政策を見ますと、決して町長自身が目指すまちづくりの意志、これが町民に伝わったのかといえば、決してそうではなかった４年だったと私は考えます。当然まちづくりにおいて変わったことがなく、可もなく不可もなくというのが実情ではないでしょうか。

今求められているのが、本当に町民の方が安心して暮らせる、そして産業が潤いのあるまちづくり、産業づくりや商店街づくり、そして、子育てができる、そういう環境づくりではないでしょうか。その点でお伺いしたいのは、町長は、この４年間でみずからどういう行政評価をされているのか伺いたいと思います。

私はこの間の町長の行政の執行に当たって、幾つかの疑問を抱かざるを得ない点があります。この間確かに町長は、協働のまちづくりという形の中で情報の共有など、そういった点ではある一定の前進も見られるとは考えますが、また同時に、子育て分野においては国の制度を活用した、そしてワクチンの予防接種の助成制度などが行われました。

また同時に、産業、商工の担い手育成制度では、

支援制度を新たにつくったという点を見れば、まあ一定の可もなく不可もなくという状況の中で進められた政策の展開ではなかったかと思います。

今求められているのは、町長みずからが考案して、そして、まちづくりを展開するという、こういうまちづくりを今多くの町民が求めているものと考えます。そういう意味では、まだまだ十分皆さんの願いにこたえているという状況ではないと私は考えます。

また、一方で、行政改革と称して職員定数の削減や保育所の民営化、そして将来は特別養護老人ホームの運営も民間に任そうという方針も打ち出しました。

本来、行政改革というのは住民が暮らしやすい、そういうものでなければならなのに、逆に負担を求める、国保税の引き上げを行う。また、予算の使い方ではどう考えても納得いかなかったことしの演習場周辺の住民に対する騒音被害という形の中で、福祉費の向上に寄与するという目的で補助金を支出されましたが、これも本当に使い方としては問題が多いと言わざるを得ません。

私は、そういう点で町長が目指すまちづくりとは、活気のあるまちづくりということを公約にも掲げ、産業振興についても掲げています。そういう意味では、町長、私はこのように考えますが、町長みずからは、みずからのこの４年間の行政の執行に当たって評価についてどのように考えておられるのか、具体的な答弁を求めます。

次に、その上に立って、当然２選目を目指すのであれば、この４年間の自己評価をしながら、今後どのようなまちづくりが上富良野町に必要なのかという具体的な政策の考えがありましたら、答弁を求めます。

次に、教育長に答弁を求めます。

義務教育は、本来無償が原則ということになっております。しかし、今、地方自治体では財政難を理由に保護者負担という形の中で、諸行事の費用まで保護者に負担を求めるという状況に、この上富良野町の生徒さんや子どもさんを抱える母親から保護者からも、もっと負担を軽減してほしいという声が聞かれます。この間の決算の資料を見ましても、負担があるということがはっきりわかっておりますので、この点今後、教育費にかかわる必要最小限のものは軽減するなどの対策が必要だと思いますが、教育長にこの点の答弁を求めます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず１項目めの産業振興に関する２点の御質問にお答えをさせていただきます。

１点目の起業化支援についてでありますが、町では産業後継者の育成、確保を図ることを目的に、商工業及び農業の自営業に専業として新規に従事する方を対象とした担い手サポート奨励事業を制度化しているところでありますが、事業化支援につきましては、独自の施策を持ち合わせていないことから、町及び商工会に相談や情報提供、補助金、給付金、融資制度などの照会があった場合には、北海道経済産業局、北海道労働局等の関係機関の担当窓口を紹介することとしております。

これまでに、具体の相談等を受けた実績はありませんが、起業を目指す方への支援は重要な地域活性化対策の一つであると認識しているところであり、今後、商工会や関係機関と協議を図り、支援策の具体化について十分検討し努力してまいります。

次に、２点目の空き店舗活用などによる経営支援策等についてでありますが、平成２２年度に実施いたしました商店街空き店舗、空き地の現況及び経営動向調査によると、空き店舗５４件、空き地４０件の実態が明らかになったところであるものの、積極的に賃貸を行おうとする所有者は少ない結果でありました。

当町のみならず他の自治体におきましても、今日の経済状況の中で事業や業種転換などに将来展望が描きづらいことから、空き店舗の所有者や起業を目指す方にとっては、なかなか活用方法を見出せない実態にあるものと思われます。

今後、的確に事業者のニーズをとらえながら、先ほど申し上げました起業化支援策の研究とあわせて、起業の機運が生まれるような仕組みづくりを図れるように、商工会や関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの障がい者福祉政策についての御質問にお答えいたします。

御質問のふれあいサロン事業は、障がい者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業として、富良野圏域５市町村が共同でエクウエートふらのへ委託実施している事業であり、主に精神障がいを持つ方々を対象に創作活動を通じた地域社会とのかかわりや、生活訓練、日中の居場所の確保などを目的として、事業所のある富良野市内で実施されております。

御質問にあります町内で事業を行っている施設での実施につきましては、町としても、実現できるものであれば対象者にとっても有益なものと思いますが、今後、町内での実施が可能であるかどうか各事業者や他市町村と連絡調整を図りまして、可能性に

ついて協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの子育て支援に関する御質問にお答えいたします。

これまで乳幼児等の医療費助成につきましては、北海道医療給付事業と連携して、その給付対象者を拡大しながら助成措置を講じているほか、町の独自助成として、受診頻度の高い乳幼児を抱える子育て世帯の負担軽減を図るため、就学前の幼児に対する医療費の全額補助を実施しているところであります。

さて、議員御質問の医療費の無料化を中学生まで拡充することについてでありますが、中学校までの児童生徒の医療費を完全無料化した場合には、相当程度の新たな財源が必要とされ、厳しい財政状況の中で、現在これらの制度化を図ることは困難と考えております。しかし、少子高齢化の進展の問題は、今後のまちづくりにとって非常に重要な課題であると私も認識しており、我が町の少子化の状況が今後どのように推移していくか見定めながら、子育て期間全体を通じてバランスのとれた支援事業が実施できるよう引き続き検証してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、４項目めの自衛隊の町道使用についての御質問にお答えいたします。

通常道路を使用するに当たりましては、一般の歩行者や通行車両に支障を与える場合は警察の道路使用許可を得る必要があります。

議員御質問の自衛隊による訓練等、集団による利用におきましては、所轄する警察署で許可を得る必要がありますが、他のものの通行を阻害せず町道を通行するだけの場合には、道路管理者である町の許可を必要としておりません。ただ、現在は自衛隊側の自主的な対応として訓練実施の通知をいただいているところであります。

なお、平成２３年度１年間の富良野警察署の許可を得た道路使用は７件と掌握しております。

公道を利用して現に行われている行軍訓練などが、道路通行者に特に支障を来している状況にあるとは思えないことから、自粛や制限を求める考えは持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、５項目めの、私の任期４年間の評価等に関する２点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の御質問でありますが、さきの議員の御質問にもお答えさせていただいたとおり、就任時に町民の皆様にお約束した五つの公約について、ぶれることなくその実現に向けてさまざまな施策の実施に取り組んできたものと認識しているところであり、その結果、一定の成果を上げることができたものや形づくられたものなどもありますが、一方では、今なお道半ばのものや、新たな課題へ対応が必要なものなども多々あるものと受けとめているところであります。

議員からの御質問にありますみずからの評価につきましては、常に議会の皆様と議論を重ね、町民の思いを十分に反映した行政運営をさせていただいているものと考えておりますので、今後も引き続き、このような取り組みを継続しつつ、一歩一歩確実にまちづくりを進めていく中で、その結果として、町民の皆様に評価をいただくものと受けとめており、みずからが評価するべきものではないと考えております。

次に、２点目の御質問についてでありますが、これもさきの議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、協働のまちづくりを基本とする町民参加型のまちづくりがようやく途に着いたものと考えており、今後は、少子高齢化時代を見据えた福祉政策の充実、商・工・農・観光が一体となった産業構造の強化、安心安全な災害に強いまちづくりなど、これらをしっかりと実を結ばせて、次世代に引き継いでいける活力あるまちづくりのため、その先頭に立って取り組むことが今の私に課せられた責任であると自覚しているところであり、常に心に持ち続けている隅々まで光が届くまちづくりの実現を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君）　４番米沢議員の６項目め義務教育の教材経費にかかる保護者負担に関する御質問にお答えをいたします。

義務教育における学校の運営に要する経費は、国と地方公共団体が法令に基づいて、保護者に負担を転嫁してはならない経費として、原則として、すべての経費を公費で賄わなければならないとされております。

教科書の購入につきましては、義務教育無償の精神にのっとり、国において購入し、一人一人の児童生徒に供与することとされておりますが、児童生徒個人の用に供する教材の一部につきましては、義務教育無償の原則に触れるものではないと解されているため、必要な範囲で保護者の負担を求めております。

学校での教育活動に要する経費のうち、学習指導上で授業等に用いる教材が、直接的利益として児童生徒に還元されるものに関する経費につきましては、学校において保護者に負担を求めているところであります。

また、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒に対しましては学用品等の購入費の就学援助の制度があり、必要な援助を行っているところであります。

教育委員会といたしましては、保護者の教育費等が経済的に負担にならないよう各学校に、より少ない経費で大きな効果が得られるよう指導助言を行っておりますが、さらに努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　産業振興について質問をさせていただきます。

町が従来からの答弁と同じように、今後、商工会や関係団体と一体となり、その起業化に向けての機運が生まれるような仕組みをつくるのだということを答弁されております。私は、この間、まちづくりというのは町長言うように、確かに全体の底上げというのは当然必要ですが、それをするためには、個別の政策的な展開がきっちり並んでないと、それはなし得ないのです、何でもそうだと思うのですが。

そういう意味では、ただ協議するだけではなく、やっぱりこういったものを現実の商品として売り出すような、そういった行政であったとしても、売り出すような商品づくりをしていかないと、時代の流れからどんどん取り残されていくというのが実態だというふうに考えています。

そういう意味では、こういったものをやはり商品化してやっぱり体験してもらって、それを新たな起爆剤として町の活性化にも、また若い世代に対しても利用してもらうという商品開発がポイントになってきてますので、この点もう一度、どのぐらいの思いでこれを実施されようとしているのか、それをちょっと具体的な展開の仕方が考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の産業振興も含めました起業化の御質問にお答えをさせていただきます。

非常に私、この４年間担当させていただきました、この４年間の中ですら産業構造のあり方、あるいはその振興の仕方が非常に大きく転換してきているような動きを感じております。とりわけ今までどちらかといえば、議員お話しのように、まず、農業であり、商工業であり、あるいは観光でありという、まず個々の体質を強くするということは、もうもちろんこれは言うまでもなく、これはもう御理解いただいているとおりでございます。しかし、そういったものをうまく組み合わせていくことが非常に今重要だと、そういう中から起業も自然発生的に生まれてくるということを、非常に歩みがテンポが遅いというふうに思われるかもしれませんが、そういう大きなうねりが、今、世の中にあるのではないかなというふうに考えております。

そういう意味におきまして、個々の業種を強くしていくこととあわせて、例えば、一つの例を挙げますと、今、国を挙げて農業の６次産業化ということが声高にうたわれておりますが、そういったものを一つ、私はこの上富良野にとりましても、農業者みずからが６次化を図るなんていうことは非常にハードルが高いと。あるいはこれだけすばらしい資源がいっぱいあるにもかかわらず、商工業者がそれを活用して商売に結びつけていけるきっかけも、またなかなかつくりづらいということで、あるいはそれをトータルで観光に結びつけていく、そういうようなことがうまく正の回転をすれば、前向きの回転を始めれば大きなパワーになるのではないかなということで、そういうきっかけをこの起業化の方々から御提案いただいたり、そのきっかけづくりに寄与していただける期待が持てますので、そういうまず入り口の整理を行政として果たしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　その点で、さらに重要だと考えるのは当然このニーズ調査、実態調査というのが必要かというふうに思います。この間、国の助成策を使いながら、空き店舗や空き地の雇用対策の一環として調査もしてきましたが、しかし、実際この上富良野町において、やっぱりそういった起業化を目指す人がおられるのかということも、当然そういった視野の中に入れた展開をしていかなければならないですし、当然商工会との関係では、きちっとした展開を一つになって運動を前に進めるということが必要かというふうに思います。

そういった取り組みも含めて、やはりやらなければならないですし、今、やはり行政がする仕事の一つだというふうに考えてます。そういう意味では本当に商品化するという、そういった覚悟があるということで受けとめてよろしいか、この点確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、どちらかというと、今日まで私がいろいろ思い描いてきた、頭の片隅にやはりどちらかというとリスクを最小限度にして政策というものは展開し

ていくことが私の最大の責任だということを、やはり常に頭の中に浮かべておりました。

現在もそうでありますが、しかし、やはり少しここは私も自分の意識を変えて、多少なりともリスクはあるよと、だけど、ここで住民の方あるいは町民の方々が踏み出そうとする勇気を持てるような、そういうところにまで私は身を置かなければ、物事というものは進まないのではないのではないかなというふうに考えておりますので、そういうようなことに強く意を用いて、なるべく早期にこういったことが具体化できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　ぜひその点、前へ進めていただきたいと思います。皆さんの前で公で語ったわけですから、それなりの責任が当然伴います。そういった意味では、町長みずからが言ったことは絶対これは取り消すことのできない事実として皆さんもやはり理解されていると思いますので、その点ぜひ進めていただきたい。

次に、障がい者福祉の行政の問題についてお伺いいたします。

今、町の予算聞きましたら、どのぐらい委託しているのかということで、約１７０万円ぐらいだという話だったかというふうに思います。

上富良野町にもいろいろな福祉の事業所ができて、やはりこの点で将来こういった事業もやってみたいというような意欲のある事業者もいるような話もちらっと聞きました。そういう意味では、身近なところにあればやっぱり利用する方にとっても、富良野まで出かけなくてもいいわけですから、やはりこういったものは積極的に町が実施主体としてできるということが明記されているわけですから、この点大いに活用して、その事業展開をすることが必要だと思いますが、この点もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の地域活動を支援センターの事業につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

私、冒頭お答えさせていただきましたように、利用者のことを考えますと、やはり身近なところで、そういうサービスが受けられるということが、もう一番望ましいことであります。しかし、今日まで富良野にゆだねてまいった経過もございまして、それらの協議とあわせまして、まず、町内におきます福祉事業を展開しております事業者の方々が、自発的にそういったところに取り組みを拡大したいということのやはり意欲をあらわしていただくことも、一方では大切なことでありますので、そういった動きをにらみながら、一方では現在富良野に委託しております関係市町村、あるいは関係者の協議も一方では必要でございますので、そういったことで、これから協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　やはりそういった事業所を伺って、訓練だとか見ていましたら、やはり担当者の方に聞いても、遅いけれどもやはり成長しているのだと、この子どもに至っても、周りから見たらその場面しかわからないので、成長しているかどうかわからないけれども、この人がやはり生を受けてこの世の中に生まれてきて、やっぱり自立したいという思いは普通の人と同じなのだということを言ってました。そういう意味で、そういう人たちを支える本当に重要な場所であり、やはりそういったところを町が支援してサポートするというのは、やはり町の福祉計画についても述べられているわけですから、この点、ぜひ検討し、進めていっていただきたいと思います。

次に、町道の自衛隊の公道使用の問題についてお伺いいたします。

この間、武装をした自衛隊の方が行軍していて本当に異様であります。この点について言えば、やはり町は特に道路に歩行者等について支障がないから、自粛要請はしないのだというような話されておりますが、しかし、この点については間違いではないかと。いくら町が自衛隊と共存共栄だといったとしても、その軍事訓練なわけですから、普通の体操訓練とか歩行訓練とか、そういうものとは違って、質的に違うわけですから、やっぱりいくら共存共栄する町であったとしても、やっぱり住民が不快に思うのも、そういうものに対してはきっちりと言うべきことは言う必要が私はあるというふうに考えますが、この点についてどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の自衛隊の訓練等に関します道路使用についての御質問にお答えさせていただきますが、通常の通行者に御迷惑をおかけしない、あるいは通行に障害を与えるような状況でなく、行軍訓練等が町道あるいは他の道路を用いて訓練が行われることについては、何ら私としては特に不思議に感ずるものもございませんし、やはりそういった国民の安心安全を守る訓練の過程として、そういったことは国土の一部としてでありますから、利用されることについては、私は違和感を感

じていないところでございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　町長自身は違和感は感じてないのかもしれませんけれども、周りの人から見たら違和感に感じる人もいるわけですよ。やはりこの訓練の中身を見てますと、何回も言いますが、武装訓練して敵を撃って、どういうふうにしてそれをせん滅するかというような方法での訓練という異観なわけですけれども、ただ歩くというだけではないわけで、私は直ちにこういった問題については、町長は、平和を望む人もこの上富良野町にいるわけですから、やはりきっちりとただすべきだと思いますが、この点確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の御質問に再度お答えさせていただきますが、行軍訓練、名のごとく立派な訓練の一環だというふうに考えております。しかも公道を用いて訓練をするということは、それなりにそれの価値があるからなされていることだというふうに思いますので、これらについては、従前同様の対応とさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　価値の判断なのですね。全く基準が定まってないのかなというふうに私は思います。そういう意味で、こういった問題についてはきっちり今後指導するように、ぜひ喚起していただきたいと思います。

次に、ちょっと前後しますが、子育て支援についてお伺いいたします。

この間、町は就学前まで拡充するというところまでは来ましたが、しかし、引き続き答弁書によれば検証していくということでありますから、それが拡充するとどういうことになるのかということで、検証するということだというふうに思います。

実際に、もう既に拡充された自治体のお話を聞きますと、高学年になればなるほどよほど何か大きなけがをしない限りは体力的にも体が鍛えられて、そう通院だとか入院する回数が減るのだと。そういうことを考えれば、こういうもので子育てを支援して、小さい低学年の間は結構通院だとか入院するけれども、やはりこれからの子育て支援を考えたら、こういうものを入れながら多くの転入者も迎えるような工夫だとかできるのでないかということで、担当者は、これに一定のお金がかかるのは当たり前なのだ普通なのだというような回答を述べられている方もいます。確かに財政は厳しいけれども、それだけの価値があるのだということを言われているのです。

町長は、こういった問題も含めて、将来きっちりこういった問題に対して対処していくのかどうなのか確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の子育てに関する御質問にお答えさせていただきます。

とりわけ中学生までの医療費無料化についてでございますが、さきの御答弁でもお答えさせていただいておりますように、私は子育て全般の機会を通じて、皆さん方に子育てしやすいような環境を整えていくことを第一義としております。

さきのお答えの中で、検証をさせていただくというようなお答えをさせていただいておりますが、常に子育てのニーズというものは時代の変遷とともに多少変化をしていっていることは事実だと思います。そういう中で、今何が一番求められているか、また、何が一番重要なのかということを常に検証しながら、片方では役割を終えたものも放置しておくのではなくて、それらはそれらできちっと整理をして、新たな子育て事業の展開に目を向けるものについては目を向けるというような、そういうような一連の検証作業を常に行っていきたいということで、その中学生までの無償化を永久に排除するという、そういう思いでなくて、その時々の子育てにどういうニーズがあるということをとらえた中で、トータルとして子育て政策を充実させていきたいというのが私の思いでございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　はっきりされない答弁でありますけれども、検証するということですから、ぜひその点検証して新たな子育てのニーズの要求にこたえるということが、ある意味必要になってきておりますので、ぜひ実施に向けて対応を進めてほしいと思います。私たちも新たな展開として、署名なんかも活用しながら新たに要望なんかも出していきたいと思ってますので、ぜひ今後の展開を図ってほしいというふうに思います。

次に、４年間の行政評価についてお伺いいたします。

この件について町長は、先ほども同僚議員の答弁に、道半ばのものもあれば、新たな課題も見つかったということで、本当大変優等生な答弁をされております。

私は、そうではなくて、そういう評価があれば何が今まちづくりに対して足りなかったのか、道半ばだったのかというところを、やはり具体的に答弁する必要が私はあるのだろうというふうに思います。その点がなかなか見えてこないと思いますが、その点は町長自身の評価としてないのか。普通私だった

ら、米沢だったら、今までしたことは３０点ぐらいだとかと思うわけですよ。それ普通だと思うのです。町長にはそういう思いが、なかなか何か伝わってこないのです。そこに町民の方が寂しさを感じるわけですね。私はそのように思うのです。そういう意味で、もう一度その４年間の実績と評価という点で、何がみずからどういう評価されているのか、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の私自身に対する御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、この自分の行ってきたことに対する評価というのは重ねて申し上げますが、これは町民の皆さん方が評価をしていただくものだというふうに理解しておりますが、ただ、個々の事業がどうであったかということにつきましては、私自身いろいろ指を折って自己反省もしながら、あるいはある程度思いが遂げられたかというような思いも錯綜しておりますが、総じて、当初町民の皆さん方にお約束した物事につきましては、その道筋をつけられたものもあります。一つ一つを今申し上げませんが、しかし、仮にそういったものがあっても、また、その先に同じものから、さらに高いグレードのものが町民の方から求められるということ、先ほども申し上げましたけれども、これはエンドレスに町民の住民の要望というものは続くものだというふうに考えております。

そういう中で、思いようによっては、少なくても半分を超えるぐらいのことは思いを遂げれたのかなと。だけどそういう視点を変えれば、いやいや、まだまだ緒についたばかりだというような思いもありますし、これは常に高い理想を掲げて自分を強く奮い立たせて取り組んでいくことが、日々取り組む私の基本的なものだというふうに考えておりますので、ぜひそこら辺は米沢議員の御質問にお答えできませんけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　内々的には、うちには評価はしているのだということなのですが、やはり一般の方にわかるような評価の基準というものを絶えず持ってないと、時勢に流される部分が出てくるので、そういうエンドレスだという言葉をよく使うのですが、エンドレスであったとしても、その句切り区切りにおいて評価はしなければ、エンドレスもナンドレスもないわけで、その点はきっちりと評価する必要があると思います。

この間、行政の執行で見てますと、協働のまちづくりと言いながら、保育所の民営化、そして将来はラベンダーハイツも民営化するということです。

何度も申し上げますが、国保税の引き上げなどが行われました。本来、保育所に至っても職員を充足しなければならないにもかかわらず、結局は民営化を優先するために充足しないで、必要最小限の職員で保育所を運営してきたというような状況だったというふうに思います。

私は何回も申しますが、やはり行政が担うべきものはやっぱりあるのだということです。結局町長たちが述べているのは、必要最小限のもので大きな成果を上げようということは、町民のそういう暮らしをも削る部分をやってきているのだと。最終的に気がついたら職員の意気もなかなか上がらないと、今見てましたら。そして、経済もなかなか低迷しないと、自己発信もなかなかしないという、そういうところが行政の停滞を招いている部分があるのではないかと、私自身は不十分ながらもそのように考えて、全く否定するわけではありませんれども、やはり本来行政改革というのは、町民が心地よくなる、これが行政の改革なのですが、国も一環して地方行政もこれとは逆の方向に行っているということであって、この点私はそういう評価である以上、やはりそのことを考えたときに、町長が２選目に出るということであれば、みずからの４年間の評価に立って何をするのかということをはっきり示すべきだと思いますが、町長は今回町長選挙に立たれるのですね、その点確認させてください。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まちづくりに対します私のスタンスは、何度も申し上げておりますが、私は、常に職員の皆さん方にも申し上げておりますが、職員の職域代表でもありませんし、私は皆様方と同じ、やはり町民を代表した立場で職員にその思いを実現していただくために働いていただいている、そういう立場でございます。

ですから、常々町民の皆さん方とあらゆる場面で接する機会がございますが、そういう中で、いろいろ会話を通じて、私なりに手ごたえを感じるなり、あるいはもう少し頑張らなければだめだなあというふうに再認識するなり、そういうことを日々繰り返えさせていただいているところでございます。

余りこの場で言及は避けますけれども、いろいろアウトソーシング化を図っていくこと等につきましても、先ほども申し上げましたように、私は職場を守る代表者でありません。やはり町民の皆さん方によりよいサービスを提供していく仕掛けづくりの責任を私が果たしていく役割だと思っております。

そういう意味におきまして、まだ道半ばだというふうに考えておりまして、さらに町民の負託に深くこたえていくように決意をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　私の評価はそんなような状況で、今後町長が２選目に立たれるか、どうか別としてもやっぱりあそこには絶えず町民がなければならない生活を守るという、その重責を担っているのだということを自覚した行政の推進のあり方というのが今必要になってきています。それで、その時々によって流れがありますから、その流れにきっちりと対応できるような行政の強化、振興をしなければ今のまちづくりは前に進まないのかなというふうに思っておりますので、その点ぜひ考えていただければと思います。

最後に、教育行政の問題でありますが、答弁書に書いてあるとおりでありまして、国のほうでは、個人の利益に還元するものは個人負担なのだということなのです。こういった解釈については、多くの方々から議論もありまして、それでは子どもは社会の宝物ではないかと、個人とはいうけれども、将来育って、社会に出て社会で活躍する。そういうことを考えたらば社会のものだと、社会。個人だけれども社会が支えていく。だから、そういうことを考えれば教材も含めた一定の保護者負担というのは軽減されるべきものが本来の状況だというふうに思います。この点、去年でしたか決算委員会の資料を見ましたら、一般教材等では２万４，０００円ぐらいだったのかな負担が、ちょっと金額忘れましたけれども、そういった軽減できるような予算の範囲で、確かに各学校ごとでは教材の使用内容だとかいろいろ変わります。これは当然だというふうに、授業のカリキュラムに仕方によって変わりますので、そういうことも含めれば、やはり一定部分軽減できるような財政支援もしなければ、学校の努力だけではなかなか進まない部分もあるのかなというふうに思いますので、この点、答弁を求めます。

○議長（西村昭教君）　教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君）　４番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

お話しされたように、当然社会の宝という形で、国の全体の中で物事を進めれば、当然憲法の中で無償化というふうになってございます。今の現在の中で、先ほど冒頭申しられましたように、やはり財政的にちょっと厳しい状況もあるということも十分御承知のことかと思います。

本町においても、やはりその地域地域の特色ある授業の展開をしてございますし、我々も一定の共通の部分については、昨年度から学習活動交付金という形の中で全体の中で支出を上げてもらっただとか、いろいろそういう面では展開をさせていただいてございます。ある程度これからも、個々保護者の負担を各学校によってまちまちですけれども、やはりきちっと工夫していただきながら、でもやはり最低限の学力向上というのはうたわれてございますので、そういう面も含めながら、今後学校と協議しながら対応を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

以上をもちまして、４番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、１０番一色美秀君の発言を許します。

○１０番（一色美秀君）　私は、先般通告いたしました２項目について町長にお伺いいたします。

まず、１項目め、東中中学校閉校後の利用について。

１年半後に東中中学校の閉校を控えて、その後の利用策を今から検討しなければならない。

その一案として、小規模多機能型居宅介護施設と認知症対応型高齢者共同生活介護のグループホームを併用した施設として利用する。

事業の実施主体は町で行い、利用者、家族と支援員を調整するコーディネーター役を町社会福祉協議会に事業の一部委託を行い、訪問活動は研修を受講した町民ボランティア（有償）が担う。

町と社協と地域住民が一体となって取り組むことが最善の方策と思うが、どうか。

次に、２項目め、職員を中央省庁に派遣する仕組みについて。

まちづくりは人づくりが重要と考えるが、そこで、国土交通省・厚生労働省・文部科学省等へ職員を一定期間派遣し、中央からの最新情報をいち早く入手し、さまざまな施策に有効利用する。ハード面での基盤整備とあわせて、人づくりによるソフト面での基盤整備が重要と思う。その仕組みづくりを検討する考えがあるかどうか伺いたい。

以上、２項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの東中中学校閉校後の利用に関する御質問にお答えいたします。

東中中学校は、さきに御報告いたしましたとおり、平成２６年３月をもって廃校を予定していると

ころであり、現在、東中住民会、同窓会、ＰＴＡ等の代表者により閉校事業準備委員会が設立され、閉校記念事業等の準備が進められているところであります。

さて、閉校後、学校施設の対応につきましては、大きく分けて、第三者への貸与、譲渡、公共用また公益に供する施設への転用、施設の取り壊しの４点が考えられます。

東中中学校の閉校後の対応につきましては、現在、地域の意向を住民会にお聞きしているところであり、それら地域の意向を十分に尊重した中で、スピード感を持って対応方針を決定してまいりたいと考えているところであり、議員御提案の町が実施主体となるグループホーム併用施設につきましては、想定が難しいことを御理解賜りたいと存じます。

次に、２項目めの職員の中央省庁への派遣に関する御質問にお答えさせていただきます。

職員の能力、資質の向上は組織力の基盤であり、極めて重要な課題であるとの認識は、議員と意をともにするものであります。御発言にあります国と地方公共団体との人事交流につきましては、地方分権推進計画及び採用承認等基本方針の中で、総合対等交流の促進を原則として交流ポストの長期固定化により生ずる弊害を排除しつつ、人事交流を進めると閣議決定がなされており、現在では、都道府県から約１，８００人、市町村から約２００人を超える職員が国の機関へ派遣されている状況にあります。

本町におきましては、国の機関への派遣実績はないものの、平成５年から平成１１年度にかけて５名の職員を北海道へ派遣したところですが、その後は行財政改革の推進による職員数の減少や地方分権の進展等により、派遣を中断してきたところであります。

議員御質問にあります中央省庁への派遣につきましては、先ほど申し上げましたように整理すべきさまざまな課題等があることから、現時点で派遣の実施は考えていないところでありますが、人的交流等については、北海道も積極的に推進していることから、今後も可能な分野から取り組んでまいるとともに、人づくりの観点から、職員研修の充実を初めとして、職員の能力向上に向けて意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１０番一色美秀君

○１０番（一色美秀君）　最初の東中中学校閉校後の対応についてでありますけれども、想定が難しいことを理解いただきたいと、こういうような介護施設ですとかグループホームの併用は難しいというふうな御答弁でございますけれども、では、具体的に何が難しいのかをある程度具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　暫時休憩いたします。

午後　２時５６分　休憩
午後　２時５７分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番一色議員の東中中学校の閉校後の利活用についての御質問にお答えをさせていただきます。

さきにもお答えさせていただいておりますけれども、町がグループホーム等の社会福祉施設としての利用を想定してはどうかということでございますが、質問そのまま私お答えさせていただきますが、町が事業の主体となって福祉事業活動を展開するということ、そもそもが新たなものを想定しておりませんので、そういったところから東中中学校の利活用についても、そういう前提での利活用は想定が難しいということで、お答えした次第でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君

○１０番（一色美秀君）　町として主体ではできないということ、これは今回の東中だけではなくて福祉行政全般について、何度か返答いただいておりますけれども、行政が主体となるということを想定してないということなのですが、なぜそれができないのだろうか、その行政が主体となることによってどれだけの、では住民に迷惑をかけるのだとか、ある程度の理由づけがあればいいのですが、ただそれだけですべてを済ませている。なぜその主体になってできないのかというところをお聞きしたい、その点をお聞きしているわけであります。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番一色議員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

住民にサービスを提供いたしますさまざまな事業活動につきまして、福祉事業のみならず、私の基本といたしましては、そういった民間が現在事業展開を既に定着している、そういったものについて公が主体となって取り組む、そういう今時代背景ではないということで、他のものもそうでございますが、そういうことが事業として社会に成熟しているものにつきましては、これは民が担っていくということが本来あるべき姿だということでございまして、福祉事業のみならず、他の分野についても事業化が民間が行うことが定着しているものについては、民に

託すというスタンスでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君

○１０番（一色美秀君）　ちょっと町長勘違いされているのではないかと思うのですが、民間が非常に充実している、特に福祉関係。本当に上富良野はどれだけおくれているか、それは十分皆さん御存じでないでしょうか。なぜ行政が行うことが間違いなのでしょうか。これは非常に町長が言われます住民の意見を尊重したい、これは聞こえはいいのですけれども、これ実際は行政の手抜きではないのでしょうか。もし、東中住民の方が何も要望がないと、そうなったときはそのまま放っておくのでしょうか、どのような対応をするつもりなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の部分でお答えさせていただきますが、私が今から申し上げるまでもございませんが、さまざまな住民サービス事業、特に収益が想定されます収益事業等につきましては、それに固執するわけではございません、こだわるわけではございませんが、そういう先ほど申し上げましたように、民間の事業活動によってサービス提供が成熟している事業については、民が担うのが基本だと、そういった事業がまだ成熟過程の間は全国的に官が担って事業展開をして、きっかけをつくってきたということは歴史を見れば、そのとおりでございます。

しかし、そういう時代は既に終わって、積極的に民がそういう部門になってくれているのは実態でございますので、そういう意味におきまして、そして、官が担うということは、得てしてコストの事業展開を容易に想定できます。そういうところから、限られた予算を有効に効率的に活用するということを全国的に皆さん同じような方向を向いておりますので、そういう部分で官が担うということは、今は想定は難しいというふうに考えております。

そして、後段の御質問でございますが、では、どうするのだというようなことでございますが、今、地域の住民のほうに利活用について投げかけておりますが、その中でどういう答えが出てくるか想定できませんが、仮に地元での利活用がなかなか困難だというようなことでお答えがあったような場合には、第三者の方々に賃貸するなり、あるいは譲渡するなり、あるいは場合によっては、将来を考えて取り壊しするのがいいのか、それはまだ具体的な考えには至っておりません。さまざまなことを想定している段階でございまして、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君

○１０番（一色美秀君）　先ほどから言っているわけなのですが、なぜ行政として具体的な案を出せないか。これは本当に自治基本条例に協働の精神ということに反するのではないかと思います。行政としてどのようにかかわっていくか、それは非常に付加価値が多く、かえって住民に迷惑がかける、それはどうなのかということは、それはいろいろな選択肢を出して、それを選択するのは町民であって、住民であると思います。それを全く否定して、すべて民間に委託するということでは、先ほども言ったように本当のともにやろうと一緒に考えようではないかと。

具体的にハードルが高いということも、町長は定番となっておりますけれども、それではどうしたらハードルが低くできるのかと、一緒に考えようよと、そういう姿勢が一つも見られない。なぜその情報提供なり、こういう方法もあると。ではこの部分は町でできない、民間でやってくれと、そのようなお互いのキャッチボールが何にもない、ただ任せますと、それでは一向に進まないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

何度も反復する部分もあるかと思いますが、御理解を賜りたいと思います。

私の行政推進に臨みます基本的なスタンスといたしましては、きょうの御質問を通じて、何度か繰り返しお話し申し上げておりますけれども、さまざまな町民と住民の皆さんと接する中で、あるいは議会の皆さんと会話を重ねる中で、今、住民の皆さん方がどういうようなまちづくりを望んでおられるか、あるいはどういう思いをお持ちになっているかということを、日々頭の中で整理をしながら行政運営に当たっているところでございます。

そういう中で仮に、これは仮の話です仮定としてお聞きいただければと思いますが、一色議員が御提言のようなうねりが町の中で、あるいは議会の皆さん方の声を通じて、そういうものが町民が今求める町の姿だという体感できるものがあるとすれば、それは私も恐らくそういうことに特別な気持ちを持つことはないと思います。

しかし、現在、ではそういうような動きが町民の中にうねりとして、あるいは町に対する思いとして日々町民と私が接する中で、あるいは議員の皆さん方とこういう議論を重ねる中で、では、そういうものが感じられる今の社会の上富良野の環境かと申し

ますと、私はそういう感ずるものは非常に薄いというふうに理解しておりまして、私は提案する立場でございますので、そういうあれもこれも、これもあれもということで、この中から選択してくださいというような提案は非常に無責任だということで理解しておりますので、そういう中で困難だということでお答えをさせていただいておりますことを、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君

○１０番（一色美秀君）　私は全く反対の考えなのですね。町民のうねりがあるかどうかによって考える、そうではないと思います。町長として福祉の町でいくのか、農業の町として生きるのか、教育をやるのか、具体的にこうしたいのだという意見があって当然だろうと思います。

今、町民が待っているのは、そういった町長自身のイニシアティブだろうと思います。それに対して町民はどう考えているのだと、協力できるのかできないのか、そこのところをはき違えてもらっては困ると思います。そんな意味で東中中学校の問題も閉校を待ってから考えるのではなくて、今現時点からともに考えるような方向で進んでいただきたいと思います。

次に、２項目めの質問に移らせていただきます。

中央省庁に派遣をして情報を収集したいということでお願いしないのかということでありましたけれども、いろいろ行政改革により人員が少ないと、そういった現状にないというお話でありますけれども、これは私は過去にそういう中央省庁に太いパイプを持って引っ張ってくるという意味ではなくて、そういった情報もありますけれども、逆に上富良野から職員を中央省庁に送り込むことによって、全国に上富良野町はこういう町なのだということをアピールできるチャンスではないかと思います。

そういった意味で、再度町長にお聞きしたい、そういうたとえ行政改革で人手がなくても、それだけの人材の人を育てる意思があるかないかをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番一色議員の中央省庁等に人材を派遣する考えはないかということについてお答えをさせていただきます。

これは一つのツールとしては、そういうことが事情が許せば多分考慮する価値は十分にあることかと思います。

しかし、現実に生の行政運営を託されている立場といたしましては、やはり限られた人材を最大限に環境を整備してその力を高めていくことがまず第一義でございます。しかし、そういう中でも人材をしっかりと育成していくということで、現在可能な方法をもって北海道と人事交流をできないかと、そういうふうなことも今現在模索中でございます。とりわけ中央省庁へ人材を派遣して上富良野の名声を高めるような、そういう働きを期待してはというふうな御提言ではございますが、これはまた別な観点からそういったアプローチも可能かと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君

○１０番（一色美秀君）　これはある一つの町の事例なのですけれども、非常に財政が困難で大幅に職員のカットを余儀なくされたというふうな町でありますが、やはりそれであっても住民サービスを怠ってはいけないという形で、自分の自宅に窓口をもって帰って、日時を限定して地域の住民に受け付けをしてサービスをしている。そういった先ほど先般同僚議員の質問にありましたけれども、地域担当職員ということを含めて、やはり何のための職員なのか、住民にあっての職員だと、その基本的な考えがないのではないかと。いろいろな工夫をすることによってそれはクリアできるのではないかと思います。

さらにまた、職員の中で、非常に能力が優れて立派な方も多いと思います。ただ、それを生かす場がないと思うのですね。先進的に取り組んでいる、もし福祉行政でこういところある、農業に関しては６次産業に対してはこういうところもやっている、どんどん職員を派遣したらいいのではないですか。そういった中で初めて職員のやる気も出てきて、活性化されていく。その姿勢がなければ、これはやはりトップの姿勢がなければそれはできません。そんなようで、ぜひ人づくり、職員づくり、特に住民のためを思うのであればそのことに最重点を置くべきでないかと思いますが、町長の意見をお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

職員の能力を高めること、そして、その職員の能力を最大限に活用して町政の推進を図ることは、もうこれは普遍のことでございます。そのための手段として職員研修のあり方、あるいは職員の資質の向上のさせ方、そしてさらには人事のあり方、これらも全く一体化しているものでございます。そういう中で、時によっては他の自治体へ職員を派遣して勉強をしていただくなり、あるいは他の組織から人をお迎えして、また刺激をいただくなり、これはその時々最適な最少の経費で最大の効果が出るような、そういう手法を常に講じながら町のサービス向上に

資するように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君

○１０番（一色美秀君）　最後の質問でなくてあれなのですけれども、わかりました。ただ、本当に職員の研修というのは一日、二日ではわかるものではありません。せめて半年、１年という長期にわたって勉強していただく、少ない人数の中で大変なことだろうと思いますけれども、将来を見越して、ぜひその旨を取り組んでいただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、１０番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（野﨑孝信君）　御報告申し上げます。

あす、９月２０日は、本定例会の２日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後　３時１３分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成２４年９月１９日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

署名議員　　中　　村　　有　　秀

署名議員　　谷　　忠

平成２４年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

平成２４年９月２０日（木曜日）

○議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　議案第　５号　平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）
第　３　議案第　６号　平成２４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　４　議案第　７号　平成２４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
第　５　議案第　８号　平成２３年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第　６　議案第　９号　平成２３年度上富良野町企業会計決算認定の件
第　７　議案第１０号　平成２３年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
第　８　議案第１１号　上富良野町暴力団排除の推進に関する条例
第　９　議案第１２号　上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例
第１０　議案第１３号　上富良野町災害対策本部条例及び上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例
第１１　議案第１４号　教育委員会委員の任命の件
第１２　議案第１５号　教育委員会委員の任命の件
第１３　発議案第１号　議員派遣の件
第１４　発議案第２号　町内行政調査実施に関する決議
第１５　発議案第３号　議会報告会実施に関する決議
第１６　発議案第４号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件
第１７　発議案第５号　保険で良い歯科医療の実現を求める意見の件
第１８　閉会中の継続審査申出の件

○出席議員（１４名）

１番	佐川典子君	２番	小野　忠君
３番	村上和子君	４番	米沢義英君
５番	金子益三君	６番	徳武良弘君
７番	中村有秀君	８番	谷　忠君
９番	岩崎治男君	１０番	一色美秀君
１１番	今村辰義君	１２番	岡本康裕君
１３番	長谷川徳行君	１４番	西村昭教君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	中瀬　実君
会計管理者	中田繁利君	総務課長	田中利幸君
産業振興課長	前田　満君	保健福祉課長	坂弥雅彦君
健康づくり担当課長	岡崎智子君	町民生活課長	北川和宏君
建設水道課長	北向一博君	農業委員会事務局長	菊池哲雄君
教育振興課長	服部久和君	ラベンダーハイツ所長	大石輝男君
町立病院事務長	松田宏二君		

○議会事務局出席職員

局長	野﨑孝信君	次長	藤田敏明君
主事	新井沙季君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１４名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１４名でございます。

これより、平成２４年第３回上富良野町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野﨑孝信君）　御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第１４号並びに議案第１５号教育委員会委員の任命の件につきましては、後ほど議案をお配りしますので御了承願います。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査の申し出が配付のとおりございました。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

７番　中　村　有　秀　君
８番　谷　　忠　君

を指名いたします。

◎日程第２　議案第　５号

○議長（西村昭教君）　日程第２　議案第５号平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました、議案第５号平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）の提案要旨について御説明申し上げます。

１点目は、本年度の普通交付税が７月２４日に既決予算を８，９１３万３，０００円を上回る額で確定したため、増額補正をお願いするものであります。

また、普通交付税の確定にあわせて、地方特例交付額及び臨時財政対策債発行額が確定したことにより、地方特例交付金の減額及び臨時財政対策債の限度額の変更をお願いするものであります。

２点目は、町税についてですが、課税客体の確定に伴い、個人町民税において４，１６０万円を増額計上するとともに、償却資産に対する固定資産税の課税構成に伴う減額補正をお願いするものであります。

３点目は、上富良野町小学校用地費の確定に伴い、用地購入費及び使用料の経費を減額するとともに、予定しておりました基金繰入金を減額補正するものであります。

４点目は、平成２３年度からの繰越事業であります上富良野西小学校体育館耐震改修工事について、改修工事を進める中におきまして、当初、設計時点で再利用が可能と設計していたもののうち、施行段階で特に老朽化が激しく追加補修が必要であることが判明したことから、設計変更を行いますとともに所要の経費を計上するものであります。

５点目は、７月３１日から８月１日にかけ発生しました集中豪雨及び突風により被災しました道路、河川等の緊急に対応するための災害復旧費につきましては、８月１日付で専決を行い、本定例会の議案第２号として専決処分の承認を求める議案を上程し、承認をいただいたところでございますが、専決処分後に被災を確認した一部の排水路等において、災害復旧工事の施工上、時期をおくらせることが適切と判断したことから、今回の補正予算において所要の経費を計上するものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源の調整を行った上で財源的に余剰となる部分につきましては、これまでの災害復旧における財源充当の対応や不測の災害など、今後予想される財政需要に備えるため、予備費に一定程度留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案につきまして、議決対象項目の部分について説明してまいります。

議案第５号平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）。

平成２４年度上富良野町の一般会計の補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億８，３５７万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６４億４，５７２万７，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１款町税４，２００万円。

９款地方特例交付金１１５万８，０００円の減。

１０款地方交付税８，９１３万３，０００円。

１４款国庫支出金４１７万円。

１５款道支出金１，４４４万４，０００円。

１６款財産収入５９８万円。

１７款寄附金３１９万２，０００円。

１８款繰入金４８０万円の減。

２０款諸収入７１万４，０００円。

２１款町債３，１７０万円。

歳入合計は１億８，３５７万５，０００円であります。

２ページをお開きください。

２、歳出。

２款総務費１５２万１，０００円。

３款民生費１，０８４万円。

４款衛生費６２万１，０００円。

６款農林業費１，４４５万７，０００円。

７款商工費４２万円。

８款土木費５７万１，０００円。

９款教育費８３３万１，０００円の減。

１２款災害復旧費１，５３１万８，０００円。

１３款予備費１億４，８１５万８，０００円。

歳出合計は１億８，３５７万５，０００円であります。

３ページに移ります。

次に、第２表の地方債の補正ですが、１点目は北海道総合行政情報ネットワーク更新事業において、当該更新事業の負担金が確定し減額となったことから、予定しておりました地方債限度額を減額するものであります。

２点目、３点目につきましては、東中地区における道営２事業について、それぞれ事業費が増額となったことらから、予定しておりました地方債限度額を増額するものであります。

４点目につきましては、今回計上いたしました災害復旧事業費において、一般単独災害復旧事業債の発行を予定しておりますことから、限度額の増額を行うものであります。

５点目は、冒頭申し上げましたように、臨時財政対策債について発行額が確定いたしましたことから、限度額の変更をするものであります。

以上、議案第５号平成２４年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１３番長谷川徳行君。

○１３番（長谷川徳行君）　１点お伺いしたいと思います。

今回の国会で動いている赤字国債関連法による、上富良野町の交付税の影響はあったのかなかったのか、よろしくお願いします。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　１３番長谷川議員の御質問にお答えをいたします。

今のところ、公債法案はまだ成立はいたしておりませんが、地方自治体におけます交付税につきましては、今回予定どおり収入済みということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　何点か質問させていただきます。

まず第１点目は、１２ページの財産管理費という形の中で、今回、緑町公営住宅の用地の分筆等の測量等の予算が盛り込まれているかというふうに思います。この件にかかわっては、将来、来年度でしょうか。障がい者の授産施設等の建設用地の貸し出しを行うために、その用地の測量を行うということの話であります。

そこでお伺いしたいのは、今、福祉事業サービスという形で出てこられようとしている事業者、社会福祉法人のあさひ郷でありますが、この事業者における土地の貸与と契約等というのは、今後どういう手順で進められるのか、お伺いいたします。

二つ目には、この施設を運営するに当たって、当然、道における認可、当然、町においても認可できるわけですが、定員枠はもうある程度、富良野圏域においても、全道的にもなのでしょうか、いっぱいになりつつあるという形の話もちらっと聞きましたが、現状そういう中で、この間の説明によりますと、当面は１０人で、将来的には３０名の運営を行うのだという形の中で話がありましたが、そういう総体的な枠の制約がかかるという中で進められよう

としていますが、その枠の制限が出てこないのかどうなのか、その点お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、土地の貸与する、貸し出しするということになりますと、独占的な使用になるかというふうに思いますが、今後、まだきっちりとした契約の段階に至っていない段階で、わからない部分もあるかと思いますが、今後、建設施設設置等にかかわる費用等はどういうものがあるのかという点と、さらに土地使用を独占的に使用するというになれば、問題が起きないのかどうなのか、その点をお伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、同じく企画費の中で、定住移住促進費という形の中で、定住促進のための教員住宅等を財産移行もされて、整備して定住を促進して定住もしてもらうという、非常に大切な計画でもあります。そこで伺いたいのは、今まで何人の方が定住されたのか、この点。

それともう一つは、この用地とのかかわりでありますけれども、定住促進計画の中には、積極的にホームページでも空き家だとか空き地を紹介して定住促進を進めております。町の財産も、そういう意味では有効的に活用するということでありますが、例えば、今回、緑町の公営住宅を福祉施設に貸与するということになっておりますが、こういった移住計画促進の宅地として造成するというのも、一つの手段なのかなというふうに思います。それは、町が計画している土地の有効活用にも合致し、また、なおかつ人口をふやすという点でも有効になるのではないかなというふうに思いますが、そういうような考え方というのは、今回の中に出てこなかったのかどうなのかお伺いいたします。

次に、１４ページのバス運行ということ全般についてお伺いいたしますが、なかなか聞く機会がありませんので、利便性を図るということでバスの運行が行われています。乗り合いバスだとかタクシーという形で、今、試行的に昨年で終わる予定でありましたが、いろいろな課題も見つかって、祭日の運行をどうするのかだとかも含めて、今年度再試行という形で運行されているかというふうに思います。現地点でどのような課題があるのか、現状の利用されている人数等はどうなっているのか、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

それと１８ページ、児童措置費の問題で、今回、公募審査委員会謝金という形で２万円ですね、予算が計上されております。これは、中央保育所の民間委託に関わって、公募をする、受託をしてくれる、請け負ってくれる、そういう業者をこの公募の中で審査するということでありますが、この公募委員の定数はどのようになっているのかということと、私は前から言っておりますが、中央保育所は別に民間に譲渡しなくても町の施設として十分運営できると。確かに財政的にも大変な部分もあるかもしれませんが、一定交付税という部分でも参入されております。

また同時に、今まで育ててきた大切な一時保育や、そういった特定保育をも含めた保育の充実もされてきております。そういう意味では、何もこういう予算をつけて譲渡を前進させるというような措置をしなくてもいいと思いますが、こういった公募委員会の謝金を計上した理由と、将来この保育所の運営は町で運営できないのかどうなのか、この点についてお伺いしておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　米沢議員の何点かの御質問のうち、総務課に関連する部分につきましてお話しさせていただきます。

まず、１点目の緑町公住跡地の活用に係りますあさひ郷との契約の手順の関係でありますが、本定例会で補正予算等議決いただいた後、予定する事業者と今後、工事の着工時期も含めまして協議を進める予定としてございます。少なくても、契約につきましては、来年度着工時期を目途に、実際には契約を行いたいというふうに考えてございます。

あと、独占使用の関係の問題、課題等はないかという御質問をいただきましたが、少なくとも、町有する建物を独占的に使用する場合につきましては、議会の議決をいただくことのルールになってございますが、今般、このケースにつきましては、あくまでも遊休町有地を活用するものになりますので、特に独占使用に係る議会の議決についてはいらないかなというふうに考えているところであります。

あと、定住移住促進の関係につきましての御質問をいただきましたが、まず１点、定住がどれぐらい図られたのかという点につきましてですが、２３年度の実績でありますが、移住相談は２７件いただいております。そのうち、実際に移住された実績につきましては、１４戸２２名と把握をしているところであります。

あと、その中に御質問にありました、例えば緑町公住の跡地を移住の宅地に活用することの考えはなかったのかという御質問もありましたが、昨年行いました移住に関する調査の報告もいたしましたが、そんな間にわかってきたのは、移住者については、特に多くは景色がすばらしいところ。なおかつ市街地ではないということが大前提になっているということもわかってきましたので、いわゆる市街地にお

ける移住定住者の町有遊休地を活用することは、正直、余り念頭にないということを御理解いただければというふうに思ってございます。

あと、乗り合いタクシーの課題の関係を御質問いただきましたが、まず１点、乗り合いタクシー事業につきましては、極めて順調に今進んでございます。今年度、対象地区を拡大して行っていますが、拡大したところについても委託を受けた事業者にも混乱もなく、また拡大した対象地区の方々も多くが登録をいただいていることでありますので、特に課題となるものについてはないかなと。来年度、法的な許可が必要ですが、少なくても来年度以降、本行がスムーズにいくものだというふうに理解をしてございます。

ただ、今現在の稼働率等につきましては、後ほど回答をさせていただきたいというふうに思ってございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君）　４番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、緑町公住の関係での法人のほうの道の認可の可能性だとか、そういった点につきましては、現在、法人のほうでも道のほうと協議をしてございまして、内々、よいお答えをいただいているというような状況であるということでございます。権限自体が道にございますので、そういったことの対応は大丈夫なのかなというふうに認識しているところでございます。

また、建物の建設関連の費用につきましては、あさひ郷の自己資金なり借入資金で対応をするようなこととなってございます。

それから、中央保育所の民営化に係ります公募審査会の委員の謝金を４名分、今回補正予算に上程させていただいてございます。想定しています定数につきましては６名というようなことで、有識者２名、それから中央保育所の父母の会の正副会長ということと、あと、現場の保育士２名の合わせて６名を予定しているところでございます。

また、この計上に至った関係につきましては、これまで中央保育所の父母の会の皆さんとも懇談、民営化に当たりましての移譲につきまして原案を作成しまして、御協議をさせていただいたところでございます。そういった中で、皆さんも移譲になるときについては、そういった場面に立ち合いたいというような声をもとに、そういったことで、将来的に平成２６年４月の民間移譲に向けて、そういった場面を設定できるのであれば、そういったところにというような声にこたえる形で予算を計上したところで、この後、この議会で御承認受けました後、それぞれ審議会を設けて移譲に向けた審査をするような予定としているところでございます。

また、将来の民営化ではなくて、町営でできないのかといったことでございますが、先般の６月定例会の折にも町長のほうから申し上げていますように、子育て支援、養育支援といった部分では、なかなか課題を持った御家庭が多いといった中で、そういった対応をできるのは公の部分と。この保育所の関係につきましては、民間におきまして町内におきましても二つありまして、優秀な法人がやっておられると。そういった中で、そういったものにつきましては、民のほうに託していくというようなことで、町におきましては、そういった子育て支援、養育支援のほうにシフトをしていくというような考え方でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　乗り合いタクシーの点についてお伺いいたしますが、一定順調だということで、課題になりましたのは祝祭日の運行ということで、前回、聞いた経過がありますが、当然、タクシー等の過去の問題があってなかなか難しい部分もあるが、試行的に今回そういうものも含めて運行の体制を見直すということの話でもありました。

また、障がい者等の方が同伴する場合は、割引はどうなのかということも含めてなのですが、聞きましたが、そういった部分の今回、現時点で試行されていて、そういった祝祭日等の運行ということであれば、来年度からできるのかどうなのか、現時点での感想でよろしいのですが、どういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、何といっても保育所の運営のあり方ということであります。この方針を見ましたら、民にできるものは、従来からのオウム返しの言葉が載っておりまして、民ということで、それは民間でも十分立派にやっておられる方、運営されている方はおりますが、それは私は前から言っていますように否定はしません。しかし、かと言って、行政が全くそういった保育行政に携わらなくて、効率的な論理から言えば、子育ての分野もそれでは民間でいいのではないかと。別に公のものでなくてもできるのではないかと。実際されているところもありますので、私はそれは望みません。だけれども、そういう理屈でいけばそういうふうになる話なのですよ。

何を言いたいかということになれば、私は前回も町長に聞きましたが、残念なことに、私たちがつくってきた大切な保育の積み上げてきたものが、そ

れをみずから否定することになるのではないかということで言いましたが、うんともすんとも言わなかったというのが現状なのですよ。私は、保育所は単に行政の効率化のためにあるのではなくて、そこに住んでいる子どもたちや保護者や、やはり働くお母さん、お父さん方たちの地域の支えの場所であり、交流の場所であるということです。このことを考えたら、すべてが効率化の論理で、もう公のものは持たない、民間に任せればそれでいいのだと冷たい話になってくると思います。

もう一つは、保育所というのはまさに保育の実践の場所であり、いろいろなことを体得できる場所でもあります。そういうものを効率の原則によって、やはりなくしてしまうというところにこそ、町の行政の大きな問題が私あるというふうに考えていますが、この点、町長、今回こういう予算をつけて推進しようとしていますけれども、もう一度お伺いいたしますが、今まで行政がやってきた保育の質を高めること。これも十分、従前の枠の中でも効率的な運営もできますし、実施できるというふうに思いますが、民間に譲渡しなくても私はいいと思いますが、この点もう一度確認しておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　４番米沢議員の乗り合いタクシーに関します御質問にお答えを申し上げます。

まず、先ほど保留してございました今現在の利用者数の関係でございますが、今、８月末現在で登録者数が５９２名になってございます。８月の稼働率につきましては７５％、大変稼働率も高くなっているかと思ってございます。

あと、今質問をいただきました、来年度以降の運行に当たって、祝祭日の運行について考えているかどうかの御質問もいただきましたが、以前お話し申し上げましたように、昨年の末に取りまとめましたアンケート調査でも多くの御意見にはなっていなかったこととあわせて、いわゆる事業者の民業の圧迫の部分も一定程度考慮しなければならないこともあるなと。そのようなことから、基本的には来年度の本行については、まだ決定事項ではもちろんございません。公共交通会議で御意見いただきながら、それらを参考にして決定をしたいというふうに思ってございますが、現時点では来年度の本行については祝祭日と、今のところ消極的な考えだということを御理解いただきたいというふうに思っています。

ただ、今後ずっとそれをしないのかということではありませんので、以前申し上げましたように、利用者の声を随時聞きながら、よりよいサービス提供に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君）　４番米沢議員の保育所の運営のあり方に関する御質問でございますが、行政としましては全く関わらないといったわけではございません。町全体の保育をコーディネートするといった役割を担っていくというようなことでございます。

先ほど来、言っていますように、今、民にできるものは民に託して、行政として今一番何が課題かといったことに対応するといった部分では、町としましては子育て支援、養育支援のほうにシフトをしていかなければ、そういった方々にお困り感を持っている方々だとかがおられるといった判断のもとに、ただ単に効率的だとかそういった部分ではなくて、そういったものにシフトしていかなければならないと、そういうような時期にあるという判断のもとに、このようなことで計画をしているというようなことでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君）　私のほうからも、町長になりかわって町の考え方を述べさせていただきたいと思いますけれども、今、議員の御発言お聞きしていますと、我がほうでは官か民か、そういう極端な議論のように聞こえますが、多分理解はそうではないというふうに認識しているところであります。

御案内のとおり、我々も地域の中で必要な機能、これまで培ってきた機能を将来に向けて継続しなければならないものについては、物によっては、それは官が担うということもあるでしょうし、病院のように官と民とそれぞれ競合しながら地域のいろいろな住民の方のサービスを提供してきている実態もございますので、病院も御案内のとおり、非常に採算が合わないという状況にありますが、御承知のようにこれらについては、効率一辺倒で民に託すという性格かどうかについては、しっかりいろいろな角度から見て判断をさせていただいているつもりでございますので、ぜひその辺は御理解いただいていると思います。

この保育行政につきましても、以前も申し上げていますように、我が町にはおかげさまで民の方とともども、しっかり長い歴史の中で培ってきたものもございますので、そういう状況、それから今、担当課長のほうからもちらっと言いましたけれども、時代要求でまだまだ新しい取り組みをしなければならない。そういう先駆的に取り組まなければならないものについては、やはりリスクも多いでしょうけれ

ども、行政が担っていくという面もあるでしょうから、そういうものを総合して判断をしているわけでございますので、その点、理解をいただいていると思いますが、そういう考え方のもとで、そういうもののサービスはすべて行政がやる、もしくはすべて民間がやるということではなく、それぞれ思いを通じ合って、どういう形で共同して継続することがいいのか。民が先駆的にやっているものを民に、また、支援をする形で継続していただくものもあるでしょうし、官がリスクは覚悟して対応しなければならないこともあるでしょうから、そういうものを総合して判断しているということを、ひとつ改めて御理解をいただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　担当課長は効率一辺倒ではないということなのですが、この計画書の中に効率的にという言葉が書かれているのですよ。保育の質の向上と柔軟、かつ効率的運営を図るということて、それだったらこの言葉を削りなさい。なぜ削らないのですか。

もう一つ言いたいのは、効率なのですよ、やっぱり。財政の効率という形で、人が多いからなるべく減らしましょうということの中身ですよ。子育て支援にシフトしなければならないというのは当然です、今の普通の流れなのです。特別それが特筆してあるものではなくて、ほかではもう既に充実してずっとやっているところもあります。たまたま、上富良野町は財政の効率化とあわせて民営化するということで、譲渡するということで、その行き場がないからそちらにどうせ流してしまおうと、移してしまおうというような話です。

実際、子育て支援センターの職員の皆さん見てくださいよ。臨時対応で一生懸命やられているし、正職員でも最近はされておりますが、私は従来のこういう制度の中で、もっと職員を充実させることもできると思っている。別に、中央保育所を民間に譲渡して、その職員を異動しなくても十分私は可能だと思うのです。そういう意味では、町長はやっぱり今まで積み上げてきたものを全部否定してしまうということに対して、私は答弁してほしいということなのですが、町長、恐らく判断を持っていないから答弁できないのだと、私はそう思っています。本当に本当に情けないです。私は、そういう町長だったら、本当に町民が将来この町に住んで暮らして、将来を見据えたまちづくりをするという点で、羅針盤がないのにどちらへ行ったらいいのかわからないような、そういう感じに受け取られてしまうのではないかなというふうに思います。

そういう意味で、改めて今求められているのは、やはり行政が子育て支援の中でもきっちりと保育を支援して、なおかつ子育て支援を充実させるという、両面からの支援をやる時期だと思います。私は、効率一辺倒で何でも行政を離してしまう、ただ事務的に処理してしまう、これだけが残ってしまうでしょう、町長。そういうことにならないですか。答弁を求めます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員のこれに関しましては、今日までたびたび議論をさせていただいておりますが、上富良野の子どもたちをどのように育てていくかということ、最終的な責任を持っている立場といたしましては、それぞれ機能を十分発揮、それぞれの立場で発揮していくことが上富良野町全体の子どもたち、保育の質を高め、さらには御家庭に安心を与える、そういうような総合的に判断した結果の今回の御提案でございますので、私は私なりにきちんと町民の負託にこたえていける事業だということで確信をしているところでございます。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　１３ページの定住移住促進費について、若干確認等をしたいと思います。

利用条件に観光目的の利用でないこととありますが、これは具体的にどのようにしてそういったことを調べるのか。本人の申告制で調べるのか、あるいは追跡調査するのか。ただ、本人の申告制だけだったら、まさしくこれは形式的なものだけなのかなという感じがします。何か考えておられるのなら教えていただきたいと。

それと、この４棟８戸の教育財産から普通財産になったところ、残りの３戸ありますよね。７月１日でお試しをやる、教育財産から普通財産になった４棟８戸のうちの５戸をお試しに使いますよね。残り三つ、今後どのように利用するのか。未活用にはならないと思いますけれども、ここをどのように持っていくのかも教えていただきたいと思います。

それと、この１０日から３カ月という、この１０日以上という決めたところをもう一度確認したいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　１１番今村議員の定住移住に関する御質問にお答えを申し上げます。

まず、お試し暮らし住宅の関係ですが、まず条件として観光目的ではないということが条件に付してございます。これにつきましては、民間のいわゆる観光宿泊施設との影響を最大限考慮しようというこ

とがありましたので、これらの目的をあえてつけさせていただきました。

ただ、議員からも御指摘のありますように、これを追跡調査をすることは困難でありますので、まず入居前に申告という形で誓約をもらうなり、そのようなことにしたいというふうに思ってございます。もちろん申し込み条件の中には、インターネット等で条件を付して、これらに該当する人という形で周知をしていきたいというふうに考えています。

次に今回、教育財産でありました４棟８戸を普通財産に移管しましたが、そのうち８戸のうち５戸をお試し暮らし住宅、残り３戸につきましては、今、総務課で管理をしています、いわゆる移住準備住宅、これについては最大２年間まで居住が可能ですが、そのルールに基づいてこの３戸を活用していきたいというふうに考えています。

それと、お試し暮らし住宅を１０日以上にした条件を付した理由についての御質問ですが、これについても先ほどと繰り返しになりますが、いわゆる観光宿泊施設との差別化を図る必要があるなということとあわせて、お試し暮らしですので、２日や３日では上富良野町のよさ、あるいは上富良野町の文化、あるいはさまざまな暮らし、風土を体験するには短過ぎるということもありましたので、これを便宜上１０日というふうに区切らせていただいた経過であります。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第５号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者、起立）

○議長（西村昭教君）　起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第６号

○議長（西村昭教君）　日程第３　議案第６号平成２４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君）　ただいま上程いただきました議案第６号平成２４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、国民健康保険税の当初賦課額、療養給付費交付金及び前期高齢者交付金が確定したこと及び老人保健医療費拠出金の過年度分精算に伴い、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護給付費納付金及び特定健康審査等事業費が確定したこと、療養費給付金等負担金、特定健康審査負担金及び出産一時金補助金の過年度分返還額が確定したこと及び国民健康保険税還付金に不足が生じたことから所要の補正をするものであります。また、収支の差額については、予備費を充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第６号平成２４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

平成２４年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１，６０５万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億３，３７３万１，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１款国民健康保険税１，７５６万９，０００円の減。

３款療養給付費交付金２５０万１，０００円。

４款前期高齢者交付金１６４万４，０００円の減。

１０款諸収入６６万２，０００円。

歳入補正額合計は１，６０５万円の減であります。

２、歳出。

３款後期高齢者支援金等６万９，０００円。

４款前期高齢者納付金等３万４，０００円の減。

５款介護納付金８万６，０００円の減。

７款保険事業費４万１，０００円。

１０款諸支出金３，４７５万円。

１１款予備費５，０７９万円の減。

歳出補正の合計額は１，６０５万円の減であります。

以上で、議案第６号平成２４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　歳入の１ページの国保税の１，７００万円の減額という形で載っておりますが、ちょっと詳しく説明していただきたいと思いますが、資料では現年度課税分という形で７３０万円で、後期分ということで２００万円という形で、介護費が３００万円という形になっておりますが、要因は何だったのか、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君）　４番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

歳入の国民健康保険税の減額要素でございますが、当初予算の算定におきましては、過去３年の収入状況を見ながら推計して算出しているところでありますが、今年度におきましては、後期高齢者のほうに移る人数も相当数いるということで想定はしていましたが、人数上ではおおむね合っていたのですけれども、金額的に予想よりも下回ったというのが一つ大きな原因と、あと、２３年度の時点におきましては、前年収入があった方が２４年度では全くの収入がないということで、その部分で７００万円ほど減額しているとかという大きな要因があり、収入が皆無になったというか、という部分というのがちょっと想定より多かったということがありまして、減額になったということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　推計の仕方がどうだったのかということになるかというふうに思います。一定、その後期高齢者という形で移動される分については、ある程度掌握もできたのかなというふうには思っておりますが、あと収入の面で、そういうこともある程度抑えられる部分があったのかなというふうに思いますが、なかなかそういった部分で掌握し切れなかったという問題なのですが、やはり１，７００万円ということになれば、かなり大きな収入見込み減ということになりますので、普通ではないなというふうに感じておりますが、そういう意味では、もう一度確認させていただきますが、推計の甘さはなかったのかどうなのかお伺いしたい。

それと、予想よりも収入が落ち込んだ人がいて、無収入になった人がいるという話でありますが、そういう方というのは、現時点では要素としてはどういう方だったのか、何人おられるのか、この点お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君）　４番米沢議員の質問にお答えします。

まず、高齢者の部分につきましては、ある程度想定できたのではないかということでありますが、その部分についても、こちらのほうの想定している部分もありまして、甘くなかったのかといいますと、その部分については３年間の推計と、今後、国保に入ってくる方、それから国保から後期高齢のほうに移る方の想定もしながら算定をしておりますけれども、出ていくほうの部分につきましては、ある程度想定できたところなのですが、入ってくる部分につきまして、その世代の人数を掌握しているのですが、その加入率というのがなかなか想定の難しかったところもありますので、甘かったのではないかということも指摘されるところですが、なかなかそこのところは読み切れないというのも現状でございます。

また、２点目のその無収入の構成層ということにつきましては、全体の金額としてとらえているところで、詳細の分析はしていないところですので、御理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第７号

○議長（西村昭教君）　日程第４　議案第７号平成２４年度上富良野公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程され

ました議案第７号平成２４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容につきましては、現在実施中の長寿命化計画に基づく来年度施工分事業量の増に伴う実施設計費の増と、公設枡設置単価費が増加したことに伴う所要の補正を行うものです。

歳出においては、実施設計費の２６０万円の増と公設枡に関する工事費の７０万円の増により、下水道事業費合計３３０万円を追加するものとなっております。

歳入においては、この事業費変動により、社会資本整備総合交付金が１３０万円の増、不足する財源２００万円を下水道事業債に求める内容となっております。この変動に伴い、地方債限度額についても変更するものとなっております。

以下、議案の朗読をもちまして、上程説明とさせていただきます。

議案第７号平成２４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２４年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３３０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億１，７４５万２，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

裏面１ページをごらんください。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

３款国庫支出金１３０万円。

７款町債２００万円。

歳入合計３３０万円となっております。

２、歳出。

１款下水道事業費３３０万円。

歳出合計３３０万円の増となっております。

２ページをごらんください。

（第２表　地方債補正）。

（１）変更。

内容につきましては、公共下水道事業債一般分について２００万円を追加し、限度額を３，９３０万円とする内容となっております。

以下、事項別明細の説明につきましては、省略させていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　８ページの浄化センターの設計費の３３０万円増額補正ですけれども、今、水洗化の普及率が７７．７％ですか、なかなか進んでいっておりませんけれども、これについてはどうなのでしょうか。申し出を待っているのか、これ以上もう、なかなか普及率が進んでいかないのか、この部分はどうしても残ってしまう部分なのか、それか処理区分を拡大するというような、そういうお考えなんかもないのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁、

○建設水道課長（北向一博君）　３番村上議員の御質問にお答えいたしますけれども、実は、ここに掲載の補正分につきましては、浄化センター事業として行っております。今、御質問の内容につきましては……。

○３番（村上和子君）　わかるのですけれども、これにあわせて、その土地のほうはどうですかということを聞いているのです。これを使うものではないですけれども。

○議長（西村昭教君）　村上議員、もう少し詳しく、再度、もう少しわかりやすい質問をしてください。ちょっと答弁に戸惑いますので。もう一度どうぞ。せっかく質問されているのですから、もう少し詳しくきちんと聞いていただければいいかと思いますけれども。

３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　これはそれでない、浄化槽のあれだよとおっしゃるので、それにあわせて水洗化のほうの普及率についてはどういうお考えされるかなということをお聞きしているのです。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　水洗化については、当然目標値を持っておりまして、下水道の供給エリアを持っております。本来目的とするのは、もう水洗化率１００％なのですけれども、実質、昔から住まわれている方、そのエリアの中には、住宅の構造がまだ対応できないというような方もおられまして、水洗化が進まないという状況になっております。

下水道エリア外につきましては、合併浄化槽を普

及するという二段構えで、全町民に対して汚水のきれいな放水を行って、環境負荷を減らすという方向に、今施策を執行しているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第８号

○議長（西村昭教君）　日程第５　議案第８号平成２３年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程されました、議案第８号平成２３年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに関しまして、御説明申し上げます。

まず冒頭におわびして、提案議案中に文字が漏れておりますので、追加いただきたいと存じます。

議案第８号の提出期日、平成２４年９月１９日の後に、提出の文字を加筆お願い申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは、提案内容について御説明します。

地方公営企業制度の見直しに伴い、平成２４年４月１日付で地方公営企業法の資本制度に関する改正が施行され、平成２３年度決算から適用されたことに伴い、影響を受ける上富良野町水道事業会計において、当該改正法第３２条第２項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について議決をいただくものとなっております。

なお、未処分利益剰余金及び処分の額については、後ほど上程の議案第９号に添付しております、平成２３年度水道事業会計決算報告書の４ページ、上段の剰余金計算書及び同じく４ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

参考まで、これらの計算書は、同法施行規則第４８条第１項第３号の規定により、従来の様式から変更となっております。

以下、議案の朗読をもって上程説明とさせていただきます。

議案第８号平成２３年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成２３年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金４，３６３万７，７６６円のうち、３，０００万円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上、御説明といたしました。

議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第　９号

◎日程第７　議案第１０号

○議長（西村昭教君）　日程第６　議案第９号平成２３年度上富良野町企業会計決算認定の件、日程第７　議案第１０号平成２３年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、企業会計決算認定の件。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（松田宏二君）　ただいま上程されました議案第９号平成２３年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第９号平成２３年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第３０条第４項の規定により、平成２３年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

では初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

病院事業会計決算報告書の７ページをお開き願います。

平成２３年度上富良野町立病院事業報告。

１、概要。

（１）総括事項。

概要を御説明申し上げます。

地域の病院を取り巻く環境は、全国的な医師と看護師不足、さらには医療制度改革などにより一段と厳しい状況にありますが、当院におきましても医師の定着化と勤務環境の緩和を図るため、旭川医科大学に対しまして常勤医師の派遣要請を行った結果、平成２３年４月より、内科医１名の派遣を受け、常勤医師３名体制が確保されたところであります。

また、富良野協会病院からは、引き続き泌尿器科、循環器内科、眼科の３科から医師の派遣を受け、地域住民の利便性の向上と良質な医療の提供に努めたところであります。

国の総医療費抑制策が続く厳しい医療情勢でありますが、安全・安心な医療の提供と質の高い高齢者の充実を図り、患者を初めとされる皆さんに信頼されるよう努めているところであります。

次に、決算概要ですが、入院、入所者数は１万９，０４０人で前年対比１，３２０人、６．５％の減となりました。また、外来患者数は３万２，６１２人で前年対比１，１３９人、３．４％の減となりました。これによりまして、収益的収支は事業収益、事業費用ともに前年対比で減額となりましたが、６０３万１，０００円の同年度純利益を計上することができました。これは、事業収益では常勤医師の退職等により入院患者数が、前年対比で８．８％の減、外来患者数は３．４％の減になったことが減収の大きな要因であります。また、看護士などの確保対策としましては、平成２０年１０月に開設しました院内保育所の運営に対しまして、新たに北海道より運営補助金６３万４，０００円の交付を受けたところであります。

一方、事業費用では、事業収益と同様に、入院患者数などの減により材料費が減となりました。また、給与費についても看護職員の退職に伴う新規採用、退職手当組合負担金の精算の年でなかったこと。さらには、常勤医師の赴任に伴う派遣医師の報酬減などの要因により減となったところであります。

次に、資本的収支の主な内容ですが、企業債の償還、医師住宅の新築、医事コンピューターと医療機器の更新整備、さらには奨学資金の貸し付けなどを行いました。今後も旭川医科大学との緊密な連絡調整によりまして御支援をいただきながら、地域の医療と介護、そして救急を担う拠点病院として町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく事業運営に努めてまいります。

以上が、病院事業の決算概要でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。

１ページ、２ページをお開き願います。

平成２３年度上富良野町病院事業決算報告書。

（１）収益的収入及び支出。

以下、決算額のみ申し上げます。

収入、第１款病院事業収益８億２，４７８万４，５５６円。

支出、第１款病院事業費用８億２，２４９万９，３６７円。

（２）資本的収入及び支出。

収入、第１款資本的収入、６，６３１万７，７３５円。

支出、第１款資本的支出、６，６３１万７，７３５円。

以下、３ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　続きまして、平成２３年度水道事業会計決算報告書について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計の平成２３年度決算の概要を申し上げます。

７ページをお開き願います。

上富良野町水道事業は、町民が健康な生活を維持していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来３８年を経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において収入１億５，４６６万９，２６１円、支出１億２，６６６万６，９８６円であり、純利益２，８００万２，２７５円で決算することができました。

次に、資本的収支では、支出１億６５０万１，９１０円で、不足する額１億６５０万１，９１０円については、過年度分損益勘定留保資金、６，６９６万６，６８８円、当年度分損益勘定留保資金、３，９５３万５，２２２円で補てんし、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み使用水量は減少傾向にはありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ収納など納入方法の利便性を図り公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

１ページ、２ページをお開き願います。

平成２３年度上富良野町水道事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

１、収益的収入及び支出。

収入、第１款水道事業収益１億６，２０３万７，２４８円。

支出、第１款水道事業費用１億３，１７４万２，４３９円。

２、資本的収入及び支出。

支出、第１款資本的支出１億６５０万１，９１０円。

さきに概況報告でも申し上げましたが、表下に記載のとおり資本的収入が資本的支出額に対し不足する額、１億６５０万１，９１０円は過年度分損益勘定留保資金、６，６９６万６，６８８円、当年度分損益勘定留保資金、３，９５３万５，２２２円で補てんしております。

以下、各資産計算書事業明細書の説明については、ご高覧いただいているものとして割愛させていただきます。なお、決算手法の中には、平成２４年４月１日施行の改正地方公営企業法及び同法施行令並びに同法施行規則に基づき、従来の形式とは異なる部分がありますので、御承知をお願い申し上げます。

以上で、説明といたします。御審議を賜りまして認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　地方公営企業法第３０条第２項の規定により、審査に付されました平成２３年度地方公営企業の病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、平成２４年７月６日から同年７月２５日までの間で実日数５日間審査し、同法第３０条第１項の規定に基づき調整された各決算書等が関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか。また、決算の計数が書類等に符合しているかを照合し、予算執行の適否について審査しました。

審査に付されました各事業会計の決算報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各事業会計の計数は正確であると認められました。

次に、審査意見についてでありますが、病院事業会計決算は、常勤医の退職等により、入院収益の減少が平成２３年度まで大きく影響していることが示されております。また、介護療養型老人保健施設については、安定した利用状況と収益が示されております。一方、入院患者、外来患者の減少は、診療材料等の減少となってあらわれたほか、給食業務の委託料も減少しました。燃料費は、価格の高騰により増となりましたが、費用縮減に努めていることが伺えます。経費の節減や財政のあり方の改善など、職員が一丸となって取り組んでいる結果があらわれているものと言えます。

平成２２年に診療報酬が改定され、医業経営の環境は厳しさを増すことが予想されますが、町民の福祉向上と健康管理に寄与する医療機関としての安心・安全な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、住民医療サービスの向上と経営の改革に向けた一層の努力を求めます。

水道事業会計決算は、町内人口の減少や省エネ家電の普及、町民の節水気運や飲料水嗜好の多様化などにより有収の給水量が減少してきておりますが、計画的な起債の繰上償還の実施による利子節減対策の取り組みなど、安定した経営と安全・安心な飲料水の供給に心がけていることが伺えます。

今後とも、公営企業の健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、本町水道事業の特徴的利点とも言える湧水利用と自然流下を最大限に生かし、安価でかつ安全な飲料水の供給に一層の努力を望みます。

なお、１５ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で、説明といたします。

○議長（西村昭教君）　暫時休憩といたします。

再開は、１０時５０分といたします。

午前１０時２８分　休憩

午前１０時５０分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、一般会計、特別会計決算認定の件を議題といたします。

会計管理者、中田繁利君。

○会計管理者（中田繁利君）　続きまして、議案第１０号平成２３年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件につきまして、概要の説明を申し上げます。

今回、決算認定を受けます平成２３年度各会計の当初予算編成時の財政状況を振り返りますと、国内の経済状況は全国的に厳しい状況が続いており、先行きについてもデフレの進展、雇用環境の悪化、円高、原油価格の高騰など、懸念材料が多く存在している概況でありました。こうした中、政府は景気と雇用の回復を図るようにと一般会計の予算総額を過

去最大の９２兆４，０００億円としましたが、その財源は税収が４１兆円しか見込めないことから、歳入予算総額の４８％に当たる４４兆３，０００億円を国債発行にゆだね、２年連続して国債が税収を上回る構造となっており、さらに財源不足の７兆円を税外収入に依存するなど、財政構造上の課題も残っており、財政健全化への道筋を示すための財政運営戦略の着実な実行と、財政健全化にあわせて、早急に税制と社会保障制度の一体改革について速やかに方向性を示すことが求められていました。

一方、地方財政においては、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税は増額となりましたが、地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中での措置であるとともに、地方税収も減収で推移してきており、地方財政は依然として厳しさが増している実態にありました。

当町におきましても、地方財政対策で臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は大幅増となりましたが、厳しい経済状況の影響を受け、町税収入が減少傾向にあり、今後もさらに厳しい財政状況が続いていくことが予測される中で、引き続き、収支均衡のとれた健全な財政運営を趣旨として、第５次総合計画の３年次ということから、各施策を着実にかつ計画的に実施するために、効率的で信頼される健全な行政運営を目指した予算編成を行ったところでございます。

このことから、一般会計における当初予算額は６０億４，９００万円、前年対比２．９％、１億８，１００万円減の予算規模であり、その後の状況変化によりまして、最終予算額は６６億７，３０６万３，０００円となったところでございます。

その最終予算に対する決算の状況でありますが、一般会計と六つの特別会計全体の決算額では、収入総額が９７億７，３１６万８，０００円、歳出総額が９５億３，６８０万７，０００円で、差引残額は２億３，６３６万１，０００円で、六つの特別会計はすべて黒字決算となりました。その内容につきまして、一般会計を主に説明いたします。

一般会計の歳入総額は６６億２，２６３万８，０００円で、前年対比７．４％、５億２，７８０万５，０００円の減となっております。その主な要因といたしまして、増額になったものは、道支出金が中山間地域等直接支払事業などの開始により３，３９３万円増加しました。減額になったものは、町税が固定資産税とたばこ税などが増加しましたが、経済状況の悪化により町民税等が減少したため９３２万円の減、地方交付税は特別交付税が大雨等の災害復旧対策費などで１，６４５万円増加しましたが、普通交付税が人口減少などにより１億１，３４０万円の減、また、地方譲与税、地方消費税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、寄附金、繰入金、町債などが減少し、特に国庫支出金は演習場周辺農業用施設設置助成事業や富町団地建設事業などの完了により３億４，８３６万円の大幅な減額になりました。

一方、歳出の増額は６５億１，２５２万５，０００円で、前年度対比６．１％、４億２，２７７万８，０００円の減となっております。その主な要因といたしまして、増額となったものは扶助費が介護給付費等の増により、補助費等は中山間地域等直接支払事業の開始等により、また、災害復旧事業費は６月から９月にかけて４度にわたる集中豪雨等により復旧事業費を増額したことによるものであります。

減額となったものは、投資的経費の抑制を図った中で、普通建設事業費では演習場周辺農業用施設設置助成事業や富町団地建設事業などの完了により４億９，９５９万円の大幅な減額。積立金は、公共施設整備基金などの積立金が３億５，７３６万円の減額。また、人件費につきましても行財政改革の取り組みにより減額となったところでございます。

平成２３年度予算の執行に当たりましては、議員各位、町民各位並びに各関係機関、団体等の御理解を賜り、第５次総合計画に掲げる実施計画に基づく各分野における各施策事業の執行を終えたところであります。それぞれの事業ごとの内容につきましては、各会計歳入歳出決算書の歳入歳出事項別明細書の歳出の部及び各会計主要施策の成果報告書に記載してありますので、御高覧いただきたいと思います。

以下、議案及び平成２３年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係につきまして説明を申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議案第１０号平成２３年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２３年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンターハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成２３年度各会計歳入歳出決算書の２ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、平成２３年度の各会計別収支総括表でございます。この表によりまして、各会計全体の決算状況を御説明いたします。

一般会計及び六つの特別会計の合計欄を見ていただきたいと思います。予算額は９９億５，８６４万１，０００円、調定額は１００億６，０１０万９，０６２円、収入済額は９７億７，３１６万７，８００円、不納欠損額は２３７万３，９１１円、収入未済額は２億８，４５６万７，３５１円、支出済額は９５億３，６８０万６，９８４円、差引残額は２億３，６３６万８１６円となったところであります。

次に、調定額に対する収入割合の調定対比は９７．１５％、予算額に対する収入割合の予算対比は９８．１４％、予算額に対する支出割合の支出予算対比は９５．７６％となったところであります。

この表の左下に記載してありますが、一般会計及び公共下水道事業特別会計の丸括弧書きは、平成２３年度会計から平成２４年度会計への繰越明許費及び事故繰越であり、角括弧書きは平成２３年度会計から平成２４年度会計への繰越明許費で、それぞれ内数であります。

平成２２年度会計から平成２３年度会計への繰越明許費及び事故繰越の歳入の予算現額等につきましては、決算書の１２ページから１３ページに、歳出の予算現額等につきましては、１８ページから１９ページにその内訳を記載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

次に、各会計の不納欠損額の状況でありますが、Ｄ欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、個人町民税、固定資産税、軽自動車税で６７万５，９３５円、国民健康保険特別会計では、保険税の一般分で１３７万９，９７６円、介護保険特別会計では、介護保険料で１２万８，１００円、公共下水道事業特別会計では、受益者負担金と下水道使用料で１８万９，９００円の欠損処分を行っております。

次に、収入未済額の状況でありますが、Ｅ欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では２億８７０万６，４７８円の収入未済額がありますが、町税関係と保育料及び住宅使用料の合計額２，６３２万９，４７８円と、平成２４年度会計への繰越明許費の一般財源を除く１億８，２３７万７，０００円との合計額であります。国民健康保険特別会計では保険税の一般分と退職分で３，１４０万１，０６７円、後期高齢者医療特別会計では医療保険料で８７万４，２００円、介護保険特別会計では介護保険料で１９１万６，７００円、簡易水道事業特別会計では水道使用料で１９万８，３２２円、公共下水道事業特別会計では受益者分担金、受益者負担金及び下水道使用料の５４７万５８４円と、平成２４年度会計への繰越明許費の３，６００万円との合計額が収入未済額となっております。

なお、不納欠損額及び収入未済額の内訳につきましては、別冊の各会計歳入歳出決算書に係る附属調書の７６ページと７７ページにそれぞれ調書として載せてありますので、御高覧いただきたいと思います。

次に、各会計の差引残額でありますが、Ｇ欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、１億１，０１１万３，４６３円で、翌年度へ繰り越すべき財源の２，１１７万８，０００円を除いた８，８９３万５，４６３円が実質収支額となったところであります。国民健康保険特別会計以下の特別会計につきましては、記載のとおりであります。

次に、財産関係についての説明をいたします。決算書の後ろのほうの３９１ページをお開きいただきたいと思います。

財産に関する調書で、平成２３年度中における公有財産の移動についての説明をいたします。

１、公有財産。

（１）土地及び建物。

（ア）行政財産の建物関係でありますが、公共用財産のその他の施設欄の木造２８１．０７平方メートルの減でありますが、これは旧公民館、里仁分館、体育館と町立病院、保育所の解体によるものです。

次に、（イ）普通財産の建物関係でありますが、職員住宅欄の木造１３７．４５平方メートルは、町立病院の医師住宅の新築、教員住宅欄の木造１３２．８４平方メートルは、共済資金の償還が完了しました東中教員住宅の９号と１０号であります。建物合計は１０．７８平方メートルの減となり、以上が公有財産の土地及び建物の移動関係であります。

次のページ、３９２ページをお開き願います。

（２）の有価証券でありますが、前年度と同額であります。

（３）の出資による権利でありますが、これも前年度と同額であります。

次に、２の物品の関係でありますが、年度中の車両の増減につきましては、老朽化した車両の更新に伴い、新たに乗用車３台、軽自動車４台、中型バス１台、重車両１台、合計９台を購入するとともに、乗用車１台を売却、他の７台の車両を下取り処分とし、年度末は７７台の保有となっています。

次に、３の債権の関係でありますが、上富良野高等学校卒業者修学資金貸付金の決算年度中増減高の３４万円の減につきましては、２名の方々からの償還分であり、年度末現在高は１０８万円で、償還人数は２名となっています。

次のページ、３９４ページをお開き願います。

４の基金の関係でありますが、平成２３年度におきましては、一般会計及び特別会計合わせまして１４の基金と、北海道備荒資金組合基金を保有しております。

この表中の上段部分につきましては、平成２４年４月１日から５月３１日までの出納整理期間における基金の運用状況であります。平成２４年３月３１日現在の１４基金の合計額は、表中の右下の下段部分で２３億２，３９０万６，４３３円。５月３１日の現在額は上段部分で２３億６，５９８万６，７３７円となっています。北海道備荒資金組合基金の平成２４年３月３１日の現在額は２億３４万９，１１５円となっています。

以上が、財産に関する状況であります。

これをもちまして、平成２３年度各会計歳入歳出決算認定の件についての説明とさせていただきます。具体的な主要施策の成果につきましては、別冊の平成２３年度各会計主要施策の成果報告書に、また、決算に関わる付表は各会計歳入歳出決算書に係る附属調書にそれぞれ取りまとめて記載しておりますので、審議の参考とされまして御審議を賜り、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　審査に付された平成２３年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び関係書類並びに平成２３年度各基金の運用状況について、地方自治法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定により、町長から審査に付された平成２３年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、８月６日から９月４日まで、基金については８月２８日、１日間、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課等から提出された資料との調査、照合並びに関係職員の説明を聴取するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果等も参考にし、決算書式の適否及び計数の成否を確かめ、かつ予算執行状況について審査を実施しました。

各会計歳入歳出決算は、ともに法令に準拠し、かつ前年会計年度と同一の基準に従い継続して作成されており、計数も関係書類と符合し正確であり、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。また、平成２３年度基金運用状況調書、現在高調書及び関係諸帳簿の計数は、各基金の指消額、積立金利息の額、前年度末及び出納閉鎖後の現在額と符合し、適切に運用されていることが認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

町の財政規模は例年縮小し、町政執行はますます厳しい状況に置かれております。平成１５年度の一般会計の歳入決算額が１０１億７１８万円であったものが、平成２３年度では６５億１，２５２万円にまで減少しており、行財政改革による事務事業の見直しや経費削減を中心とした努力の結果、収支の均衡は保たれております。自主財源の根幹をなす町税収入は、固定資産税、たばこ税が増加しておりますが、町民税等が減少し、前年度と比較して９３２万円減少しております。また、一般財源の主要である地方交付税は、特別交付税分として国の補正予算に伴う大雨と災害復旧対策などで１，６４５万円増加しておりますが、普通交付税分が人口減少などにより１億１，３４０万円減となり、９，６９４万円の減となっています。

各基金の出納閉鎖後の現在高は、総額２３億６，５９８万６，７３７円であり、前年同期に比べ２，５９８万８，５８４円減少しており、財政指標は依然として厳しい数値が示されており、財政の硬直化が続いています。現在の公債費未償還額７４億６，３８６万円を減らしつつ、収支均衡のとれた財政構造への努力が求められております。

今後の町政執行に当たっては、地方に対して自分たちの問題を自分たちで解決する権利と義務を強く打ち出す地方主権が求められてきており、地方自治体に課せられた責任はより一段と重くなってきています。この責任を果たしていくために、制度改正や国、道の施策の動向を見きわめながら、適正かつ効率的な行財政の運営に努められることを望みます。

各基金運用状況の審査意見については、法令により確実かつ効率的に運用しなければならないと定められており、同町のすべての基金は金融機関に対する預金によって管理がなされております。特に、各会計の歳計現金の資金調達のため、一時借入金によらず、基金からの振替運用を優先するなど、資金の一元管理を行い、資金運用調達の効率化を図っています。

ペイオフの解禁以降は、より確実性が求められており、金融機関を見定め、定期預金と決済性預金による運用を行っておりますが、今後においても地方借入金との相殺など、基金管理においてより一層の運用管理に努めていただきたいと思います。

なお、基金の保管のあり方については、決済用預金に２１口、３億５，９９８万６，７３７円、定期預金に１９口、２０億６００万円であり、ペイオフ、

一時借入金繰りかえ運用などを考慮しており、効果的に資金運用が図られていることを認めます。なお、意見書に前年度比較、過去５年間経過及び各種データ等を記載しましたので、参考としていただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第９号平成２３年度上富良野町企業会計決算認定の件、議案第１０号平成２３年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われますので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く１２名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、１２名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第８　議案第１１号

○議長（西村昭教君）　日程第８　議案第１１号上富良野町暴力団解除の推進に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君）　ただいま上程いただきました議案第１１号上富良野町暴力団排除の推進に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

北海道では、平成２３年４月に北海道暴力団の排除の推進に関する条例が施行され、同年９月にはこの条例を受け、市長会、町村会を初め道民、事業者団体などが参加した北海道暴力団排除推進会議が設立され、北海道全体で暴力団排除の取り組みが推進されているところであります。

暴力団排除の効果を全道的に発揮させるためには、各市町村における取り組みが重要であるため、本町におきましても本条例を制定し、町民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会的活動の健全な発展と青少年の健全な育成に寄与するため制定するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第１１号上富良野町暴力団排除の推進に関する条例。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な内容のみの説明とさせていただきますので、御了承願います。

第１条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものであり、本町での暴力団の排除に関しての必要な事項を定めることにより、地域経済の健全な発展に寄与し、町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とするものであります。

第２条は、本条例で使用する用語の定義を規定したものであります。

第３条は、暴力団が町民の生活や社会経済活動に不当な影響を与える存在であるという認識のもとに、暴力団をおそれないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として、暴力団の排除を推進する上での基本理念を規定したものでございます。

第４条は、暴力団の排除のための町の責務を示したもので、関係機関と連携して暴力団排除に関する施策を推進する責務があることを規定したものであります。

２ページをお開きください。

第５条は、暴力団の排除に関する町民及び事業者の役割の重要性をかんがみ、第１項において町民の責務、第２項において事業者の責務及び施策に対する協力、第３項において町民等が暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する努力義務について規定したものであります。

第６条は、暴力団の排除を率先して行うべき町が、その実施する事務事業において暴力団が利することとならないよう、町が暴力団員または暴力団関係事業者を町が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずることを規定したものであります。

第７条は、暴力団員が町の公共施設を利用することに暴力団の利をもたらすことがないよう必要な措置を講ずることを規定したものであります。

第８条は、町民等による暴力団の排除の活動に取り組むことができるよう、町民等に情報の提供、その他の必要な支援を行うこと、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携することを規定したものであります。

３ページをごらんください。

第９条は、青少年が暴力団へ加入しない、暴力団員による被害を受けないための教育を必要に応じて行われるよう、青少年の育成に携わるものに対して

情報の提供、その他必要な支援を行うことを規定したものであります。

第１０条は、町民等における暴力団員または暴力団員が指定したものに対し、利益の供与の禁止を規定したものであります。

第１１条は、町民等に暴力団の排除の重要性について理解を深めてもらうなどのため、町が広報及び啓発を行うことを規定したものであります。施行期日につきましては、町民及び事業者等への周知期間を要することから、平成２５年１月１日とするものであります。なお、平成１５年条例第２２号の上富良野町公共施設の暴力団排除に関する条例について、本条例に規定されることから廃止するものであります。

以上で、議案第１１号上富良野町暴力団排除の推進に関する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第１２号

○議長（西村昭教君）　日程第９　議案第１２号上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君）　ただいま上程されました議案第１２号上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を申し上げます。

本条例は、平成１８年度の介護保険第３期計画のスタートの際に介護保険法が改正され、それまでの在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ移行することになり、在宅介護支援センター条例を廃止して本条例を平成１８年３月に制定した経過にあります。その後、平成２０年と平成２３年に介護保険法が改正され、本条例第２条に規定しております地域包括支援センターの設置根拠の規定の条項が第１１５条の３９から第１１５条の４６へ移動し、さらに第４条に規定しております地域包括支援センターが行う地域支援事業規定の条項が第１１５条の３８から第１１５条の４５へ移項していたことに気づかず失念していましたことから、今回、本条例を現行の介護保険法の規定にあわせるよう改正しようとするものでございます。

今回、このような形で本条例改正に至りましたことにつきまして、町民の負託にこたえなければならない行政職員の責任ある立場として深く反省するとともに、町民の皆様と町議会議員各位に対しまして深くおわびを申し上げる次第であります。大変申しわけございませんでした。

今後は、このようなことのなきよう、職員一同、再発防止と一層の研さんを深め、さらに関係各課とも連携した中で職務に邁進してまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第１２号上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例。

上富良野町地域包括支援センター条例（平成１８年上富良野町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第１１５条の３９」を「第１１５条の４６」に改める。

第４条第１号中「第１１５条の３８」を「第１１５条の４５」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第１２号上富良野町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、お認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第１３号

○議長（西村昭教君）　日程第１０　議案第１３号上富良野町災害対策本部条例及び上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました議案第１３号上富良野町災害対策本部条例及び上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案の主な要旨につきまして御説明申し上げます。

まず、上富良野町災害対策本部条例の改正についてですが、災害対策基本法の一部を改正する法律の改正が本年６月２７日より施行され、市町村災害対策本部の設置根拠が新たな条文として追加されましたことから、第１条中の「第２３条第７項」を「第２３条の２第８項」に改める内容であります。

次に、上富良野町防災会議条例の改正につきましては、同じく災害対策基本法の一部改正によりまして、地域における防災会議と災害対策本部の役割の見直し及び地域防災計画の策定の多様な主体の参加について条文として明記されましたことから、本議案を提出するものであります。

改正内容につきましては、防災会議の所掌事務を規定しております第２条第２号に上富良野町長の諮問に応じて、上富良野町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。また、第３号には、前号に規定する重要事項に関し、上富良野町長に意見を述べることを追加する内容であります。

次に、防災会議の委任について規定しております第３条第１０号に、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから上富良野町長が任命する者を追加する内容であります。また、これにあわせて、第３条第６項中、２３名以内を２６名以内に委員定数を改正する内容となってございます。

附則につきましては、施行日を規定するほか、本条例に伴います現防災会議委員の任期を規定してございます。

以上、議案第１３号上富良野町災害対策本部条例及び上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午前１１時３１分　休憩

午前１１時４５分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、再開いたします。

◎日程第１１　議案第１４号

◎日程第１２　議案第１５号

○議長（西村昭教君）　日程第１１　議案第１４号教育委員会委員の任命の件、日程第１２　議案第１５号教育委員会委員の任命の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君）　ただいま上程いただきました議案第１４号教育委員会委員の任命の件並びに議案第１５号教育委員会委員の任命の件、あわせて御説明を申し上げたいと存じます。

ただいま上程いただきました議案第１４号について申し上げます。

議案第１４号教育委員会委員の任命の件につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、教育長を務めております北川雅一氏でありますが、この９月末をもって任期満了を迎えるところであります。私といたしましては、これまでの教育行政の豊富な経験をさらに生かしていただきたく、留任をお願いしてきたところでありますが、本人の辞意が非常にかたいことから辞任を承認、承諾したところであります。

その後任といたしましては、現在、教育振興課長を務めております服部久和君を教育委員会委員に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。なお、服部久和君の経歴等につきましては、別添配付させていただいておりますので、御高覧賜りたいと存じます。参考としていただきたいと存ずるところでございます。

以下、議案の朗読をもって御提案させていただきます。

議案第１４号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町●●●●●●●●●。

氏名、服部久和。●●●●●●●●●●生まれ。

以上でございます。

引き続きまして、議案第１５号の説明をさせていただきたいと思います。

議案第１５号教育委員会委員の任命の件につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、教育委員２期目を務めていただいております菅野博和氏が、この９月末をもって任期満了を迎えるところでありますが、人格識見ともに優れた方でありまして、これまでの御経験をさらに本町の教育行政に生かしていただきたく、引き続き同氏を教育委員に任命したく議会の同意をお願いするものであります。

なお、菅野氏の経歴等につきましては、別添配付させていただいておりますので御高覧賜り、参考としていただければと存ずるところでございます。

以下、議案の朗読をもって、御提案させていただきます。

議案第１５号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町●●●●●●●●。

氏名、菅野博和。●●●●●●●●●●生まれでございます。

以上、２件、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに議案ごとに採決をいたしたいと思います。これに御異議こざいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

最初に議案第１４号教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第１５号教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時昼食休憩といたします。再開は、午後１時再開といたします。

午前１１時５０分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（西村昭教君）　午前中の会議に引き続き、再開いたします。

◎日程第１３　発議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第１３　発議案第１号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま上程いただきました発議案第１号議員派遣の件の内容につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第１号議員派遣の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、今村辰義、同じく佐川典子。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２２条の規定により議員を派遣する。

記。

１、富良野沿線市町村議会議員研修会。

目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

派遣場所、富良野市。

期間、平成２４年１０月１９日、１日間。

派遣議員、全議員とする。

２、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

派遣場所、旭川市。

期間、平成２４年１１月５日、１日間。

派遣議員、全議員とする。

以上、原案をお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　発議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第１４　発議案第２号町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

１１番、今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　ただいま上程されました発議案第２号町内行政調査実施に関する決議の件につきまして、朗読をもって提案の説明にかえさせていただきます。

上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

平成２４年９月１６日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。

１、実施の期日。議決の日以降において、１日以内とする。

２、実施の目的。町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

３、調査事項及び方法。

（１）町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

（２）全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。

（３）本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上でございます。御審議賜りまして、お認めいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　発議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第１５　発議案第３号議会報告会実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

５番、金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま上程されました発議案第３号議会報告会実施に関する決議につきまして、内容を朗読をもちまして説明とかえさせていただきます。

発議案第３号議会報告会実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、今村辰義、同じく佐川典子。

議会報告会実施に関する決議。

本議会は、次により議会報告会を実施する。

記。

１、実施の期日。議決の日以降において、１日以内とする。

２、実施の目的。議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告するため。

実施方法。

（１）町内の公共施設４カ所で開催する。

（２）全議員による報告会とし、町民からの要望等で重要なものについては、町長に報告し、その対応を求めるものとする。

（３）本件は、議会閉会中において開催するものとする。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　発議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第１６　議案第４号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

１１番、今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　ただいま上程されました発議案第４号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件を、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第４号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２４年９月１９日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

裏面をごらんください。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

１、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成２５年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。

２、地球温暖化防止、特に、平成２５年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な税・財源を確保すること。

３、安定的な林業経営の確立に向け、直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。

４、環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木材公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。

５、地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。

６、森林・林業再生にとって、不可欠な森林所有者みずからが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

７、国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２４年９月１９日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣に宛てて提出いたします。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　発議案第５号

○議長（西村昭教君）　日程第１７　発議案第５号保険で良い歯科医療の実現を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

１番、佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　ただいま上程させていただきました発議案第５号保険で良い歯科医療の実現を求める意見の件について、以下、朗読をもって説明させていただきます。

発議案第５号保険で良い歯科医療の実現を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２４年９月１９日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員、今村辰義。

裏面をごらんください。

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書。

あご、歯及び口腔を健康な状態に保ち、咬合、そしゃく並びに嚥下等の顎口腔機能を維持・回復することは、全身の健康の増進に寄与するともに、療養・介護の質の向上に大きな役割を果たすことがさまざまな研究で明らかになってきている。

平成２３年歯科疾患実態調査において「８０２０」が過去最高の３８．３％に達したという好ましい結果がある一方で、今日の格差社会の中では、経済的理由による歯科受診困難、治療の中断・中止による「口腔崩壊」という深刻な事態が広がり、国民皆保険制度の我が国で、歯科保健医療を国民が等しく享受することができない状態が進行している。

このような深刻な事態を招いたのは、窓口負担の高さに加え、既に普及している技術・材料の保険導入の遅滞等、歴代政府の歯科保険医療政策の軽視に極めて大きな原因があると考えられる。

一例を挙げれば、金属床の入れ歯、セラミックを用いた冠・ブリッジなどは普及している安全で確立たれた技術であり、保険適用とすべきである。また、既に確立している技術であり、力学的にも問題はないと思われるものの、歯の位置によって保険適用とならないかぶせ方（小臼歯のレジン前装金属冠）などがいまだに存在する。

多くの国民は、自己負担の軽減と歯科医療における保険適用範囲の拡大を強く望んでいる。

国及び政府においては、保険で良い歯科医療を実現するため、次の事項の実現に向けて速やかに対策を講じるよう強く要望する。

記。

１、患者の窓口負担割合を軽減すること。

２、良質な歯科医療が行えるよう診療報酬制度をさらに改善すること。

３、安全で普及している歯科医療技術を保険適用にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年９月１９日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。御審議いただき、お認めくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　閉会中の継続調査申出の件

○議長（西村昭教君）　日程第１８　閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第７５条の規定により、各委員会において別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉　　会　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

◎教 育 長 あ い さ つ

○議長（西村昭教君）　ここで今回、教育長をやられました北川雅一君に任期満了に伴い、退任のごあいさつをいただきたいと思いますので、皆様御了承願いたいと思います。

それでは、北川教育長よろしくお願いいたします。

○教育長（北川雅一君）　議長のお許しをいただきましたので、高い席でございますけれども、退任に当たり一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

平成２０年１０月に教育長の任命を受け、１期４年間、在任中は議会の皆様を初め、多くの皆様方の御指導とお力添えをいただき、何とか職責を果たし得ることはまことにありがたく、心からお礼を申し上げる次第であります。

顧みますと、昭和４５年４月より上富良野町に奉職させていただきました。スタートは、民生課衛生係からでした。そのころ、法定伝染病の猩紅熱が大流行し、日夜問わず子どもたちの搬送、家庭への消毒にと大変忙しい生活を送っていたことを記憶しております。

また、葬祭場の改築、墓地用地の整備、ごみ埋め立て地の東中地区への移転の事案にも携わらされていただきました。地籍調査事業では、特に市街地区の地籍調査において、町民の方々の大切な財産にかかわることで貴重な経験をさせていただきました。

教育行政においては、２度の社会教育勤務となり、多くの町民の皆様、スポーツ、文化団体の方々とのかかわりを持たせていただき、人として大きな財産を得ることができました。

管理職となり、基地調整室長として駐屯地などの調整、防衛周辺整備事業の推進に、また議会においては４年半、議員各位の御指導をいただきました。その後、企画財政、総務課と、行財政改革の厳しい中においての管理部門とあわせて３８年６カ月、その後、教育長として４年間、上富良野町の子どもたちの元気と頑張りに励まされ奉職させていただきました。

この間、さまざまな事業や事案にかかわり、そのたびに町民の皆様、議員の皆様、町長を初め職員の皆様の御指導、御示唆をいただく中、まちづくりに当たってまいりました。業務を進めるに当たっては笑顔で接し、人間関係を大切にし、誠意を持って一生懸命行うということを念頭に取り組んでまいりました。皆様の御期待に添えたのかどうかという思いが残りますが、常に自分の持っている力を全力で出し切って、人に、仕事にと臨んでまいりましたが、至らなかった点はお許しをいただきたいというふうに思います。

今、東日本大震災の影響も相まって、経済の低迷は大変深刻さを増し、地方へも多大な影響のある中で、行政運営も大変厳しくなってきておりますが、今後も議会、町長が両軸となり、第５次総合計画及び自治基本条例に示されております協働を合い言葉に、住み続けたい町となるまちづくりを進めていただけるよう御期待申し上げます。

最後に、これまで町民の皆様に御指導、御鞭撻いただきましたことに対しまして、感謝とお礼を申し上げ、退任に当たってのごあいさつとさせていただきます。４２年６カ月、充実した勤務させていただきました。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君）　大変長い間、御苦労さまでございました。

◎町　長　あ　い　さ　つ

○議長（西村昭教君）　それでは、次に、町長より４年間の任期が迫っておりますが、一般質問のところにもありましたけれども、今後のことにつきましても、まだ決まってはいないようでありますけれども、きょう４年間の総括も含めまして、町長に発言をしていただきたいと思います。これを許したいと思います。

それでは、町長向山富夫君。

○町長（向山富夫君）　議長の御配慮に感謝申し上げまして、第３回定例町議会の閉会に当たりまして、この４年間のお礼も含めまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

まず、冒頭に、教育長、本当にありがとうございました。北川教育長には、この４年間、本当に一緒に歩みさせていただきまして、ここで退任されること本当に忍びないのですが、本人の辞意もかたいことから、先ほど御説明させていただきましたように、承認、承諾をした次第でございます。本当にありがとうございました。

さて、平成２０年１２月末に町長として就任させていただきまして以来、この４年間、あっと言う間に過ぎ去ってしまったような気がしております。ちょうど第５次総合計画がスタートし、さらには間もなく自治基本条例が制定されまして、本当に新し

い時代のまちづくりに向けて上富良野の町民が一丸となって進もうという、そういうときに就任をさせていただきました。

選挙戦を通じまして、さまざま町民の皆様方にお約束を申し上げ、その実現を目指して取り組んでまいった次第でございます。おかげさまで、この間に一定程度、その形づくりをさせていただきましたもの、あるいは方向づけができたもの、しかし、昨日の一般質問でも申し上げましたように、新たに課題となってきたもの、こういったものが非常に重なってきておりまして、行政は一刻もその歩みをとめてはならないということを強く実感してきたところでございます。

今、日本じゅう、とりわけこの経済が低迷していることは、御案内のとおりでございますが、しかしながら、そういう中におきましても、しっかりとこのまちづくりをしていかなければならないのは現実でございます。１１５年前に、この上富良野に開拓のくわがおろされてから、営々と先人が築いてくれたこの郷土を、さらに私といたしましては大きく磨いて次の世代へ渡していかなければならない、そういう責任が私に課せられているというふうに考えているところでございます。

本年の末をもって任期を終えるところでございますが、こういう社会の情勢、あるいは上富良野町の現状を見るにつけ、引き続き私といたしましては、そのまちづくりの先頭に立って汗をかかせていただくことが、今、私が選択しなければならない、そういう選択をするものだというふうに思っているところでございます。そういうために、引き続き、まちづくりのかじ取りをさせていただくべく、それに向けての努力を引き続きすることを決意しているところでございます。

この４年間、陰に陽に、議員の皆さん方には大変御指導いただいたり、あるいは背中を押していただきました。そういったことを胸にしっかりととめまして、さらに引き続いて町政の任を担わせていただけるべく努力してまいります。このことを御報告申し上げますとともに、この４年間の皆さん方の御指導に心から感謝申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君）　どうもありがとうございました。

これにて、平成２４年度の第３回上富良野町議会定例会のすべてを終了し、閉会といたします。

午後　１時３０分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成２４年９月２０日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

署名議員　　中　　村　　有　　秀

署名議員　　谷　　忠